

平成二十一年経済産業省令第二十二号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第三条第一項、第七條第二項、第十二條、第十四條第一項、第十五條及び第十六條の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十年経済産業省令第六十三号）の全部を改正する省令を次のとおり定める。

（定義）

第一条 この省令において「中小企業者」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する中小企業者をいう。

2 この省令において「特例中小会社」とは、法第三条第一項に規定する特例中小会社をいう。

3 この省令において「旧代表者」とは、法第三条第二項に規定する旧代表者をいう。

4 この省令において「会社事業後継者」とは、法第三条第三項に規定する会社事業後継者をいう。

5 この省令において「旧個人事業者」とは、法第三条第四項に規定する旧個人事業者をいう。

6 この省令において「個人事業後継者」とは、法第三条第五項に規定する個人事業後継者をいう。

7 この省令において「株式会社事業後継者」とは、法第十二条第一項第一号ホに規定する株式会社事業後継者をいう。

8 この省令において「特例株式会社」とは、法第十五条第一項に規定する特例株式会社をいう。

9 この省令において「戸籍謄本等」とは、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書及び除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書をいう。

10 この省令において「法定相続情報一覧図」とは、不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七條に規定する法定相続情報一覧図をいう。

11 この省令において「従業員数証明書」とは、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十一号）第二十一條第一項及び第二十二條第一項の規定による標準報酬月額決定を通知する書類、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十一條第一項及び第四十二條第一項の規定による標準報酬月額決定を通知する書類その他の中小企業者の常時使用する従業員（次に掲げるいづれかに該当する者をいう。以下同じ。）の数を証するために必要な書類をいう。

一 厚生年金保険法第九條、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二條第一項又は健康保険法第三條第一項に規定する被保険者（厚生年金保険法第十八條第一項若しくは船員保険法第十五條第一項に規定する厚生労働大臣の確認又は健康保険法第三十九條第一項に規定する保険者等の確認があつた者に限り、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当する厚生年金保険法第九條又は健康保険法第三條第一項に規定する被保険者を除く。）

二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十條に規定する被保険者で当該中小企業者と二月を超える雇用契約を締結しているもの（前号に掲げる者を除く。）

12 この省令において「上場会社等」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所（以下「金融商品取引所」という。）に上場されている株式又は同法第六十七條の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（以下「店頭売買有価証券登録原簿」という。）に登録されている株式を発行している株式会社をいう。

13 この省令において「事業用資産等」とは、中小企業者の事業の実施に不可欠な不動産（土地（土地の上に存する権利を含む。）又は建物及びその附属設備（当該建物と一体として利用される）と認められるものに限る。）若しくは構築物（建物と同一視しうるものに限る。）をいう。以下同じ。）及び動産並びに当該中小企業者に対する貸付金及び未収金をいう。

14 この省令において「同族関係者」とは、中小企業者の代表者（代表者であつた者を含む。以下この項において同じ。）の関係者のうち次に掲げるものをいう。

一 当該代表者の親族

二 当該代表者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三 当該代表者の使用人

四 前三号に掲げる者以外の者で当該代表者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

六 次に掲げる会社

イ 代表者等（当該代表者及び当該代表者に係る前各号に掲げる者をいう。以下この号において同じ。）が会社の総株主等議決権数（総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総社員の議決権の数をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該会社

ロ 代表者等及びこれとイの関係がある会社が他の会社の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該会社

ハ 代表者等及びこれとイ又はロの関係がある会社が他の会社の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該会社

15 この省令において「特別子会社」とは、会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族関係者が他の会社（外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。以下同じ。）を含む。）の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該会社をいう。

16 この省令において「大会社」とは、会社であつて、中小企業者以外のものをいう。

17 この省令において「資産保有型会社」とは、一の日において、第一号及び第三号に掲げる金額の合計額に対する第二号及び第三号に掲げる金額の割合が百分の七十以上である会社をいう。ただし、中小企業者の事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他租税特別措置法施行規則（昭和三十三年大蔵省令

第十五号）第二十三條の九第十四項に規定する事由が生じたことにより、第一号及び第三号に掲げる金額の合計額に対する第二号及び第三号に掲げる金額の割合が百分の七十以上となつた場合には、当該事由が生じた日から同日以後六月を経過する日までの期間は、資産保有型会社に該当しないものとみなす。

一 当該一の日における当該会社の資産の帳簿価額の総額

二 当該一の日における次に掲げる資産（以下「特定資産」という。）の帳簿価額の合計額

イ 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（以下「有価証券」という。）であつて、当該会社の特別子会社（資産の帳簿価額の総額に対する有価証券は持分を除く。）及びロからホまでに掲げる資産（イにおいて「特別特定資産」という。）の帳簿価額の合計額の割合が百分の七十以上である会社（第六條第二項において「資産保有型子会社」という。）又は当該一の日属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額に占める特別特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上である会社（同項において「資産運用型子会社」という。）以外の会社に限る

ロ 当該会社が現に自ら使用していない不動産（不動産の一部につき現に自ら使用していない場合は、当該一部分に限る。）

ハ ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利（当該会社の事業の用に供することを目的として有するものを除く。）

ニ 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石（当該会社の事業の用に供することを目的として有するものを除く。）

ホ 現金、預貯金その他これらに類する資産（次に掲げる者に対する貸付金、未収金その他これらに類する資産を含む。）

(1) 第一種経営承継受贈者（第六條第一項第七号トの第一種経営承継受贈者をいう。次号及び第六條第一項第七号ハ(3)において同じ。）

18 この省令において「特別子会社」とは、会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族関係者が他の会社（外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。以下同じ。）を含む。）の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該会社をいう。

19 この省令において「大会社」とは、会社であつて、中小企業者以外のものをいう。

20 この省令において「資産保有型会社」とは、一の日において、第一号及び第三号に掲げる金額の合計額に対する第二号及び第三号に掲げる金額の割合が百分の七十以上である会社をいう。ただし、中小企業者の事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他租税特別措置法施行規則（昭和三十三年大蔵省令

第十五号）第二十三條の九第十四項に規定する事由が生じたことにより、第一号及び第三号に掲げる金額の合計額に対する第二号及び第三号に掲げる金額の割合が百分の七十以上となつた場合には、当該事由が生じた日から同日以後六月を経過する日までの期間は、資産保有型会社に該当しないものとみなす。

一 当該一の日における当該会社の資産の帳簿価額の総額

二 当該一の日における次に掲げる資産（以下「特定資産」という。）の帳簿価額の合計額

イ 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（以下「有価証券」という。）であつて、当該会社の特別子会社（資産の帳簿価額の総額に対する有価証券は持分を除く。）及びロからホまでに掲げる資産（イにおいて「特別特定資産」という。）の帳簿価額の合計額の割合が百分の七十以上である会社（第六條第二項において「資産保有型子会社」という。）又は当該一の日属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額に占める特別特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上である会社（同項において「資産運用型子会社」という。）以外の会社に限る

ロ 当該会社が現に自ら使用していない不動産（不動産の一部につき現に自ら使用していない場合は、当該一部分に限る。）

ハ ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利（当該会社の事業の用に供することを目的として有するものを除く。）

ニ 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石（当該会社の事業の用に供することを目的として有するものを除く。）

ホ 現金、預貯金その他これらに類する資産（次に掲げる者に対する貸付金、未収金その他これらに類する資産を含む。）

(1) 第一種経営承継受贈者（第六條第一項第七号トの第一種経営承継受贈者をいう。次号及び第六條第一項第七号ハ(3)において同じ。）

21 この省令において「特別子会社」とは、会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族関係者が他の会社（外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。以下同じ。）を含む。）の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該会社をいう。

22 この省令において「大会社」とは、会社であつて、中小企業者以外のものをいう。

23 この省令において「資産保有型会社」とは、一の日において、第一号及び第三号に掲げる金額の合計額に対する第二号及び第三号に掲げる金額の割合が百分の七十以上である会社をいう。ただし、中小企業者の事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他租税特別措置法施行規則（昭和三十三年大蔵省令

第十五号）第二十三條の九第十四項に規定する事由が生じたことにより、第一号及び第三号に掲げる金額の合計額に対する第二号及び第三号に掲げる金額の割合が百分の七十以上となつた場合には、当該事由が生じた日から同日以後六月を経過する日までの期間は、資産保有型会社に該当しないものとみなす。

一 当該一の日における当該会社の資産の帳簿価額の総額

二 当該一の日における次に掲げる資産（以下「特定資産」という。）の帳簿価額の合計額

イ 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（以下「有価証券」という。）であつて、当該会社の特別子会社（資産の帳簿価額の総額に対する有価証券は持分を除く。）及びロからホまでに掲げる資産（イにおいて「特別特定資産」という。）の帳簿価額の合計額の割合が百分の七十以上である会社（第六條第二項において「資産保有型子会社」という。）又は当該一の日属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額に占める特別特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上である会社（同項において「資産運用型子会社」という。）以外の会社に限る

ロ 当該会社が現に自ら使用していない不動産（不動産の一部につき現に自ら使用していない場合は、当該一部分に限る。）

ハ ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利（当該会社の事業の用に供することを目的として有するものを除く。）

ニ 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石（当該会社の事業の用に供することを目的として有するものを除く。）

ホ 現金、預貯金その他これらに類する資産（次に掲げる者に対する貸付金、未収金その他これらに類する資産を含む。）

(1) 第一種経営承継受贈者（第六條第一項第七号トの第一種経営承継受贈者をいう。次号及び第六條第一項第七号ハ(3)において同じ。）

24 この省令において「特別子会社」とは、会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族関係者が他の会社（外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。以下同じ。）を含む。）の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有する場合における当該会社をいう。

25 この省令において「大会社」とは、会社であつて、中小企業者以外のものをいう。

26 この省令において「資産保有型会社」とは、一の日において、第一号及び第三号に掲げる金額の合計額に対する第二号及び第三号に掲げる金額の割合が百分の七十以上である会社をいう。ただし、中小企業者の事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他租税特別措置法施行規則（昭和三十三年大蔵省令

第十五号）第二十三條の九第十四項に規定する事由が生じたことにより、第一号及び第三号に掲げる金額の合計額に対する第二号及び第三号に掲げる金額の割合が百分の七十以上となつた場合には、当該事由が生じた日から同日以後六月を経過する日までの期間は、資産保有型会社に該当しないものとみなす。

- (2) 第一種経営承継相続人（第六条第一項第八号トの第一種経営承継相続人）をいう。次号において同じ。）
- (3) 第二種経営承継受贈者（第六条第一項第九号トの第二種経営承継受贈者をいう。次号及び第六条第一項第九号ハ（3）において同じ。）
- (4) 第二種経営承継相続人（第六条第一項第十号トの第二種経営承継相続人）をいう。次号において同じ。）
- (5) 第一種特例経営承継受贈者（第六条第一項第十一号トの第一種特例経営承継受贈者をいう。次号及び第六条第一項第十一号ハ（3）において同じ。）
- (6) 第一種特例経営承継相続人（第六条第一項第十二号トの第一種特例経営承継相続人）をいう。次号において同じ。）
- (7) 第二種特例経営承継受贈者（第六条第一項第十三号トの第二種特例経営承継受贈者をいう。次号及び第六条第一項第十三号ハ（3）において同じ。）
- (8) 第二種特例経営承継相続人（第六条第一項第十四号トの第二種特例経営承継相続人）をいう。次号において同じ。）
- (9) (1) から (8) までに掲げる者の関係者のうち、第十四項第六号中「会社」とあるのを「会社（外国会社を含む。）」と読み替えた場合における同項各号に掲げる者

三 次に掲げる期間において、当該会社の第一種経営承継受贈者、第一種経営承継相続人、第二種経営承継受贈者、第二種経営承継相続人、第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継相続人及びこれらの者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等（株式又は持分に係る剰余金の配当又は利益の配当をいう。以下同じ。）及び給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。第九条第二項第二十一号において同じ。）のうち法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十四条及び第三十六条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなるもの金額

イ 当該会社の代表者が第一種経営承継受贈者、第二種経営承継受贈者、第一種特例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継受贈者である場合にあつては、当該一日以前（五年間（第一種経営承継受贈者、当該第一種経営承継受贈者に係る当該会社の株式等を贈与した者をいう。以下同じ。）又は第一種特例経営承継受贈者（当該第一種特例経営承継受贈者に係る当該会社の株式等を贈与した者をいう。以下同じ。））からの贈与の日前の期間を除く。）

ロ 当該会社の代表者が第一種経営承継相続人、第二種経営承継相続人、第一種特例経営承継相続人又は第二種特例経営承継相続人である場合にあつては、当該一日以前の五年間（当該第一種経営承継相続人の被相続人又は当該第一種特例経営承継相続人の被相続人の相続の開始の日前の期間を除く。）

18 この省令において「資産運用型会社」とは、一の事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の割合が百分の七十五以上である会社をいう。ただし、中小企業者が事業活動のために特定資産を売却したことその他租税特別措置法施行規則第二十三条の第九十六項に規定する事由が生じたことにより、一の事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の割合が百分の七十五以上となつた場合には、当該事由が生じた日の属する事業年度から当該事業年度終了の日の翌日以後六月を経過する日の属する事業年度までの各事業年度は、資産運用型会社に該当しないものとみなす。

19 この省令において「支配関係」とは、一の者が他の法人の発行済株式又は持分（当該他の法人の自己の株式又は持分を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は持分を直接又は間接に有する場合における当該一の者と当該他の法人との関係をいう。

20 この省令において「災害」とは、震災、風水害、火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火災類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいふ。「災害等」とは、災害並びに中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の経済産業大臣が定める事

由、同項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限、並びに同項第三号及び第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由をいう。

21 この省令において「特定贈与認定中小企業者」とは、第九条第二項に規定する第一種特別贈与認定中小企業者及び第一種特別贈与認定中小企業者であつた者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）並びに同条第四項に規定する第二種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別贈与認定中小企業者であつた者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）のうち、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号又は第九号の事由に係るものに限る。）に係る贈与（遺贈（贈与をした者（以下「贈与者」という。）の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）に含まれる贈与を除く。以下同じ。）の時が災害等が発生した日より前であつた中小企業者をいう。

22 この省令において「特定特例贈与認定中小企業者」とは、第九条第六項に規定する第一種特例贈与認定中小企業者及び第一種特例贈与認定中小企業者であつた者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）並びに同条第八項に規定する第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例贈与認定中小企業者であつた者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）のうち、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時が災害等が発生した日より前であつた中小企業者をいう。

23 この省令において「特定相続認定中小企業者」とは、第九条第三項に規定する第一種特別相続認定中小企業者及び第一種特別相続認定中小企業者であつた者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）並びに同条第五項に規定する第二種特別相続認定中小企業者及び第二種特別相続認定中小企業者であつた者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）のうち、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の日が災害等が発生した日より前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間である中小企業者をいう。

例相続認定中小企業者及び第一種特例相続認定中小企業者であつた者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）並びに同条第九項に規定する第二種特例相続認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者であつた者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）のうち、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の日が災害等が発生した日より前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間である中小企業者をいう。

24 この省令において「特定特例相続認定中小企業者」とは、第九条第七項に規定する第一種特例相続認定中小企業者及び第一種特例相続認定中小企業者であつた者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）並びに同条第九項に規定する第二種特例相続認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者であつた者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）のうち、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の日が災害等が発生した日より前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間である中小企業者をいう。

25 この省令において「贈与認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等の発生前に贈与により取得した当該中小企業者の株式等（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）に係る贈与税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号又は第九号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

26 この省令において「特例贈与認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等の発生前に贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

27 この省令において「相続認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等が発生した日より前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

28 この省令において「特例相続認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等が発生した日より前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

号又は第十四号の事由に係るものに限る。)を  
受けようとする中小企業者をいう。

29 この省令において「特定事業用資産」とは、  
個人である中小企業者の事業(不動産貸付業、  
駐車場業及び自転車駐車場業を除く。以下この  
項及び次条第二項において同じ。)の用に供さ  
れていた次に掲げる資産(当該個人である中小  
企業者の第六条第十六項第七号の規定の適用に  
係る贈与の日又は同項第八号の規定の適用に係  
る相続の開始の日の属する年の前年分の事業所  
得(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第  
二十七条第一項に規定する事業所得をいう。以  
下同じ。)に係る青色申告書(同法第二条第一  
項第四十号に規定する青色申告書で租税特別措  
置法(昭和三十三年法律第二十六号)第二十五  
条の二第三項の規定の適用に係るものをいう。  
以下同じ。))の貸借対照表に計上されているも  
のに限り、当該個人である中小企業者と生計を  
一にする配偶者その他の親族(当該個人である  
中小企業者の相続の開始の直前において、当該  
個人である中小企業者と生計を一にしていた当  
該個人である中小企業者の親族を含む。)が有  
していたものを含む。)の区分に応じそれぞれ  
次に定めるものをいう。

- 一 宅地等 当該個人である中小企業者の当該  
贈与又は当該相続の直前において、事業の用  
に供されていた土地又は土地の上に存する権  
利で租税特別措置法施行規則第二十三条の八  
の八第一項で定める建物又は構築物の敷地の  
用に供されているものうち、棚卸資産(所  
得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸  
資産をいう。以下同じ。)に該当しないもの  
(当該事業の用以外の用に供されていた部分  
があるときは、当該個人である中小企業者の  
当該事業の用に供されていた部分に限る。)
- 二 建物 当該個人である中小企業者の当該贈  
与又は当該相続の直前において、事業の用に  
供されていた建物で棚卸資産に該当しないも  
の(当該事業の用以外の用に供されていた部  
分があるときは、当該個人である中小企業者  
の当該事業の用に供されていた部分に限る。)

三 減価償却資産(所得税法第二条第一項第十  
九号に規定する減価償却資産をいい、前号に  
掲げるものを除く。) 地方税法(昭和三十五  
年法律第二百二十六号)第三百四十一条第二  
号に規定する償却資産、自動車税又は軽自動

車税において、営業用の標準税率が適用され  
る自動車その他租税特別措置法施行規則第二  
十三条の八の八第二項に規定する減価償却資  
産(当該事業の用以外の用に供されていた部  
分があるときは、当該個人である中小企業者  
の当該事業の用に供されていた部分に限る。)

30 この省令において「特別関係者」とは、個人  
である中小企業者の関係者のうち次に掲げるも  
のをいう。

- 一 当該個人である中小企業者の親族
- 二 当該個人である中小企業者と婚姻の届出を  
していないが、事実上婚姻関係と同様の事情  
にある者
- 三 当該個人である中小企業者の使用人
- 四 前三号に掲げる者以外の者で当該個人であ  
る中小企業者から受ける金銭その他の資産に  
よって生計を維持している者
- 五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれら  
の者の親族
- 六 次に掲げる会社
  - イ 当該個人である中小企業者(第一号から  
前号までに掲げる者を含む。ロ及びハにお  
いて同じ。)が会社の総株主等議決権数の  
百分の五十を超える議決権の数を有する場  
合における当該会社
  - ロ 当該個人である中小企業者及び当該個人  
である中小企業者とイの関係がある会社が  
他の会社の総株主等議決権数の百分の五十  
を超える議決権の数を有する場合における  
当該他の会社
  - ハ 当該個人である中小企業者及び当該個人  
である中小企業者とイ又はロの関係がある  
会社が他の会社の総株主等議決権数の百分  
の五十を超える議決権の数を有する場合に  
おける当該他の会社

31 この省令において「資産保有型事業」とは、  
個人である中小企業者が営む特定事業用資産に  
係る事業が、一の日において、第一号及び第三  
号に掲げる金額の合計額に対する第二号及び第  
三号に掲げる金額の合計額の割合が百分の七十  
以上である場合における当該事業をいう。ただ  
し、個人である中小企業者の事業活動のために  
必要な資金の借入れを行ったことその他租税特  
別措置法施行規則第二十三条の八の八第七項に  
規定する事由が生じたことにより、第一号及び  
第三号に掲げる金額の合計額に対する第二号及

び第三号に掲げる金額の合計額の割合が百分の  
七十以上となつた場合には、当該事由が生じた  
日から同日以後六月を経過する日までの期間は  
資産保有型事業に該当しないものとみなす。

- 一 当該一の日における当該事業に係る貸借対  
照表に計上されている総資産の帳簿価額の  
総額
- 二 当該一の日における当該事業に係る貸借対  
照表に計上されている次に掲げる資産(当該  
個人である中小企業者が租税特別措置法第七  
十条の六の八第五項又は第七十条の六の第十  
五項の承認を受けている場合には、譲渡があ  
つた日から同日以後一年を経過する日又は同  
法第七十条の六の八第五項第三号若しくは同  
法第七十条の六の十第五項第三号に定める取  
得の日のいずれか早い日までの間は、これら  
の規定に規定する譲渡の対価の額に相当する  
金銭は、次に掲げる資産に該当しないものと  
みなす。次項において「特定個人事業資産」  
という。)の帳簿価額の合計額
- イ 有価証券
- ロ 当該個人である中小企業者が現に自ら使  
用していない不動産(不動産の一部分につ  
き現に自ら使用していない場合は、当該一  
部分に限る。)
- ハ ゴルフ場その他の施設の利用に関する権  
利(当該個人である中小企業者の事業の用  
に供することを目的として有するものを除  
く。)
- ニ 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化  
的財産である動産、貴金属及び宝石(当該  
個人である中小企業者の事業の用に供する  
ことを目的として有するものを除く。)
- ホ 現金、預貯金その他これらに類する資産  
(次に掲げる者に対する貸付金、未収金そ  
の他これらに類する資産を含む。)

三 次に掲げる期間において、特別関係者に対  
して支払われた必要経費不算入対価等(当該  
個人である中小企業者の特定事業用資産に係  
る事業に従事したことその他の事由により特  
別関係者が当該個人である中小企業者から支  
払を受けた対価又は給与の金額であつて当該  
個人である中小企業者の所得税法第二十七条

第二項に規定する事業所得の金額の計算上、  
所得税法第五十六条又は第五十七条の規定に  
より必要経費に算入されるもの以外のものを  
いう。)の合計額

- イ 贈与により特定事業用資産を承継した場  
合 当該個人である中小企業者が法第十二  
条第一項の認定(第六条第十六項第七号の  
事由に係るものに限る。)に係る最初の贈  
与をした日から当該一の日までの期間
- ロ 相続又は遺贈により特定事業用資産を承  
継した場合 当該個人である中小企業者の  
法第十二条第一項の認定(第六条第十六項  
第八号の事由に係るものに限る。)に係る  
相続の開始の日から当該一の日までの期間

32 この省令において「資産運用型事業」とは、  
一の前年における事業所得に係る総収入金額に占  
める特定個人事業資産の運用収入の合計額の割  
合が百分の七十五以上である場合における当該  
事業をいう。ただし、個人である中小企業者が  
事業活動のために特定個人事業資産を売却した  
ことその他租税特別措置法施行規則第二十三  
条の八の八第九項に規定する事由が生じたこと  
により、一の前年における事業所得に係る総収入金  
額に占める特定個人事業資産の運用収入の合計  
額の割合が百分の七十五以上となつた場合に  
は、当該事由が生じた日の属する年及びその翌  
年は資産運用型事業に該当しないものとみな  
す。(法第二条第一項及び第四項の経済産業省令で  
定める要件)

第二条 法第三条第一項及び第四項の経済産業省  
令で定める要件は、三年以上継続して事業を行  
つていることとする。

2 法第三条第四項の事業を実施する上で必要な  
ものとして経済産業省令で定めるものは、当該  
個人である中小企業者の事業の用に供されてい  
た次に掲げる資産(当該個人である中小企業者  
から他の者に対する贈与の日の属する年の前年  
分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に  
計上されているものに限る。)の区分に応じ、  
それぞれ次に定めるものをいう。

- 一 宅地等 当該個人である中小企業者の当該  
贈与の直前において、事業の用に供されてい  
た土地又は土地の上に存する権利で租税特別  
措置法施行規則第二十三条の八の八第一項で  
定める建物又は構築物の敷地の用に供されて  
いるものうち、棚卸資産に該当しないもの

二 建物 当該個人である中小企業者の当該贈与の直前において、事業の用に供されていた建物で棚卸資産に該当しないもの

三 減価償却資産（所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいい、前号に掲げるものを除く。） 地方税法第三百四十一条第四号に規定する償却資産、自動車税又は軽自動車税において、営業用の標準税率が適用される自動車その他租税特別措置法施行規則第二十三条の八の八第二項に規定する減価償却資産

（法第四条第五項第一号の経済産業省令で定めるもの）

第二条の二 法第四条第五項第一号の必要な処分として経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該事業用資産の陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる事由により当該事業用資産を廃棄する処分

二 当該事業用資産を譲渡し、当該譲渡の対価の額の全部をもって個人事業後継者の事業の用に供される資産（前条第二項各号に掲げる種類の資産に限る。）を取得する場合における当該譲渡

第三条 法第七条第三項の申請書は、当該申請が同条第一項の規定に基づくものである場合にあっては様式第一に、当該申請が同条第二項の規定に基づくものである場合にあっては様式第一の二によるものとする。

2 法第七条第三項第三号の経済産業省令で定める書類は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 当該申請が法第七条第一項の規定に基づくものである場合

イ 法第四条第一項の規定による合意（法第五条又は第六条の規定による合意をした場合）にあっては、同項及び第五条又は第六条の規定による合意。以下同じ。）の書面に当事者が押印した場合にあっては、当該当事者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（法第七条第一項の確認を申請する日の前三月以内に作成されたものに限る。）

ロ 法第四条第一項の規定による合意をした日（以下「株式等合意日」という。）における特例中小会社の定款の写し（会社法その他の法律の規定により定款の変更をした

ものとみなされる事項がある場合にあっては、当該事項を記載した書面を含む。以下同じ。）

ハ 特例中小会社の登記事項証明書（法第七条第一項の確認を申請する日の前三月以内に作成されたものに限る。）

ニ 株式等合意日における特例中小会社の従業員数証明書

ホ 特例中小会社の株式等合意日の前三年以内に終了した各事業年度の会社法第四百三十五條第二項又は第六百七十七條第二項に規定する書類その他これらに類する書類

ヘ 特例中小会社が上場会社等に該当しない旨の誓約書

ト 特例中小会社が農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人（同法第六条第一項の報告をしなければならないものに限る。以下同じ。）である場合にあっては、株式等合意日において農地所有適格法人である旨の農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）の証明書

チ 旧代表者が株式等合意日において特例中小会社の代表者でない場合において、旧代表者が当該特例中小会社の代表者であった旨の記載のある登記事項証明書

リ 株式等合意日における旧代表者とその推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る。以下同じ。）全員との関係を明らかにする全ての戸籍謄本等又は旧代表者の法定相続情報一覧図

ヌ 特例中小会社が株式会社である場合にあっては、株式等合意日における株主名簿の写し

ル 前各号に掲げるもののほか、法第七条第一項の確認の参考となる書類

二 当該申請が法第七条第二項の規定に基づくものである場合

イ 法第四条第三項の規定による合意（法第五条又は第六条の規定による合意をした場合にあっては、同項及び第五条又は第六条の規定による合意。以下同じ。）の書面に

当事者が押印した場合にあっては、当該当事者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（法第七条第二項の確認を申請する日の前三月以内に作成されたものに限る。）

ロ 個人事業後継者の印鑑登録証明書が提出されていない場合にあっては、個人事業後継者の住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写しをいう。以下同じ。）

ハ 旧個人事業者の法第四条第三項の規定による合意をした日（以下「事業用資産合意日」という。）の属する年の前年以前三年内の各年分の確定申告書（所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書をいう。）の写し

ニ 事業用資産合意日における旧個人事業者とその推定相続人全員との関係を明らかにする全ての戸籍謄本等又は旧個人事業者の法定相続情報一覧図

ホ 合意の対象とした事業用資産が、当該贈与の直前において、当該旧個人事業者が所有し、かつ、その事業の用に供していた資産（第二条第二項各号に掲げる種類の資産に限る。）の全てであること及び当該個人事業後継者が当該事業用資産の全部を自己の事業の用に供していること又はその見込みであることについて認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十二条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）の確認を受けたことを証する書面

ヘ 前各号に掲げるもののほか、法第七条第二項の確認の参考となる書類

3 第一項の申請書には、当該申請書の写し及び法第七条第三項第一号の書面の写し各二通を添付するものとする。

4 法第七条第一項及び第二項の確認の申請は、特例中小会社又は個人事業後継者の主たる事務所所在地を管轄する経済産業局を経由して行うことができる。

（農林水産大臣への通知）

第四条 経済産業大臣は、特例中小会社が農地所有適格法人であるときは、農林水産大臣に対し、農地所有適格法人たる特例中小会社の会社事業後継者から法第七条第一項の確認の申請があった旨を通知するものとする。

（確認書の交付）

第五条 経済産業大臣は、法第七条第一項の確認の申請を受けた場合において、当該確認をしたときは様式第二による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第三による申請者である会社事業後継者に対して通知しなければならない。

2 法第四条第一項の規定による合意の当事者は、経済産業大臣に対し、様式第四による申請書を提出して、法第七条第一項の確認をしたことを証明した書面の交付を請求することができる。

3 前項の書面は、様式第五によるものとする。

4 経済産業大臣は、法第七条第二項の確認の申請を受けた場合において、当該確認をしたときは様式第二の二による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第三の二により申請者である個人事業後継者に対して通知しなければならない。

5 法第四条第三項の規定による合意の当事者は、経済産業大臣に対し、様式第四の二による申請書を提出して、法第七条第二項の確認をしたことを証明した書面の交付を請求することができる。

6 前項の書面は、様式第五の二によるものとする。

（法第十条第一号の経済産業省令で定める者）

第五条の二 法第十条第二号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により代表者の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者とする。

（法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由）

第六条 法第十二条第一項第一号イの経済産業省令で定める事由は、中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い生じる事由であつて、次に掲げるものとする。

一 当該中小企業者又はその代表者が、当該中小企業者又は当該代表者以外の者が有する当該中小企業者の株式等又は事業用資産等取得する必要があること。

二 当該中小企業者の代表者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の株式等若しくは事業用資産等に係る多額の相続税又は贈与税を納付することが見込まれる

こと（第七号から第十四号までに掲げる事由に該当する場合を除く。）。

三 当該中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した後の三月間における当該中小企業者の売上高又は販売数量（以下「売上高等」という。）が、前年同期の三月間における売上高等の百分の八十以下に減少することが見込まれること。

四 仕入先（当該中小企業者の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合が百分の二十以上である場合における当該仕入先に限る。以下同じ。）からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

五 取引先金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策投資銀行）であつて、当該中小企業者の借入金額の総額に占める当該取引先金融機関からの借入金額の割合が百分の二十以上である場合における当該取引先金融機関に限る。以下同じ。）からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。

六 次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。

イ 当該中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等又は事業用資産等をもつてする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割の請求に基づき支払うべき金銭の額

七 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において、代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。

イ 当該贈与の時以後において、上場会社等（金融商品取引所若しくは店頭売買有価証券登録簿に上場若しくは登録の申請がされている株式又は金融商品取引所若しくは店頭売買有価証券登録簿に類するものであつて外国に所在する若しくは備えられるもの）に上場若しくは登録若しくはこれらの申請がされている株式若しくは持分に係る会社を含む。以下この項において同じ。）

ロ 当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

ハ 第一種贈与認定申請基準事業年度（当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から第一種贈与認定申請基準日（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

(1) 当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合（三）に規定する場合を除く。）当該十月十五日

(2) 当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれかの日である場合 当該贈与の日

(3) 当該贈与の日の属する年の五月十五日前に当該中小企業者の第一種経営承継受贈者又は第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合 当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日

ニ 第一種贈与認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額（会社計算規則（平成十八年法律省令第十三号）第八十八条第一項第四号に掲げる営業外収益及び同項第六号に掲げる特別利益を除く。以下同じ。）が零を超えること。

ホ 当該贈与の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当

該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあつては五人以上）であること。

ト 当該贈与の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社（第一条第十四項第一号中「の親族」とあるのを「と生計を一にする親族」と読み替えた場合における同条第十五項に規定する当該他の会社をいう。以下同じ。）が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

チ 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「第一種経営承継受贈者」という。）であること。

(1) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下（8）を除きこの号において同じ。）であつて、当該贈与の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(2) 削除

(3) 当該贈与の日において、十八歳以上であること。

(4) 当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員（会社法第三百二十九条第一項に規定する役員をいふ、当該中小企業者が持分会社である場合にあつては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）であること。

(5) 当該贈与の時以後において、当該代表者が当該贈与により取得した当該中小企業者の株式等（当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあつては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等

（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下同じ。）の株式等（同法第二百三十四条第一項の規定により競売しなればならない株式を除く。）を、当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換又は株式移転（以下「株式交換等」という。）により他の会社の株式交換完全子会社等（同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下同じ。）となつた場合にあつては当該株式交換等（同法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社又は同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）の株式等（同法第二百三十四条第一項の規定により競売しなればならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。

(6) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定（第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与を受けた者又は第十二条第一項の認定（第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈を受けた者でないこと。

(7) 当該中小企業者の株式等の贈与者（当該贈与の時前において、当該中小企業者の代表者であつた者に限る。）（8）において同じ。）が、当該贈与の直前（当該贈与者が当該贈与の直前において、当該中小企業者の代表者でない場合には、当該贈与者が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前）において、当該贈与者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該贈与者が有する当該株式

等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者(当該中小企業者の第一種経営承継受贈者となる者を除く。)が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかった者であること。

(8) 当該贈与の時に、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の代表者でなく、かつ、当該中小企業者の株式等について既に法第十二条第一項の認定(この号及び第九号の事由に係るものに限る。)に係る贈与をしたことがないこと。

チ 当該贈与が、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める贈与であること。

- (1) 当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が有していた当該株式等(議決権に制限のない株式等に限る。以下手において同じ。)の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資(議決権に制限のない株式等に限る。)の総数又は総額の三分の二(一株未満又は一円未満の端数がある場合)にあつては、その端数を切り上げた数又は金額)から当該代表者(当該中小企業者の第一種経営承継受贈者となる者に限る。)が有していた当該株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合、当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する株式等の贈与
- (2) (1)に掲げる場合以外の場合、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該贈与の直前において有していた当該株式等のすべての贈与

リ 当該中小企業者が会社法第八十一条第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあつては、当該贈与の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者(当該中小企業者の第一種経営承継受贈者となる者に限る。)以外の者が有していないこと。

又 第一種贈与認定申請基準日における当該中小企業者の常時使用する従業員の数が当該贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数(その端数に一人未満の端数があるときは、その端

数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。)を下回らないこと。

ハ 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者(当該代表者の被相続人(遺贈をした者を含む。以下同じ。))の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において、代表者である者に限る。以下この号において同じ。)が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等(次条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないものを除く。)に係る相続税を納付することが見込まれること。

イ 当該相続の開始の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

ハ 第一種相続認定申請基準事業年度(当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該相続の開始の日の属する事業年度から第一種相続認定申請基準日(当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日)をいう。以下同じ。)の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。)においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

ニ 第一種相続認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。

ホ 当該相続の開始の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上(当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合(当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場

合に限る。)にあつては五人以上)であること。

ヘ 当該相続の開始の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者(二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一

人に限る。以下「第一種経営承継相続人」という。)であること。

(1) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者(代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。)であつて、当該相続の開始の時において、当該代表者に係る同族関係者と合せて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(2) 削除

(3) 当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であつたこと(当該代表者の被相続人が七十歳未満で死亡した場合を除く。)

(4) 当該相続の開始の時以後において、当該代表者がその被相続人から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等(当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあつては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等(会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。))当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合にあつては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等(同項の規定により競売しなければならない株式を除く。))のうち租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。

(5) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定(第一号又は第三号の事由に係るものに限る。)に係る贈与を受け

た者又は第十二条第一項の認定(第十二号又は第十四号の事由に係るものに限

る。)に係る相続若しくは遺贈を受けた者でないこと。

(6) 当該代表者の被相続人(当該相続の開始前において、当該中小企業者の代表者であつた者に限る。)が、当該相続の開始の直前(当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該被相続人が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前)において、当該被相続人に係る同族関係者と合せて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該被相続人が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者(当該中小企業者の第一種経営承継相続人となる者を除く。)が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかった者であること。

(7) 当該代表者の被相続人が当該中小企業者の株式等について法第十二条第一項の認定(前号及び次号の事由に係るものに限る。)に係る贈与をした者でないこと。

チ 当該中小企業者が会社法第八十一条第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあつては、当該相続の開始の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者(当該中小企業者の第一種経営承継相続人となる者に限る。)以外の者が有していないこと。

リ 第一種相続認定申請基準日における当該中小企業者の常時使用する従業員の数が当該相続の開始の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数(その端数を切り捨てた数。ただし、当該相続の開始の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。)を下回らないこと。

九 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者(当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において同じ。)が贈与(当該贈与に係る贈与税申告期限(第八条第二項に規定する贈与税申告期限(租税特別措置法第六十九

号)に係るものに限る。以下「第一種経営承継相続人」という。)であること。

条の八第三項の規定又は国税通則法（昭和三十一年法律第六十六号）第十条若しくは第十三条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の申告期限）をいう。第十三号において同じ。）が、当該中小企業者に係る法第十二条第一項の認定（第七号又は前号の事由に係るものに限る。）の有効期限までに到来するものに限る。）により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。

イ 当該贈与の時に以後において、上場会社等又は風俗営業会社がいずれにも該当しないこと。

ロ 当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

ハ 第二種贈与認定申請基準事業年度（当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から第二種贈与認定申請基準日（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

- (1) 当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合（3）に規定する場合を除く。）当該十月十五日
- (2) 当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれかの日である場合 当該贈与の日
- (3) 当該贈与の日の属する年の五月十五日前に当該中小企業者の第二種経営承継受贈者又は第二種経営承継贈与者（当該第二種経営承継受贈者に係る当該会社の株式等を贈与した者をいう。以下同じ。）の相続が開始した場合 当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日

ニ 第二種贈与認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。

ホ 当該贈与の時ににおいて、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社若しくは当該中小企業者（当該中小企業者が外国会社中企業者による支配関係がある法人が当該特

別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあつては五人以上）であること。

ヘ 当該贈与の時に以後において、当該中小企業者の特定特別子会社若しくは当該中小企業者又は風俗営業会社がいずれにも該当しないこと。

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「第二種経営承継受贈者」という。）であること。

- (1) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取引した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下（6）を除きこの号において同じ。）であつて、当該贈与の時ににおいて、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
- (2) 当該贈与の日において、十八歳以上であること。
- (3) 当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員であること。
- (4) 当該贈与の時に以後において、当該代表者が当該贈与により取得した当該中小企業者の株式等（当該贈与の時の以後のいずれかの時ににおいて当該中小企業者が合併により消滅した場合にあつては当該合併に際して交付された吸収合併継続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該贈与の時の以後のいずれかの時ににおいて当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合にあつては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。

- (5) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取引した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定（第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定（第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈を受けた者でないこと。
  - (6) 当該贈与の時ににおいて、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の代表者でなく、かつ、当該中小企業者の株式等について既に法第十二条第一項の認定（第七号及びこの号の事由に係るものに限る。）に係る贈与をしたことがないこと。
- チ 当該贈与が、次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める贈与であること。
- (1) 当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が有していた当該株式等（議決権に制限のない株式等に限る。以下下において同じ。）の数は、当該中小企業者の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額の三分の二（一株未満又は一円未満の端数がある場合にあつては、その端数を切り上げた数）又は金額）から当該代表者（当該中小企業者の第二種経営承継受贈者となる者に限る。）が有していた当該株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合 当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する株式等の贈与
  - (2) (1) に掲げる場合以外の場合 当該中小企業者の株式等の贈与者が当該贈与の直前において有していた当該株式等のすべての贈与
- リ 当該中小企業者が会社法第八十一条第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあつては、当該贈与の時に以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の第二種経営承継受贈者となる者に限る。）以外の者が有していないこと。

- 又 当該中小企業者が法第十二条第一項の認定（第七号又は前号の事由に係るものに限る。）を受けている者であり、かつ、当該贈与の時ににおいて、当該代表者が当該中小企業者の株式等について法第十二条第一項の認定（第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与（以下「第一種経営承継贈与」という。）又は法第十二条第一項の認定（前号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈（以下「第一種経営承継相続」という。）を受けた者であること。
- 十 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者の被相続人の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において、代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈（当該相続に係る相続税申告期限（第八条第二項に規定する相続税申告期限（租税特別措置法第六十九条の八第一項若しくは第二項の規定又は国税通則法第十条若しくは第十一条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の申告期限）をいう。第十四号において同じ。）が、当該中小企業者に係る法第十二条第一項の認定（第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）の有効期限までに到来するものに限る。）により取得した当該中小企業者の株式等（次条第五項において読み替えられた同条第三項に規定する申請書を提出する時ににおいて、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないものを除く。）に係る相続税を納付することが見込まれること。
- イ 当該相続の開始の時に以後において、上場会社等又は風俗営業会社がいずれにも該当しないこと。
- ロ 当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。
- ハ 第二種相続認定申請基準事業年度（当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該相続の開始の日の属する事業年度から第二種相続認定申請基準日（当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日）をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事

- 業年度をいう。以下同じ。)においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。
- 二 第二種相続認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。
- ホ 当該相続の開始の時にあって、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上(当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合(当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。)にあつては五人以上)であること。
- ヘ 当該相続の開始の時に以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
- ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者(二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「第二種経営承継相続人」という。)であること。
- (1) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者(代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。)であつて、当該相続の開始の時にあって、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
- (2) 当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であつたこと(当該代表者の被相続人が七十歳未満で死亡した場合を除く。)
- (3) 当該相続の開始の時に以後において、当該代表者がその被相続人から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等(当該相続の開始の時に以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあつては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等(会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならぬ株式を

- 除く。)、当該相続の開始の時の以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合にあつては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等(同項の規定により競売しなければならぬ株式を除く。))のうち租税特別措置法第七十条の七の第二項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。
- (4) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定(次号又は第十三号の事由に係るものに限る。)、に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定(第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。)に係る相続若しくは遺贈を受けた者でないこと。
- チ 当該中小企業者が会社法第八十一条第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあつては、当該相続の開始の時に以後において当該株式を当該中小企業者の代表者(当該中小企業者の第二種経営承継相続人となる者に限る。、以外の者が有していないこと。
- リ 当該中小企業者が法第十二条第一項の認定(第七号又は第八号の事由に係るものに限る。))を受けている者であり、かつ、当該相続の開始の時にあって、当該代表者が当該中小企業者の株式等について第一種経営承継贈与又は第一種経営承継相続を受け手であること。
- 十一 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者(当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において、代表者である者に限る。以下この号において同じ。)が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。
- イ 当該贈与の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
- ロ 当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

- ハ 第一種特例贈与認定申請基準事業年度(当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から第一種特例贈与認定申請基準日(次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。))の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。)においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。
- (1) 当該贈与の日の属する事業年度(3)日まででいずれかの日である場合(3)に規定する場合を除く。、当該十月十五日
- (2) 当該贈与の日の属する事業年度(3)日まででいずれかの日である場合(3)に規定する場合を除く。、当該十月十五日
- (3) 当該贈与の日の属する事業年度(3)日まででいずれかの日である場合(3)に規定する場合を除く。、当該十月十五日
- ホ 当該贈与の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上(当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合(当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。))にあつては五人以上)であること。
- ヘ 当該贈与の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
- ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者(その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「第一種特例経営承継受贈者」という。)であること。
- (1) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者(代表権を制限されている者を除く。以下(8)を除きこの号において同じ。)であつて、当該贈与

- の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たしていること。
- (i) 当該代表者が一人の場合 当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
- (ii) 当該代表者が二人又は三人の場合 当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数が当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の十以上であること及びいずれの当該代表者に係る同族関係者(当該代表者以外の当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者となる者を除く。))が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
- (2) 当該贈与の日において、十八歳以上であること。
- (3) 当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員であること。
- (4) 当該贈与の時以後において、当該代表者が当該贈与により取得した当該中小企業者の株式等(当該贈与の時に以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあつては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等(会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならぬ株式を除く。))、当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合にあつては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等(同項の規定により競売しなければならぬ株式を除く。))のうち租税特別措置法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。
- (5) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者



の株式等につき法第十二条第一項の認定（第七号又は第九号の事由に係るものに限る。）に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定（第八号又は前号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈を受けた者でないこと。

(6) 当該中小企業者の代表者が第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更の確認又は第十八条の第二項の規定による報告の確認があったときは、その変更又は報告後のもの）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者（第十六条第一項第一号に規定する特例後継者をいう。以下この条において同じ。）であること。

(7) 当該中小企業者の株式等の贈与者（当該贈与の事前において、当該中小企業者の代表者であった者に限る。）（8）において同じ。）が、当該贈与の直前（当該贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該贈与者が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前）において、当該贈与者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該贈与者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者となる者を除く。）が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかつた者であること。

(8) 当該贈与の時にあって、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の代表者でなく、かつ、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の株式等について法第十二条第一項の認定（この号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与をした者でないこと。ただし、当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した当該中小企業者の代表者が二人又は三人である場合においては、当該贈与が同一の年中に行われるときは、当該贈与のうち最初の贈与後の贈与については、ト（7）中「当該贈与者

が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該贈与者が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前」とあるのは「当該贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該贈与者が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前（同一の年中に当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した当該中小企業者の代表者が二人又は三人である場合には、当該贈与のうち最初の贈与の直前）」と、ト（8）中「当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の株式等について法第十二条第一項の認定（この号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与をした者でないこと」とあるのは「当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の株式等の贈与者（第十二条第一項の認定（第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与をした者でないこと）」と、チ（2）中「当該第一種特例経営承継受贈者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額を上回る贈与」とあるのは「当該贈与のうち最後の贈与の時に係る第一種特例経営承継受贈者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額を上回る贈与」と読み替えるものとす。

(9) 当該中小企業者の株式等の贈与者が第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更の確認又は第十八条の第二項の規定による報告の確認があったときは、その変更又は報告後のもの）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例代表者（第十六条第一号ハに規定する特例代表者をいう。以下この条において同じ。）であること。

チ 当該贈与が、次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める贈与であること。

(1) 第一種特例経営承継受贈者が一人である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める贈与  
(i) 当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が有していた

当該株式等（議決権に制限のない株式等）に限る。以下チにおいて同じ。）の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。以下チにおいて同じ。）の総数又は総額の三分の二（一株未満又は一円未満の端数がある場合にあつては、その端数を切り上げた数又は金額）から当該代表者（当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者となる者に限る。）が有していた当該株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合 当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する株式等の贈与

(ii) (i) に掲げる場合以外の場合 当該中小企業者の株式等の贈与者が当該贈与の直前において有していた当該株式等のすべての贈与

(2) 第一種特例経営承継受贈者が二人又は三人である場合 いずれの第一種特例経営承継受贈者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資の総数又は総額の十分の一以上となる贈与であつて、かつ、いずれの第一種特例経営承継受贈者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額が当該第一種特例経営承継受贈者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額を上回る贈与

リ 当該中小企業者が会社法第八十一条第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあつては、当該贈与の時に係る当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者となる者に限る。）以外の者が有していないこと。

十二 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者の被相続人の相続の開始の日（翌日から五月を経過する日以後において、代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（次条第七項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者に

よつてまだ分割されていないものを除く。）に係る相続税を納付することが見込まれること。

イ 当該相続の開始の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

ハ 第一種特例相続認定申請基準事業年度（当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該相続の開始の日の属する事業年度から第一種特例相続認定申請基準日（当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日）をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）において、いずれも資産運用型会社に該当しないこと。

ニ 第一種特例相続認定申請基準事業年度において、いずれも総収入金額が零を超えること。

ホ 当該相続の開始の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合には限る。）にあつては五人以上）であること。

ヘ 当該相続の開始の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「第一種特例経営承継相続人」という。）であること。

(1) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）であつて、当該相続の開始の時において、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株

主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たしていること。

(i) 当該代表者が一人の場合 当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(ii) 当該代表者が二人又は三人の場合 当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数が当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の十以上であること及びいずれの当該同族関係者（当該代表者以外の当該中小企業者の第一種特別経営承継相続人となる者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(2) 当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であったこと（当該代表者の被相続人が七十歳未満で死亡した場合又は当該中小企業者の代表者が当該相続の開始の直前において、第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更の確認又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があったときは、その変更又は報告後のもの）を受けている当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者である場合を除く。）。

(3) 当該相続の開始の時以後において、当該代表者がその被相続人から相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあつては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該相続の開始の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競

売しなければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。

(4) 当該相続又は遺贈により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定（第七号又は第九号の事由に係るものに限り、）に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定（第八号又は第十号の事由に係るものに限り、）に係る相続若しくは遺贈を受けた者でないこと。

(5) 当該中小企業者の代表者が第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があったときは、その変更又は報告後のもの）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者であること。

(6) 当該代表者の被相続人（当該相続の開始前において、当該中小企業者の代表者であつた者に限り、）が、当該相続の開始の直前（当該被相続人が当該相続の代表者でない場合には、当該被相続人が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前）において、当該被相続人に係る同族関係者と合せて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該被相続人が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の第一種特別経営承継相続人となる者を除く。）が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかつた者であること。

(7) 当該代表者の被相続人が当該中小企業者の株式等について既に法第十二条第一項の認定（前号及び次号の事由に係るものに限り、）に係る贈与をした者でないこと。

(8) 当該中小企業者の代表者の被相続人が第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更

又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があつたときは、その変更又は報告後のもの）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例代表者であること。

チ 当該中小企業者が会社法第八十一条第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該相続の開始の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者（当該中小企業者の第一種特別経営承継相続人となる者に限り、）以外の者が有していないこと。

十三 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において、代表者である者に限り、以下この号において同じ。）が贈与（当該贈与に係る贈与税申告期限が、当該中小企業者に係る法第十二条第一項の認定（第十一号又は前号の事由に係るものに限り、）の有効期限までに到来するものに限り、）により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。

イ 当該贈与の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。

ハ 第二種特例贈与認定申請基準事業年度（当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から第二種特例贈与認定申請基準日（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

(1) 当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合（(3)に規定する場合を除く。）当該十月十五日

(2) 当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれかの日である場合 当該贈与の日

(3) 当該贈与の日の属する年の五月十五日前に当該中小企業者の第二種特例経営承

継受贈者又は第二種特例経営承継贈与者（当該第二種特例経営承継受贈者に係る当該会社の株式等を贈与した者をいう。以下同じ。）の相続が開始した場合 当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日

ニ 第二種特例贈与認定申請基準事業年度においていずれも総収入金額が零を超えること。

ホ 当該贈与の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員の数が一人以上（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあつては五人以上）であること。

ヘ 当該贈与の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限り、以下「第二種特例経営承継受贈者」という。）であること。

(1) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者（代表権を制限されている者を除く。以下（7）を除きこの号において同じ。）であつて、当該贈与の時において、当該代表者に係る同族関係者と合せて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たしていること。

(i) 当該代表者が一人の場合 当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該代表者以外の当該中小企業者の第一種特別経営承継受贈者、第一種特別経営承継相続人、第二種特別経営承継受贈者、第二種特別経営承継受贈者となる者、第二種特別経営承継相続人又は第二種特別経営承継相続人となる者を除く。（i）において同じ。）が有する

- 当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
- (ii) 当該代表者が二人又は三人の場合  
当該代表者が有する当該株式等に係る議決権の数が当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の十以上であること及びいずれの当該代表者に係る同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。
- (2) 当該贈与の日において、十八歳以上であること。
- (3) 当該贈与の日まで引き続き三年以上わたり当該中小企業者の役員であること。
- (4) 当該贈与の時以後において、当該代表者が当該贈与により取得した当該中小企業者の株式等(当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が合併により消滅した場合にあつては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等(会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならぬ株式を除く)、当該贈与の時以後のいずれかの時において当該中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合にあつては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等(同項の規定により競売しなければならぬ株式を除く))のうち租税特別措置法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けようとする株式等の全部を有していること。
- (5) 当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した代表者が、当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定(第七号又は第九号の事由に係るものに限る。)に係る贈与を受けた者又は法第十二条第一項の認定(第八号又は第十号の事由に係るものに限る。)に係る相続若しくは遺贈を受けた者でないこと。
- (6) 当該中小企業者の代表者が第十七条第一項第一号の確認(第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更の確認又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があつたときは、その変更又は報告

- 後のもの)を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者であること。
- (7) 当該贈与の時において、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の代表者でなく、かつ、当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定(第十一号及びこの号の事由に係るものに限る。)に係る贈与をした者でないこと。ただし、当該贈与により当該中小企業者の株式等を取得した当該中小企業者の代表者が二人又は三人である場合においては、当該贈与が同一の年中に行われるときは、当該贈与のうち最初の贈与後の贈与については、ト(7)中「当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定(第十一号及びこの号の事由に係るものに限る。)」に係る贈与をした者でないこと」とあるのは「当該中小企業者の株式等の贈与者が当該中小企業者の株式等につき法第十二条第一項の認定(第十一号の事由に係るものに限る。)」に係る贈与をした者でないこと」と、チ(2)中「当該第二種特例経営承継受贈者又は有する当該中小企業者の株式等の金額を上回る贈与」とあるのは「当該贈与のうち最後の贈与の時における第二種特例経営承継受贈者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額を上回る贈与」とする。
- チ  
当該贈与が、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める贈与であること。
- (1) 第二種特例経営承継受贈者が一人である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める贈与
- (i) 当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が有していた当該株式等(議決権に制限のない株式等に限定する。以下「同」)の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資(議決権に制限のない株式等に限定する。以下「同」)の総数又は総額の三分の二(一株未満又は一円未満の端数がある場合にあつ

- ては、その端数を切り上げた数又は金額)から当該代表者(当該中小企業者の第二種特例経営承継受贈者となる者に限る。)が有していた当該株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合 当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する株式等の贈与
- (ii) (i)に掲げる場合以外の場合 当該中小企業者の株式等の贈与者が当該贈与の直前において有していた当該株式等のすべての贈与
- (2) 第二種特例経営承継受贈者が二人又は三人である場合 いずれの第二種特例経営承継受贈者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額が、当該中小企業者の発行済株式又は出資の総数又は総額の十分の一以上となる贈与であつて、かつ、いずれの第二種特例経営承継受贈者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額が当該第二種特例経営承継受贈者の有する当該中小企業者の株式等の数又は金額を上回る贈与
- リ  
当該中小企業者が会社法第八十一条第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあつては、当該贈与の時以後において当該株式を当該中小企業者の代表者(当該中小企業者の第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者、第二種特例経営承継受贈者となる者、第二種特例経営相続人又は第二種特例経営相続人となる者に限る。)以外の者が有していないこと。
- 又  
当該中小企業者が法第十二条第一項の認定(第十一号又は前号の事由に係るものに限る。)を受けている者であり、かつ、当該贈与の時において、当該中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等について法第十二条第一項の認定(第十一号の事由に係るものに限る。)に係る贈与(以下「第一種特例経営承継贈与」という。)又は法第十二条第一項の認定(前号の事由に係るものに限る。)に係る相続(以下「第一種特例経営承継相続」という。)を受けてい

- 十四 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者(当該代表者の被相続人の相続の開始の日(翌日から五月を経過する日以後において、代表者である者に限る。以下この号において「同」)が相続又は遺贈(当該相続に係る相続税申告期限が、当該中小企業者に係る法第十二条第一項の認定(第十一号又は第十二号の事由に係るものに限る。))の有効期限までに到来するものに限る。)により取得した当該中小企業者の株式等(次条第九項において読み替えられた同条第七項に規定する申請書提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないものを除く。)に係る相続税を納付することが見込まれること。
- イ 当該相続の開始の時以後において、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。
- ロ 当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日以後において、資産保有型会社に該当しないこと。
- ハ 第二種特例相続認定申請基準事業年度の(当該相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該相続の開始の日の属する事業年度から第二種特例相続認定申請基準日(当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日)をいう。以下「同」)の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下「同」)において、いずれも資産運用型会社に該当しないこと。
- ニ 第二種特例相続認定申請基準事業年度において、いずれも総収入金額が零を超えること。
- ホ 当該相続の開始の時において、当該中小企業者の常時使用する従業員数が一人以上(当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合(当該中小企業者又は当該中小企業者による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。))にあつては五人以上)であること。
- ヘ 当該相続の開始の時以後において、当該中小企業者の特定特別子会社が上場会社等、大企業又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるい  
ずれにも該当する者（その者が二人又は三  
人以上ある場合には、当該中小企業者が定  
めた二人又は三人までに限る。以下「第二  
種特例経営承継相続人」という。）である  
こと。

(1) 当該相続又は遺贈により当該中小企  
業者の株式等取得した代表者（代表権を  
制限されている者を除く。以下この号に  
おいて同じ。）であつて、当該相続の開  
始の時において、当該代表者に係る同族  
関係者と合わせて当該中小企業者の総株  
主等議決権数の百分の五十を超える議決  
権の数を有し、かつ、次に掲げる場合の  
区分に応じ、それぞれに定める要件を満  
たしていること。

(i) 当該代表者が一人の場合 当該代表  
者が有する当該株式等に係る議決権の  
数がいづれの当該同族関係者（当該代  
表者以外の当該中小企業者の第一種特  
例経営承継受贈者、第一種特例経営承  
継相続人、第二種特例経営承継受贈者  
者、第二種特例経営承継相続人又は第  
二種特例経営承継相続人となる者を除  
く。（ii）において同じ。）が有する  
当該株式等に係る議決権の数も下回ら  
ない者であること。

(ii) 当該代表者が二人又は三人の場合  
当該代表者が有する当該株式等に係る  
議決権の数が当該中小企業者の総株主  
等議決権数の百分の十以上であること  
及びいづれの当該同族関係者が有する  
当該株式等に係る議決権の数も下回ら  
ない者であること。

(2) 当該相続の開始の直前において当該中  
小企業者の役員であつたこと（当該代表  
者の被相続人が七十歳未満で死亡した場  
合又は当該中小企業者の代表者が当該相  
続の開始の直前において、第十七条第一  
項第一号の確認（第十八条第一項若しく  
は第二項の規定による変更の確認又は第  
十八条の二第二項の規定による報告の確  
認があつたときは、その変更又は報告の  
もの）を受けている当該中小企業者の

当該確認に係る特例後継者である場合を  
除く。）。

(3) 当該相続の開始の時以後において、当  
該代表者がその被相続人から相続又は遺  
贈により取得した当該中小企業者の株式  
等（当該相続の開始の時以後のいづれか  
の時に当該中小企業者が合併によ  
り消滅した場合にあつては当該合併に際  
して交付された吸収合併存続会社等の株  
式等（会社法第二百三十四条第一項の規  
定により競売しなければならない株式を  
除く）、当該相続の開始の時以後のい  
づれかの時において当該中小企業者が株  
式交換等により他の会社の株式交換完全  
子会社等となつた場合にあつては当該株式  
交換等に際して交付された株式交換完全  
親会社等の株式等（同項の規定により競  
売しなければならない株式を除く。）の  
うち租税特別措置法第七十条の七の六第  
一項の規定の適用を受けようとする株式  
等の全部を有していること。

(4) 当該相続又は遺贈により当該中小企  
業者の株式等取得した代表者が、当該中  
小企業者の株式等につき法第十二条第一  
項の認定（第七号又は第九号の事由に係  
るものに限る。）に係る贈与を受けた者  
又は法第十二条第一項の認定（第八号又  
は第十号の事由に係るものに限る。）に  
係る相続若しくは遺贈を受けた者でない  
こと。

(5) 第十七条第一項第一号の確認（第十八  
条第一項若しくは第二項の規定による変  
更又は第十八条の二第二項の規定による  
報告の確認があつたときは、その変更又  
は報告後のもの）を受けた当該中小企  
業者の当該確認に係る特例後継者であるこ  
と。

チ 当該中小企業者が会社法第八十一条  
第八号に掲げる事項についての定めがある  
種類の株式を発行している場合にあつて  
は、当該相続の開始の時以後において当該  
株式を当該中小企業者の代表者（第一種特  
例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相  
続人、第二種特例経営承継受贈者、第二種特  
例経営承継相続人又は第二種特例経営承継相  
続人）が有する当該株式等に係る議決権の  
数がいづれの当該同族関係者が有する  
当該株式等に係る議決権の数も下回ら  
ない者であること。

る者に限る。）以外の者が有していないこ  
と。

リ 当該中小企業者が法第十二条第一項の認  
定（第十一号又は第十二号の事由に係るも  
のに限る。）を受けている者であり、かつ、  
当該相続の開始の時において、当該中小企  
業者の代表者が当該中小企業者の株式等  
について第一種特例経営承継贈与又は第一  
種特例経営承継相続を受けていること。

十五 前各号に掲げるもののほか、当該中小企  
業者の事業活動の継続に支障を生じさせるこ  
と。

2 前項第七号から第十四号までの規定の適用に  
ついては、中小企業者の第一種経営承継贈与  
者、第二種経営承継贈与者、第一種特例経営承  
継贈与者若しくは第二種特例経営承継贈与者か  
らの贈与の時又は中小企業者の第一種経営承継  
相続人、第二種経営承継相続人、第一種特例経  
営承継相続人若しくは第二種特例経営承継相続  
人の被相続人の相続の開始の時において、当該  
中小企業者が次に掲げるいづれにも該当するこ  
と。

一 当該中小企業者の常時使用する従業員（第  
一 種経営承継受贈者、第一種経営承継相続  
人、第二種経営承継受贈者、第二種経営承継  
相続人、第一種特例経営承継受贈者、第一種  
特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受  
贈者又は第二種特例経営承継相続人及びこれ  
らの者と生計を一にする親族を除く。以下こ  
の項において「親族外従業員」という。）の  
数が五人以上であること。

二 当該中小企業者が、親族外従業員が勤務し  
ている事務所、店舗、工場その他これらに類  
するものを所有し、又は賃借していること。

三 当該贈与の日又は当該相続の開始の日まで  
引き続き三年以上にわたり、次に掲げるい  
ずれかの業務をしていること。

イ 商品販売等（商品の販売、資産の貸付け  
（第一種経営承継受贈者、第一種経営承継  
相続人、第二種経営承継受贈者、第二種経  
営承継相続人、第一種特例経営承継受贈  
者、第一種特例経営承継相続人、第二種特

例経営承継受贈者又は第二種特例経営承継  
相続人に対するもの及びこれらに保る  
同族関係者に対するものを除く。）又は役  
務の提供で、継続して対価を得て行われる  
ものをいい、その商品の開発若しくは生産  
又は役務の開発を含む。以下同じ。）

ロ 商品販売等を行うために必要となる資産  
（前号の事務所、店舗、工場その他これら  
に類するものを除く。）の所有又は賃借  
ハ イ及びロに掲げる業務に類するもの  
中小企業者の代表者が、贈与（第一項第七号  
チ（一）又は（二）に掲げる場合の区分に応  
じ、当該（一）又は（二）に定める贈与に限  
る。）により当該中小企業者の株式等取得し  
ていた場合において、当該贈与の日の属する年  
において当該株式等の贈与者の相続が開始し  
かつ、当該贈与者からの相続又は遺贈により財  
産を取得したことにより相続税法（昭和二十五  
年法律第七十三号）第十九条又は第二十一条の  
十五の規定により当該贈与により取得した当該  
株式等の価額が相続税の課税価格に計算される  
こととなるとき（当該株式等について同法第二  
十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）  
は、第一項第八号の規定の適用については、当  
該贈与者を当該代表者の被相続人と、当該贈与  
により取得した株式等を当該贈与者から相続又  
は遺贈により取得した株式等とみなす。この場  
合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表  
の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字  
句と読み替えるものとする。

第六条第一項 第八号イ、ロ (1)、(4)	開始	被相続人の贈与
第六条第一項 第八号	被相続人 (遺贈をした 者を含む。以下 同じ。)	被相続人(遺 贈をした者を 含む。以下同 じ。)
第六条第一項 第八号	開始の日翌 日から五月 を経過する 日	開始の日翌 日から五月 を経過する 日
第六条第一項 第八号	開始の日翌 日から五月 を経過する 日	開始の日翌 日から五月 を経過する 日



号」とあるのは「第一項第十二号」と読み替えるものとする。

12 第三項の規定は、中小企業者の代表者が、贈与（第一項第十三号チ（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める贈与に限る。）により当該中小企業者の株式等を取得し、かつ、当該贈与の日の属する年において当該株式等の贈与者の相続が開始したときについて準用する。この場合において、「第一項第七号チ（1）又は（2）」とあるのは「第一項第十三号チ（1）又は（2）」と、「第一項第八号」（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日」とあるのは「被相続人の相続の開始の日」と、「被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）からの贈与の時」とあるのは「被相続人からの贈与の時」と、「第六条第一項第八号イ、ロ、ホ、ヘ、ト（1）（4）及び（6）、チ並びにリ」とあるのは「第六条第一項第十四号イ、ロ、ホ、ヘ、ト（1）及び（3）、チ並びにリ」と、「第六条第一項第八号ト（3）」とあるのは「第六条第一項第十四号ト（2）」と、「当該代表者の被相続人が七十歳未満で死亡した場合を除く。」とあるのは「当該代表者の被相続人が七十歳未満で死亡した場合又は当該中小企業者の代表者が当該相続の開始の直前において、第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更の報告の確認があったときは、その変更又は報告後のもの）を受けている当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者である場合を除く。」と、「第七条第三項第二号及び第五号から第九号まで」とあるのは「第七条第九項の規定により読み替えられた同条第七項第二号及び第五号から第九号まで」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」と読み替えるものとする。

13 第四項の規定は、中小企業者が第一項第十三号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に受贈者（当該中小企業者の株式等を贈与により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日までに当該受贈者が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、「第一項第七号」とあるのは「第一項第十三号」と、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十四号」と読み替えるものとする。

14 第五項の規定は中小企業者が第一項第十四号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次経営承継相続人（当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得した者をいう。）が死亡した場合（当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに当該第一次経営承継相続人が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、「第一項第八号」とあるのは「第一項第十四号」と読み替えるものとする。

15 法第十二条第一項第一号ロ及びハの経済産業省令で定める事由は、他の中小企業者（他の中小企業者が会社である場合にあつては、その代表者。第二十五項及び第二十六項において同じ。）が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることとする。

16 法第十二条第一項第二号イの経済産業省令で定める事由は、他の個人である中小企業者の死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業の譲渡に起因する当該事業の経営の承継に伴い生じる事由であつて、次に掲げるものとする。

- 一 当該中小企業者が、当該中小企業者以外の者が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必要があること。
- 二 当該中小企業者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。
- 三 当該他の個人である中小企業者が死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後、前年同期の三月間における売上高等の百分の八十以下に減少することが見込まれること。
- 四 仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。
- 五 取引先金融機関からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。
- 六 次に掲げるいずれかを生じたこと。
  - 一 裁判上若しくは裁判外との解決が確定し、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。

イ 当該中小企業者がその事業用資産等をもってする分割に代えて当該中小企業者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割

ロ 当該中小企業者が遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額

七 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合であつて、当該個人である中小企業者が当該他の個人である中小企業者から贈与により取得した特定事業用資産（当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業に係る特定事業用資産に限る。以下この号において同じ。）に係る贈与税を納付することが見込まれること。

イ 第一種贈与申請基準日（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日を用いる。以下同じ。）において、当該個人である中小企業者が営む特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十五条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。以下同じ。）に該当しないこと。

- (1) 当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合（3）に規定する場合を除く。）当該十月十五日
- (2) 当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれかの日である場合 当該贈与の日
- (3) 当該贈与の日の属する年の五月十五日より前に当該個人である中小企業者又は当該他の個人である中小企業者の相続が開始した場合 当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日

に係る第一種贈与申請基準日までの間において、事業所得を生じ他の事業を行つていない場合には、当該事業及び当該他の事業に係る取引を区分して記録し、帳簿書類の備付けを行い、かつ、当該事業と当該他の事業とを区分整理していること。

ハ 当該個人である中小企業者が第一種贈与申請基準日まで引き続き当該贈与により取得をした特定事業用資産のうち租税特別措置法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受け、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること。

ニ 当該個人である中小企業者が当該贈与の日において、十八歳以上であること。

ホ 当該個人である中小企業者が当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたこと。

ヘ 当該個人である中小企業者が法第十二条第一項の認定（この号の事由に係るものに限る。）に係る申請の日までに当該特定事業用資産に係る事業について、開業の届出書（所得税法第二百二十九条の規定に基づき提出された開業の届出書をいう。以下同じ。）を提出していること。

ト 当該個人である中小企業者が法第十二条第一項の認定（この号の事由に係るものに限る。）に係る申請の日までに青色申告（所得税法第四十三条に定める青色の申告書による申告をいう。以下同じ。）の承認を受けていること又は受ける見込みであること。

チ 当該個人である中小企業者が第十七条第一項第三号の確認（第十八条第七項又は第八項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの）を受けた個人事業承継者（第十六条第三号イに規定する個人事業承継者をいう。以下この条において同じ。）であること。

リ 当該他の個人である中小企業者が当該特定事業用資産を贈与した日の属する年、その前年及びその前々年において、事業所得に係る青色申告書を提出していた者であること。

又 当該贈与の時において、当該他の個人である中小企業者が、既に法第十二条第一項

の認定（この号又は第九号の事由に係るものに限り。）に係る贈与をした者でないこと。

ル 当該他の個人である中小企業者が当該特定事業用資産を贈与した日の属する年の前年において、当該特定事業用資産に係る事業が、資産保有型事業に該当しないこと。

ヲ 当該他の個人である中小企業者が当該特定事業用資産を贈与した日の属する年の前年において、当該特定事業用資産に係る事業が、資産運用型事業に該当しないこと。

ワ 当該他の個人である中小企業者が当該特定事業用資産を贈与した日の属する年の前年において、当該特定事業用資産に係る事業の総収入金額が、零を超えること。

カ 当該他の個人である中小企業者が当該特定事業用資産を贈与した日の属する年の前年において、当該特定事業用資産に係る事業が、性風俗関連特殊営業に該当しないこと。

ハ 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合であつて、当該個人である中小企業者が当該他の個人である中小企業者から相続又は遺贈により取得した特定事業用資産（当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業に係る特定事業用資産に限る。以下この号において同じ。）に係る相続税を納付することが見込まれること。

イ 第一種相続申請基準日（当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日をいう。以下同じ。）において、当該個人である中小企業者が営む特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと。

ロ 当該個人である中小企業者が当該相続又は遺贈により当該他の個人である中小企業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て（当該他の個人である中小企業者が有していたものに限る、当該特定事業用資産の全部又は一部が数人の共有に属する場合における当該共有に係る事業用資産については、当該他の個人である中小企業者が有していた共有持分の全部。）を取得し、かつ、当該事業に係る取引を記録し、帳簿書類の備付けを行っていること（当該個人である中小企業者が、当該相続の開始の時から当該相続又は遺贈に係る第一種相続申請基準日までの間において、事業所得

を生じる他の事業を行っている場合には、当該事業及び当該他の事業に係る取引を区分して記録し、帳簿書類の備付けを行い、かつ、当該事業と当該他の事業とを区分整理していること。）。

ハ 当該個人である中小企業者が第一種相続申請基準日まで引き続き当該相続又は遺贈により取得した特定事業用資産のうち租税特別措置法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること。

ニ 当該個人である中小企業者が当該相続の開始の直前において、当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたこと（当該他の個人である中小企業者が六十歳未満で死亡した場合を除く。）。

ホ 当該個人である中小企業者が法第十二条第一項の認定（この号の事由に係るものに限る。）に係る申請の日までに当該特定事業用資産に係る事業について開業の届出書を提出していること。

ヘ 当該個人である中小企業者が法第十二条第一項の認定（この号の事由に係るものに限る。）に係る申請の日までに青色申告の承認を受けていること又は受ける見込みであること。

ト 当該個人である中小企業者が第十七条第一項第三号の確認（第十八条第七項又は第八項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの）を受けた個人事業承継者であること。

チ 当該他の個人である中小企業者が当該相続の開始の日の属する年、その前年及びその前々年において、事業所得に係る青色申告書を提出していた者であること。

リ 当該相続の開始の日の属する年の前年において、当該他の個人である中小企業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が、資産保有型事業に該当しないこと。

ヌ 当該相続の開始の日の属する年の前年において、当該他の個人である中小企業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が、資産運用型事業に該当しないこと。

ル 当該相続の開始の日の属する年の前年において、当該他の個人である中小企業者が

営んでいた特定事業用資産に係る事業の総収入金額が、零を超えること。

ヲ 当該相続の開始の日の属する年の前年において、当該他の個人である中小企業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業が、性風俗関連特殊営業に該当しないこと。

九 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合であつて、当該個人である中小企業者が当該他の個人である中小企業者と生計を一にする配偶者その他の親族（他の個人である中小企業者の相続の直前において、当該他の個人である中小企業者と生計を一にしていた当該他の個人である中小企業者の親族を含む。以下「生計一親族等」という。）から贈与（当該贈与が当該他の個人である中小企業者の第七号の規定の適用に係る贈与の日又は前号の規定の適用に係る相続の開始の日から一年を経過する日までに行われるものに限る。以下この号において同じ。）により取得した特定事業用資産に係る贈与税を納付することが見込まれること。

イ 第二種贈与申請基準日（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）において、当該個人である中小企業者が営む特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと。

(1) 当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合（3）に規定する場合を除く。） 当該十月十五日

(2) 当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれかの日である場合 当該贈与の日

(3) 当該贈与の日の属する年の五月十五日より前に当該個人である中小企業者又は当該生計一親族等の相続が開始した場合 当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日

ロ 当該個人である中小企業者が当該贈与により当該他の個人である中小企業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全部を有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること。

ニ 当該個人である中小企業者が第十七条第一項第三号の確認（第十八条第七項又は第八項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの）を受けた個人事業承継者であること。

一親族等が有していた共有持分の全部。）を取得していること。

ハ 当該個人である中小企業者が第二種贈与申請基準日まで引き続き当該贈与により取得した特定事業用資産のうち租税特別措置法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること。

ニ 当該個人である中小企業者が第十七条第一項第三号の確認（第十八条第七項又は第八項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの）を受けた個人事業承継者であること。

ホ 当該贈与の時に、当該生計一親族等が、既に法第十二条第一項の認定（第七号又はこの号の事由に係るものに限る。）に係る贈与をした者でないこと。

ヘ 当該個人である中小企業者が法第十二条第一項の認定（第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）を受けている者であり、かつ、当該贈与の時に個人である中小企業者の特定事業用資産について法第十二条第一項の認定（第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与（以下「第一種認定贈与」という。）又は法第十二条第一項の認定（前号の事由に係るものに限る。）に係る相続（以下「第一種認定相続」という。）を受けていること。

十 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合であつて、当該個人である中小企業者が当該生計一親族等から相続又は遺贈（当該相続が他の個人である中小企業者の第七号の規定の適用に係る贈与の日又は第八号の規定の適用に係る相続の開始の日から一年を経過する日までに開始するものに限る。以下この号及び第二十条において同じ。）により取得した特定事業用資産に係る相続税を納付することが見込まれること。

イ 第二種相続申請基準日（当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日。以下同じ。）において、当該個人である中小企業者が営む特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと。

ロ 当該個人である中小企業者が当該相続又は遺贈により当該他の個人である中小企業

者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て（当該生計一親族等が有していたものに限り、当該特定事業用資産の全部又は一部が数人の共有に属する場合における当該共有に係る事業用資産については、当該生計一親族等が有していた共有持分の全部。）を取得していること。

ハ 当該個人である中小企業者が第二種相続申請基準日まで引き続き当該相続又は遺贈により取得をした特定事業用資産のうち租税特別措置法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること。

二 当該個人である中小企業者が第十七条第一項第三号の確認（第十八条第七項又は第八項の規定による変更の確認があったときは、その変更後のもの）を受けた個人事業承継者であること。

ホ 当該個人である中小企業者が法第十二条第一項の認定（第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）を受けている者であり、かつ、当該相続の開始の時において、当該個人である中小企業者が当該他の個人である中小企業者の特定事業用資産について第一種認定贈与又は第一種認定相続を受けていること。

十一 前各号に掲げるもののほか、当該中小企業者の事業活動の継続に支障を生じさせること。

17 個人である中小企業者が、贈与により他の個人である中小企業者の特定事業用資産を取得していた場合において、当該贈与の日の属する年において当該他の個人である中小企業者の相続が開始し、かつ、当該他の個人である中小企業者からの相続又は遺贈により財産を取得したことに伴って当該個人が法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該特定事業用資産の価額が相続税の課税価格に計算されることとなること（当該特定事業用資産について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）は、第十六項第八号の規定の適用については、当該贈与により取得した特定事業用資産を当該他の個人である中小企業者から相続又は遺贈により取得した特定事業用資産とみなす。この場合において、次の表の上欄に

掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号
相続の開始	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号
他の個人である中小企業者からの贈与	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号
当該贈与の日まで引き続き三年以上わたり当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたこと（当該他の個人である中小企業者が六十歳未満で死亡した場合を除く。）	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号
贈与契約書の写し	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号
当該個人である中小企業者が、当該相続の開始の直前において、当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたことを証する書面	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号
当該個人である中小企業者が、当該贈与の日まで引き続き三年以上わたり当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたこと	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号

18 第十六項第七号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に他の個人である中小企業者が営んでいた事業に係る特定事業用資産を贈与により取得した個人である中小企業者（以下この項及び第二十一項において「第一次個人事業受贈者」という。）が死亡した場合（当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日までに当該第一次個人事業受贈者が死亡した場合に限る。）において、当該死亡の直前に当該第一次個人事業受贈者が贈与により取得した当該特定事業用資産に係る贈与税を納付することが見込まれることにより当該第一次個人事業受贈者が第十六項第七号に該当していたときは、当該第一次個人事業受贈者以外の個人である中小企業者（以下この項及び第二十一項において「第二次個人事業受贈者」という。）が当該第一次個人事業受贈者から相続又は遺贈により取得した当該特定事業用資産に係る相続税を納付することが見込まれることにより当該第二次個人事業受贈者が第十六項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができる。

19 第十六項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に他の個人である中小企業者が営んでいた事業に係る特定事業用資産を相続又は遺贈により取得した個人である中小企業者（以下この項及び第二十二項において「第一次個人事業承継相続人」という。）が死亡した場合（当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに当該第一次個人事業承継相続人が死亡した場合に限る。）において、当該死亡の直前に当該第一次個人事業承継相続人が相続又は遺贈により取得した当該特定事業用資産に係る相続税を納付することが見込まれることにより当該第二次個人事業受贈者が第十六項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができる。

20 第十七項の規定は、個人である中小企業者が、贈与により生計一親族等の特定事業用資産を取得していた場合について準用する。この場合において、第十七項中「他の個人である中小企業者」とあるのは「生計一親族等」と、「第十六項第八号」とあるのは「第十六項第十号」と、「ロ、チ、リ、ヌ、ル及び」があるのは「ロ、チ、リ、ヌ、ル及び」であることとする。

21 第十八項の規定は、第十六項第九号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次個人事業受贈者が死亡した場合（当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日までに当該第一次個人事業受贈者が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、第十八項中「第十六項第七号」とあるのは「第十六項第九号」と読み替えるものとする。

22 第十九項の規定は、第十六項第十号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次個人事業承継相続人が死亡した場合（当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに当該第一次個人事業承継相続人が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、第十九項中「第十六項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に」とあるのは「第十六項第十号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に」と、「第十六項第八号に該当」とあるのは「第十六項第十号に該当」と読み替えるものとする。この場合には「相続税を納付することが見込まれることにより第十六項第八号の事由」とあるのは「相続税を納付することが見込まれることにより第十六項第十号の事由」と読み替えるものとする。

とを証する書面  
贈与  
当該他の個人である中小企業者からの贈与  
当該個人である中小企業者が、当該贈与の日まで引き続き三年以上わたり当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたこと  
当該個人である中小企業者が、当該相続の開始の直前において、当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたことを証する書面  
当該個人である中小企業者が、当該贈与の日まで引き続き三年以上わたり当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたこと  
当該個人である中小企業者が、当該贈与により取得した当該特定事業用資産に係る贈与税を納付することが見込まれることにより当該第一次個人事業受贈者が第十六項第七号に該当していたときは、当該第一次個人事業受贈者以外の個人である中小企業者（以下この項及び第二十一項において「第二次個人事業受贈者」という。）が当該第一次個人事業受贈者から相続又は遺贈により取得した当該特定事業用資産に係る相続税を納付することが見込まれることにより当該第二次個人事業受贈者が第十六項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受けることができる。  
第十六項第十号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次個人事業承継相続人が死亡した場合（当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに当該第一次個人事業承継相続人が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、第十九項中「第十六項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に」とあるのは「第十六項第十号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に」と読み替えるものとする。  
第十七項の規定は、個人である中小企業者が、贈与により生計一親族等の特定事業用資産を取得していた場合について準用する。この場合において、第十七項中「他の個人である中小企業者」とあるのは「生計一親族等」と、「第十六項第八号」とあるのは「第十六項第十号」と、「ロ、チ、リ、ヌ、ル及び」があるのは「ロ、チ、リ、ヌ、ル及び」であることとする。  
第十八項の規定は、第十六項第九号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次個人事業受贈者が死亡した場合（当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日までに当該第一次個人事業受贈者が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、第十八項中「第十六項第七号」とあるのは「第十六項第九号」と読み替えるものとする。  
第十九項の規定は、第十六項第十号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に第一次個人事業承継相続人が死亡した場合（当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに当該第一次個人事業承継相続人が死亡した場合に限る。）について準用する。この場合において、第十九項中「第十六項第八号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に」とあるのは「第十六項第十号の事由に係る法第十二条第一項の認定を受ける前に」と読み替えるものとする。この場合には「相続税を納付することが見込まれることにより第十六項第八号の事由」とあるのは「相続税を納付することが見込まれることにより第十六項第十号の事由」と読み替えるものとする。



より第十六項第十号の事由」と読み替えるものとする。

23 法第十二条第一項第一号ハ及びニの経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。  
一 法第十二条第一項の認定を申請する日（以下「認定申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表（次号において単に「貸借対照表」という。）上の純資産の額が零を超えること。

二 貸借対照表上の社債及び借入金合計額から貸借対照表上の現金及び預貯金の合計額を控除して得た額を、認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の損益計算書上の営業利益の額に減価償却費を加えた額で除して得た値が十五以内であること。

24 法第十二条第一項第一号ニの経済産業省令で定める事由は、中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関（中小企業信用保険法第三条第一項に規定する金融機関をいう。次条第一項第十三号において同じ。）からの借入れによる債務を保証していることとする。

25 法第十二条第一項第二号ロの経済産業省令で定める事由は、他の中小企業者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることとする。

26 法第十二条第一項第三号の経済産業省令で定める事由は、他の中小企業者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることとする。

（認定の申請）  
27 法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号から第十四号まで及び第十六項第七号から第十号までの事由に係るものを除く。）を受けようとする中小企業者又は事業を営んでいない個人は、法第十二条第一項第一号イ又は第二号イに該当することについて認定を受けるときは、様式第六にあっては、様式第六による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類（前条第一項各号（第七号から第十四号までを除く。）又は第十六項各号（第七号から第十号までを除く。）に掲げる事由のうち当該中小企業者に生じているものを証するために必要なものに限る。）を添付して、法第十二条第一項第一号ロ若しくはハ、第二号ロ又は第三号に該当することについて認定を受ける場合にあっては、様式第六の二による申請書に、当該申請書の写し一通、次の第二号に掲げる書類（当該中小企業者又は当該

事業を営んでいない個人が事業用資産等を譲り受ける場合に限る。）第九号イ、ロ及びホに掲げる書類（当該中小企業者が会社である場合に限る。）同号ハに掲げる書類（法第十二条第一項第一号ハに該当することについて認定を受ける場合に限る。）第十一号に掲げる書類（当該中小企業者又は当該事業を営んでいない個人がその経営を承継しようとする他の中小企業者が会社である場合に限る。）第十二号に掲げる書類並びに第十四号に掲げる書類を添付して、法第十二条第一項第一号ニに該当することについて認定を受ける場合にあっては、様式第六の三による申請書に、当該申請書の写し一通、第九号イからニまでに掲げる書類、第十三号に掲げる書類及び第十四号に掲げる書類を添付して、法第十二条第一項第一号ホに該当することについて認定を受ける場合にあっては、様式第六の四による申請書に、当該申請書の写し一通、第九号イ、ロ、ニ及びホに掲げる書類並びに第十四号に掲げる書類を添付して、当該中小企業者の主たる事務所の所在地又は当該事業を営んでいない個人の住所を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に提出するものとする。

一 当該中小企業者の代表者の被相続人（当該中小企業者が個人である場合にあつては、当該個人の被相続人）の戸籍謄本等又は当該被相続人の法定相続情報一覧図

二 当該中小企業者若しくはその代表者又は事業を営んでいない個人が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）及び当該事業用資産等の価格を証する書類

三 当該中小企業者の代表者（当該中小企業者が個人である場合にあつては、当該個人）が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載した書類

四 前条第一項第六号又は第六項第六号の判決、裁判上若しくは裁判外の和解、審判又は調停に係る判決書、和解契約書、裁判上の和解の調書、審判書又は調停の調書

五 当該中小企業者の売上高等が減少することが見込まれることを証する書類

六 仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたことを証する書類

七 取引先金融機関からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたことを証する書類  
八 認定申請日における当該中小企業者の従業員数証明書  
九 当該中小企業者が会社である場合にあつては、次に掲げる書類  
イ 登記事項証明書（認定申請日の前三月以内に作成されたものに限る。）  
ロ 認定申請日における当該中小企業者の定款の写し  
ハ 当該中小企業者の認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百七十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類  
ニ 当該中小企業者が株式会社である場合にあつては、認定申請日における株主名簿の写し  
ホ 当該中小企業者が上場会社等に該当しない旨の誓約書  
ヘ 当該中小企業者又はその代表者が譲受けの申込みをしようとする当該中小企業者の株式等の価格を証する書類  
ト 当該中小企業者又はその代表者以外の者が当該中小企業者の事業用資産等を有していることを証する書類  
十 当該中小企業者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類  
イ 当該中小企業者の認定申請日の属する年の前年の会計帳簿及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類並びに事業内容の概要を記載した書類  
ロ 当該中小企業者以外の者が当該中小企業者の事業用資産等を有していることを証する書類  
ハ 他の個人である中小企業者との間の事業の譲渡に関する契約書  
十一 当該他の中小企業者に係る次に掲げる書類  
イ 当該他の中小企業者の登記事項証明書（認定申請日の前三月以内に作成されたものに限る。）  
ロ 当該他の中小企業者の定款の写し  
ハ 当該中小企業者又は当該事業を営んでいない個人が当該他の中小企業者の株式等の

譲受けの申込みをしようとする場合にあつては、当該他の中小企業者の株主名簿及び当該株式等の価格を証する書類

十二 当該中小企業者又は当該事業を営んでいない個人と他の中小企業者との間に承継に係る明確な合意があることを証する書類

十三 当該中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることを証する書類

十四 前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号から第十四号までの事由に係るものを除く。）の参考となる書類

2 法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る贈与の日の属する年の翌年の一月十五日（当該贈与に係る贈与税申告期限（次条第二項に規定する贈与税申告期限をいう。以下この条において同じ。）前に当該中小企業者の第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該贈与の日の属する年において当該第一種経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該中小企業者の第一種経営承継贈与者が当該第一種経営承継贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）を除く。）にあつては当該第一種経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日又は当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日のいずれか早い日、当該贈与税申告期限前に当該第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合にあつては当該第一種経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第七による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日における当該中小企業者の定款の写し  
二 当該贈与の直前（当該第一種経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されない者を除く。次号において同じ。）でない場合にあっては当該第一種経営承継贈与者が当該代表者

譲受けの申込みをしようとする場合にあつては、当該他の中小企業者の株主名簿及び当該株式等の価格を証する書類  
十二 当該中小企業者又は当該事業を営んでいない個人と他の中小企業者との間に承継に係る明確な合意があることを証する書類  
十三 当該中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることを証する書類  
十四 前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号から第十四号までの事由に係るものを除く。）の参考となる書類  
2 法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る贈与の日の属する年の翌年の一月十五日（当該贈与に係る贈与税申告期限（次条第二項に規定する贈与税申告期限をいう。以下この条において同じ。）前に当該中小企業者の第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該贈与の日の属する年において当該第一種経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該中小企業者の第一種経営承継贈与者が当該第一種経営承継贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）を除く。）にあつては当該第一種経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日又は当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日のいずれか早い日、当該贈与税申告期限前に当該第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合にあつては当該第一種経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第七による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。  
一 当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日における当該中小企業者の定款の写し  
二 当該贈与の直前（当該第一種経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されない者を除く。次号において同じ。）でない場合にあっては当該第一種経営承継贈与者が当該代表者



相続の開始の直前（当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあつては当該被相続人が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前。以下この号において同じ。）、当該相続の開始の時」とあるのは「当該相続の開始の時」と、「当該相続に係る第一種特例経営承継申請基準日以後に作成されたもの」に限り、当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあつては当該被相続人が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含む。」とあるのは「（当該相続に係る第二種特例経営承継申請基準日以後に作成されたものに限る。）と、「第一種特例経営承継申請基準年度」とあるのは「第二種特例経営承継申請基準年度」と読み替えるものとする。

6

法第十二条第一項の認定（前条第一項第十一号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る贈与の日属する年の翌年の一月十五日（当該贈与に係る贈与申告期限前に当該中小企業者の第一種特例経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該贈与の日属する年において当該第一種特例経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該中小企業者の第一種特例経営承継贈与者が当該第一種特例経営承継贈与者からの相続税法第十九条又は第二十一条の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に算入されることとなる場合（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）を除く。）にあつては、当該第一種特例経営承継贈与者の相続の開始の日属する年の翌年の一月十五日）又は当該贈与の日属する年の翌年の一月十五日のいずれか早い日、当該贈与申告期限前に当該第一種特例経営承継贈与者の相続が開始した場合にあつては、当該第一種特例経営承継贈与者の相続の開始の日属する年（八月を超過する日）まで、様式第七の三による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあつては当該第一種特例経営承継贈与者が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前。以下この号において同じ。）、当該贈与の時及び当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請基準日における当該中小企業者（当該第一種特例経営承継贈与者又は当該第一種特例経営承継贈与者に係る同族関係者である会社がある場合にあつては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）の株主名簿の写し（当該中小企業者が持分会社である場合にあつては、当該贈与の直前及び当該贈与の時に掲げる当該中小企業者の定款の写し）

三 登記事項証明書（当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請基準日以後に作成されたもの）に限り、当該第一種特例経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあつては当該第一種特例経営承継贈与者が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含む。）

四 当該第一種特例経営承継贈与者が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与契約書の写しその他の当該贈与の事実を証する書類及び当該株式等に係る贈与税の見込額を記載した書類

五 当該贈与の時に掲げる当該中小企業者の従業員数証明書

六 当該中小企業者の当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請基準年度（前条第二項に該当する中小企業者である場合にあつては、当該贈与の日属する年（八月を超過する日）まで、様式第八の三による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

七 当該贈与の時から当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請基準日までの間に当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

八 次に掲げる誓約書

イ 当該贈与の時に掲げる当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該中小企業者又は当該特別子会社による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書

九 当該贈与の時から当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請基準日までの間に当該中小企業者、当該特別子会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

十 当該贈与の時における当該第一種特例経営承継贈与者及びその親族の戸籍謄本等

十一 前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定（前条第一項第十一号の事由に係るものに限る。）の参考となる書類

十二 法第十二条第一項の認定（前条第一項第十二号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る相続の開始の日属する年（八月を超過する日）（当該贈与の日属する年の翌年の一月十五日）又は当該贈与の日属する年の翌年の一月十五日のいずれか早い日、当該贈与申告期限前に当該中小企業者の第一種特例経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該贈与の日属する年において当該第一種特例経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該中小企業者の第一種特例経営承継贈与者が当該第一種特例経営承継贈与者からの相続税法第十九条又は第二十一条の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に算入されることとなる場合（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）を除く。）にあつては、当該第一種特例経営承継贈与者の相続の開始の日属する年の翌年の一月十五日）又は当該贈与の日属する年の翌年の一月十五日のいずれか早い日、当該贈与申告期限前に当該第一種特例経営承継贈与者の相続が開始した場合にあつては、当該第一種特例経営承継贈与者の相続の開始の日属する年（八月を超過する日）まで、様式第八の三による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 当該相続に係る第一種特例相続認定申請基準日における当該中小企業者の定款の写し

二 当該相続の開始の直前（当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあつては当該被相続人が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前。以下この号において同じ。）、当該相続の開始の時」とあるのは「当該相続に係る第一種特例経営承継申請基準日以後に作成されたもの」に限り、当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあつては当該被相続人が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含む。）

三 登記事項証明書（当該相続に係る第一種特例相続認定申請基準日以後に作成されたもの）に限り、当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあつては当該被相続人が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含む。）

四 当該第一種特例経営承継贈与者が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る遺言書の写し、遺産の分割の協議に関する書類（当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写しその他の当該株式等の取得の事実を証する書類及び当該株式等に係る相続税の見込額を記載した書類

五 当該相続の開始の日における当該中小企業者の従業員数証明書

六 当該中小企業者の当該相続に係る第一種特例贈与認定申請基準年度（前条第二項に該当する中小企業者である場合にあつては、当該相続の開始の日属する年（八月を超過する日）（当該贈与の日属する年の翌年の一月十五日）又は当該贈与の日属する年の翌年の一月十五日のいずれか早い日、当該贈与申告期限前に当該中小企業者の第一種特例経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該贈与の日属する年において当該第一種特例経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該中小企業者の第一種特例経営承継贈与者が当該第一種特例経営承継贈与者からの相続税法第十九条又は第二十一条の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に算入されることとなる場合（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）を除く。）にあつては、当該第一種特例経営承継贈与者の相続の開始の日属する年の翌年の一月十五日）又は当該贈与の日属する年の翌年の一月十五日のいずれか早い日、当該贈与申告期限前に当該第一種特例経営承継贈与者の相続が開始した場合にあつては、当該第一種特例経営承継贈与者の相続の開始の日属する年（八月を超過する日）まで、様式第八の三による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

七 当該贈与の時から当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請基準日までの間に当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

八 次に掲げる誓約書

九 当該贈与の時における当該被相続人及びその親族（当該中小企業者の第一種特例

経営承継相続人の被相続人の相続の開始の時において、当該中小企業者が前条第二項各号に掲げるいずれにも該当するときは、当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。以下この号において同じ。）の戸籍謄本等並びに当該相続の開始の際における第一種特例経営承継相続人及びその親族の戸籍謄本等又は当該被相続人の法定相続情報一覧図

十 第十七条第五項に規定する確認書  
 十一 前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定（前条第一項第十二号の事由に係るものに限る。）の参考となる書類

8 第六項の規定は、法第十二条第一項の認定（前条第一項第十三号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者について準用する。この場合において、「第一種特例経営承継贈与者」とあるのは「第二種特例経営承継贈与者」と、第一種特例経営承継受贈者」とあるのは「第二種特例経営承継受贈者」と、様式第七の三」とあるのは「様式第七の四」と、「第一種特例贈与認定申請基準日」とあるのは「第二種特例贈与認定申請基準日」と、当該贈与の直前（当該第一種特例経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあつては当該第一種特例経営承継贈与者が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前。以下この号において同じ。）、当該贈与の時」とあるのは「当該贈与の時」と、「当該贈与に係る第一種特例贈与認定申請基準日以後に作成されたもの」に限り、当該第一種特例経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあつては当該第一種特例経営承継贈与者が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含む。）とあるのは「第一種特例贈与認定申請基準日以後に作成されたもの」に限る。）と、「第一種特例贈与認定申請基準日」とあるのは「第二種特例贈与認定申請基準日」と読み替えるものとする。

9 第七項の規定は、法第十二条第一項の認定（前条第一項第十四号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者について準用する。この場合において、「第一種特例経営承継相続人」とあるのは「第二種特例経営承継相続人」と、「様式第八の三」とあるのは「様式第八の四」と、「第一種特例相続認定申請基準日」とあるのは「第二種特例相続認定申請基準日」と、「当該相続の開始の直前（当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあつては当該中小企業者の代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含む。）とあるのは「第二種特例相続認定申請基準日以後に作成されたもの」に限る。）と、「第一種特例贈与認定申請基準日」とあるのは「第二種特例贈与認定申請基準日」と読み替えるものとする。

10 法第十二条第一項の認定（前条第十六項第七号の事由に係るものに限る。）を受けようとする個人である中小企業者は、当該認定に係る贈与の日の属する年の翌年の一月十五日（当該贈与に係る贈与と税申告期限前に当該他の個人である中小企業者の相続が開始した場合（当該贈与の日の属する年において、当該他の個人である中小企業者の相続が開始し、かつ、当該個人である中小企業者が当該他の個人である中小企業者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該特定事業用資産の価額が相続税の課税価格に計算されることとなる場合（当該特定事業用資産について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）を除く。）にあつては、当該他の個人である中小企業者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日又は当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日のいずれか早い日、当該贈与と税申告期限前に当該個人である中小企業者の相続が開始した場合にあつては、当該個人である中小企業者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第七の五による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 当該個人である中小企業者が贈与により取得した当該他の個人である中小企業者の特定事業用資産に係る贈与契約書の写しその他の当該贈与の事実を証する書類及び当該特定事業用資産に係る贈与税の見込額を記載した書類  
 二 当該個人である中小企業者の開業の届出書の写し  
 三 当該個人である中小企業者の青色申告の承認の通知（所得税法第四十六条の規定に基づき税務署長が通知する書面をいう。次項において同じ。）又は青色申告の承認の申請書（同法第四十四条の規定に基づき提出された青色申告の承認の申請書をいう。次項において同じ。）の写し  
 四 当該他の個人である中小企業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業を廃止した旨の届出書（所得税法第二百二十九条に定める届出書をいう。）の写し  
 五 当該他の個人である中小企業者の当該贈与の日の属する年の前年、前々年における青色申告書及び所得税法第四十九条の規定による青色申告書に添付する貸借対照表及び損益計算書その他の明細書の写し  
 六 次に掲げる事項について認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面  
 イ 当該贈与により取得した特定事業用資産が、当該贈与の直前において、当該他の個人である中小企業者が所有し、かつ、その事業の用に供していた資産（第一条第二十九項各号に掲げる種類の資産に限る。）の全てであること。  
 ロ 当該個人である中小企業者が当該特定事業用資産のうち租税特別措置法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を自己の事業の用に供していること又はその見込みであること。

11 法第十二条第一項の認定（前条第十六項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする個人である中小企業者は、当該認定に係る相続の開始の日の翌日から八月を経過する日（当該相続に係る相続申告期限前に当該個人である中小企業者の相続が開始した場合にあつては、当該個人である中小企業者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第八の五による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。  
 一 当該個人である中小企業者が相続又は遺贈により取得した当該他の個人である中小企業者の特定事業用資産に係る遺言書の写し、遺産の分割の協議に関する書類（当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写しその他の当該特定事業用資産の取得の事実を証する書類及び当該特定事業用資産に係る相続税の見込額を記載した書類  
 二 当該個人である中小企業者の開業の届出書の写し  
 三 当該個人である中小企業者の青色申告の承認の通知又は青色申告の承認の申請書の写し  
 四 次に掲げる事項について認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面  
 イ 当該相続又は遺贈により取得した特定事業用資産が、当該相続の開始の直前において、当該個人である中小企業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業を廃止した旨の届出書（所得税法第二百二十九条に定める届出書をいう。）の写し  
 五 当該他の個人である中小企業者の当該贈与の日の属する年の前年、前々年における青色申告書及び所得税法第四十九条の規定による青色申告書に添付する貸借対照表及び損益計算書その他の明細書の写し  
 六 次に掲げる事項について認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面  
 イ 当該贈与により取得した特定事業用資産が、当該贈与の直前において、当該他の個人である中小企業者が所有し、かつ、その事業の用に供していた資産（第一条第二十九項各号に掲げる種類の資産に限る。）の全てであること。  
 ロ 当該個人である中小企業者が当該特定事業用資産のうち租税特別措置法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を自己の事業の用に供していること又はその見込みであること。

七 当該個人である中小企業者が、当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたことを証する書面  
 八 当該贈与の時から当該贈与に係る第一種贈与申請基準日までの間において、当該個人である中小企業者が営む特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しない旨の誓約書  
 九 当該贈与の際における当該個人である中小企業者及び当該他の個人である中小企業者の住民票の写し  
 十 第十七条第五項に規定する確認書（同条第一項第三号に該当することを確認する事由とするものに限る。）、第十八条第七項又は第八項の規定による変更の確認があつた場合にあつては、同条第十項の確認書を含む。次項において同じ。）  
 十一 前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定（前条第十六項第七号の事由に係るものに限る。）の参考となる書類  
 十二 法第十二条第一項の認定（前条第十六項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする個人である中小企業者は、当該認定に係る相続の開始の日の翌日から八月を経過する日（当該相続に係る相続申告期限前に当該個人である中小企業者の相続が開始した場合にあつては、当該個人である中小企業者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第八の五による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。  
 一 当該個人である中小企業者が相続又は遺贈により取得した当該他の個人である中小企業者の特定事業用資産に係る遺言書の写し、遺産の分割の協議に関する書類（当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写しその他の当該特定事業用資産の取得の事実を証する書類及び当該特定事業用資産に係る相続税の見込額を記載した書類  
 二 当該個人である中小企業者の開業の届出書の写し  
 三 当該個人である中小企業者の青色申告の承認の通知又は青色申告の承認の申請書の写し  
 四 次に掲げる事項について認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面  
 イ 当該相続又は遺贈により取得した特定事業用資産が、当該相続の開始の直前において、当該個人である中小企業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業を廃止した旨の届出書（所得税法第二百二十九条に定める届出書をいう。）の写し  
 五 当該他の個人である中小企業者の当該贈与の日の属する年の前年、前々年における青色申告書及び所得税法第四十九条の規定による青色申告書に添付する貸借対照表及び損益計算書その他の明細書の写し  
 六 次に掲げる事項について認定経営革新等支援機関の確認を受けたことを証する書面  
 イ 当該贈与により取得した特定事業用資産が、当該贈与の直前において、当該他の個人である中小企業者が所有し、かつ、その事業の用に供していた資産（第一条第二十九項各号に掲げる種類の資産に限る。）の全てであること。  
 ロ 当該個人である中小企業者が当該特定事業用資産のうち租税特別措置法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を自己の事業の用に供していること又はその見込みであること。



同号の贈与に係る贈与税申告期限の翌日から五年を経過する日とする。ただし、当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日）から五年を経過する日とする。

7 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、同号の相続に係る相続税申告期限の翌日から五年を経過する日とする。ただし、当該認定に係る相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日）から五年を経過する日とする。

8 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十三号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた次に掲げる法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る贈与又は相続若しくは遺贈の場合の区分に応じ、それぞれに定める日とする。

一 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与である場合、当該贈与に係る贈与税申告期限の翌日から五年を経過する日。ただし、当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種特例経営承継贈与（最初に受けた法第十二条第一項の認定に係る贈与が第二種特例経営承継贈与であるときは、同一の者が受けた他の第二種特例経営承継贈与。以下この号及び次項第一号において同じ。）に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日

又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日）から五年を経過する日とする。

二 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈である場合、当該相続に係る相続税申告期限の翌日から五年を経過する日。ただし、当該認定に係る相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続（最初に受けた法第十二条第一項の認定に係る相続又は遺贈が第二種特例経営承継相続であるときは、同一の者が受けた他の第二種特例経営承継相続）に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日）から五年を経過する日とする。

9 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十四号の事由に係るものに限る。）の有効期限は、当該認定に係る第二種特例経営承継相続人が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた次に掲げる法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る贈与又は相続若しくは遺贈の場合の区分に応じ、それぞれに定める日とする。

一 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号又は第十三号の事由に係るものに限る。）に係る贈与である場合、当該贈与に係る贈与税申告期限の翌日から五年を経過する日。ただし、当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日）から五年を経過する日とする。

二 法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十二号又は第十四号の事由に係るものに限る。）に係る相続又は遺贈である場合、当該相続に係る相続税申告期限の翌日から五年を経過する日。ただし、当該認定に係る相続に係る相続税申告期限が、同一の者が受けた第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相続（最初に受けた法第十二条第一項の認定に係る相続又は遺贈が第二種特例経営承継相続であるときは、同一の者が受けた他の第二種特例経営承継相続）に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特例経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日）から五年を経過する日とする。

10 法第十二条第一項の認定（第六条第十六項第七号から第十号までの事由に係るものに限る。）の有効期限は、当該他の個人である中小企業者が営んでいた特定事業用資産に係る事業について最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第十六項第七号又は第八号の事由に係るものに限る。）の翌日から二年を経過する日とする。

11 法第十二条第一項第一号ホの認定の有効期限は、当該認定を受けた日の翌日から二年を経過する日（当該二年を経過する日までに裁判所に第十五条の二第一号に掲げる特例対象株式の競売又は売却に係る事件の申立てがされた場合には、当該競売による換価又は当該売却がされた日）とする。

第九条（認定の取消し）  
都道府県知事は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号から第十四号まで及び第十六項第七号から第十号までの事由に係るものを除く。）を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は認定を受けた事業を営んでいない個人が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 当該認定中小企業者が会社である場合にあっては、次のいずれかに該当すること。
- イ 当該認定中小企業者の当該認定（法第十二条第一号イの事由に係るものに限る。）の申請に係る代表者が退任したこと。
- ロ 当該認定中小企業者が他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行わないこと。
- 二 当該認定中小企業者が個人である場合にあっては、次のいずれかに該当すること。
- イ 当該認定中小企業者が事業の全部を廃止又は譲渡したこと。

ロ 当該認定中小企業者が他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行わないこと。

三 当該認定を受けた事業を営んでいない個人が他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行わないこと。

四 当該認定中小企業者が特例株式会社である場合にあっては、次のいずれかに該当すること。

- イ 法第十二条第一項第一号ホに該当する者として同項の認定を受けたにもかかわらず、法第十五条に定める所在不明株主の株式の競売及び売却に関する特例の適用のための手続をしないこと。
- ロ 裁判所に第十五条の二第一号に掲げる特例対象株式の競売又は売却に係る事件の申立てがされた場合において、当該申立てが取り下げられ、又は却下されたこと。
- 五 偽りその他の不正の手段により当該認定を受けたこと。
- 六 当該認定中小企業者から第十八項の申請があったこと。

2 都道府県知事は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「第一種特別贈与認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が死亡したこと。
- 二 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者を退任したこと（その代表権を制限されたことを含む。以下この条において同じ。）。
- 三 第一種贈与雇用判定期間（当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日（当該贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限の翌日又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日）。以下この号において同じ。）から

当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号並びに第十三条の三第一項及び第二項において同じ。の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間（当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者又は第一種経営承継受贈者の相続が開始した場合（第一種経営承継受贈者との相続が開始した場合にあっては、当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに第十三条第二項に規定する申請書を都道府県知事に提出し、かつ、同条第一項の承認を受けた場合を除く。）における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の前日までの期間をいう。以下この号及び第十三条の三第一項において同じ。）の末日において、当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準日（第十二条第一項の第一種贈与報告基準日をいう。以下この号において同じ。）におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時ににおける常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）を下回る数となったこと。

四 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者及び当該第一種経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて有する当該第一種特別贈与認定中小企業者の株式等に係る議決権の数の合計が、当該第一種特別贈与認定中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十以下となったこと（第八号に規定する第一種特別贈与認定株式一部再贈与について第十二条第三十七項に基づく都道府県知事の承認を受けた場合を除く。）。

五 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者に係る同族関係者のうちいずれかの者が、当該第一種経営承継受贈者が有する当該第一種特別贈与認定中小企業者の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数に有することとなったこと（第八号に規定する第一種特別贈与認定株式一部再贈与について第十二条第三十七項に基づく都道府県知事の承認を受けた場合を除く。）。

六 当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、その第一種経営承継受贈者が当該認定に係る贈与により取得した当該第一種特別贈与認定中小企業者の株式（租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている若しくは受けようとする又は同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている株式に限る。）の全部又は一部の種類を株主総会において議決権を行使することができる事項につき制限のある種類の株式に変更したこと。

七 当該第一種特別贈与認定中小企業者が持分会社である場合にあっては、その第一種経営承継受贈者が有する議決権を制限する旨の定款の変更をしたこと。

八 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が当該認定に係る贈与により取得した当該第一種特別贈与認定中小企業者の株式等（当該第一種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合にあっては、当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては、当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている若しくは受けようとする又は同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている株式等（以下「第一種認定贈与株式」という。）の全部又は一部を譲渡したこと（当該第一種特別贈与認定中小企業者が会社分割により吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下同じ。）又は新設分割会社（同法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。以下同じ。）となる場合において、吸収分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社（同法第七百六十三条に規定する新設分割設

立会社をいう。以下同じ。）の成立の日に、吸収分割承継会社（同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。）又は新設分割設立会社の株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をしたことを含み、当該第一種経営承継受贈者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合（第十項各号のいずれかに該当するに至った場合に限り。において、当該第一種経営承継受贈者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種認定贈与株式の一部について法第十二条第一項の規定に係る贈与（以下「第一種特別贈与認定贈与」という。）をしたこと）について、第十二条第三十七項に基づく都道府県知事の承認を受けたときを除く。）。

九 当該第一種特別贈与認定中小企業者が会社法第八十条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該株式を当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者以外の者が有することとなったこと。

十 当該第一種特別贈与認定中小企業者が解散（合併により消滅する場合を除き、会社法その他の法律の規定により解散したものとみなされる場合を含む。以下同じ。）したこと。

十一 当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当したこと。

十二 当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社（第六条第二項第一号及び第二号のいずれにも該当する特別子会社であつて、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものの株式又は持分を特定資産から除いた場合であつても、資産保有型会社に該当する会社に限り、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する会社であつて、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものを除く。以下同じ。）に該当したこと。

十三 第一種贈与認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社（第六条第二項第一号及び第二号のいずれにも該当する特別子会社であつて、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものの株式又は持分を特定資産から除いた場合であつても、資産運用型会社に該当する会社に限り、同項第一号及び第二号

のいずれにも該当する会社であつて、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものを除く。以下同じ。）に該当したこと。

十四 第一種贈与認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入金額が零であつたこと。

十五 当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当したこと。

十六 第十二条第一項、第五項及び第十一項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたこと。

十七 偽りその他の不正の手段により当該認定を受けたこと。

十八 当該第一種特別贈与認定中小企業者が会社法第四百四十七条第一項又は第六百二十六条第一項の規定により資本金の額を減少したこと（減少する資本金の額の全部を準備金とする場合並びに同法第三百九条第二項第九号イ及びロに該当する場合を除く。以下同じ。）。

十九 当該第一種特別贈与認定中小企業者が会社法第四百四十八条第一項の規定により準備金の額を減少したこと（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合及び同法第四百四十九条第一項ただし書に該当する場合を除く。以下同じ。）。

二十 当該第一種特別贈与認定中小企業者が組織変更をした場合にあっては、当該組織変更の際に当該第一種特別贈与認定中小企業者の株式等以外の財産が交付されたこと。

二十一 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者となったこと。

二十二 当該認定の有効期限までに当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者との相続が開始した場合にあっては、当該第一種特別贈与認定中小企業者が第十三条第一項の承認を受けていないこと。

二十三 当該第一種特別贈与認定中小企業者から第十八項の申請があつたこと。

都道府県知事は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「第一種特別相続認定中小企業者」という。）が、次に掲げる

いずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一 当該第一種特別相統認定中小企業者の第一種経営承継相続人が死亡したとき。

二 当該第一種特別相統認定中小企業者の第一種経営承継相続人が当該第一種特別相統認定中小企業者の代表者を退任したとき。

三 第一種相統雇用判定期間（当該第一種特別相統認定中小企業者の第一種経営承継相続人の相統税申告期限の翌日（当該相統税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相統税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種経営承継相続に係る相統税申告期限の翌日又は当該第二種経営承継相続に係る相統税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日））から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号及び第十三条の第三項において同じ。）の末日において、当該第一種相統雇用判定期間内に存する当該第一種特別相統認定中小企業者の第一種相統報告基準日（第十二条第三項の第一種相統報告基準日をいう。以下この号において同じ。）におけるそれぞれの常時使用する従業員の数、合計を当該第一種相統雇用判定期間内に存する当該第一種相統報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る相統の開始の時間における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該相統の開始の時間における常時使用する従業員の数が一人的ときは、一人とする。）を下回る数となったこと。

四 当該第一種特別相統認定中小企業者の第一種経営承継相続人及び当該第一種経営承継相続人に係る同族関係者の有する当該第一種特別相統認定中小企業者の株式等に係る議決権の数の合計が、当該第一種特別相統認定中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十以下となったこと（第八号に規定する第一種特別相統認定株式一部贈与について第十二条第三十七項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。）。

五 当該第一種特別相統認定中小企業者の第一種経営承継相続人に係る同族関係者のうちいずれかの者が、当該第一種経営承継相続人が有する当該第一種特別相統認定中小企業者の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有することとなったこと（第八号に規定する第一種特別相統認定株式一部贈与について第十二条第三十七項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。）。

六 当該第一種特別相統認定中小企業者が株式会社である場合にあつては、その第一種経営承継相続人が当該認定に係る相統又は遺贈により取得した当該第一種特別相統認定中小企業者の株式（租税特別措置法第七十条の七の第二項の規定の適用を受けている又は受けようとする株式に限る。）の全部又は一部の種類を株主総会において議決権を行使することができず、かつ、議決権のある種類の株式に変更したとき。

七 当該第一種特別相統認定中小企業者が持分会社である場合にあつては、その第一種経営承継相続人が有する議決権を制限する旨の定款の変更をしたこと。

八 当該第一種特別相統認定中小企業者の第一種経営承継相続人が当該認定に係る相統又は遺贈により取得した当該第一種特別相統認定中小企業者の株式等（当該第一種特別相統認定中小企業者が合併により消滅した場合にあつては、当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならぬ株式を除く。））を、当該第一種特別相統認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては、当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならぬ株式を除く。）のうち、租税特別措置法第七十条の七の第二項の規定の適用を受けている又は受けようとする株式等（以下「第一種認定相統株式」という。）の全部又は一部を譲渡したとき（当該第一種特別相統認定中小企業者が会社分割により吸収分割会社又は新設分割会社となる場合において、吸収分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をしたことを含む。当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別相統認定中小企業者の代表者を退任した場合（第十項各号のいずれかに該当するに至

った場合に限る。）において、当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別相統認定中小企業者の第一種認定相統株式の一部について「第一種特別相統認定株式一部贈与」ということをしたことにあつては、第十二条第三十七項に基づく都道府県知事の確認を受けたときを除く。）。

九 当該第一種特別相統認定中小企業者が会社法第八十一条第八号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合にあつては、当該株式を当該第一種特別相統認定中小企業者の第一種経営承継相続人以外の者が有することとなったこと。

十 当該第一種特別相統認定中小企業者が解散したとき。

十一 当該第一種特別相統認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当したとき。

十二 当該第一種特別相統認定中小企業者が資産保有型会社に該当したとき。

十三 第一種相統認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該第一種特別相統認定中小企業者が資産運用型会社に該当したとき。

十四 第一種相統認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該第一種特別相統認定中小企業者の総収入金額が零であったこと。

十五 当該第一種特別相統認定中小企業者の特定別子会社が風俗営業会社に該当したとき。

十六 第十二条第三項及び第七項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたこと。  
十七 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたこと。  
十八 当該第一種特別相統認定中小企業者が会社法第四百四十七条第一項又は第六百二十六条第一項の規定により資本金の額を減少したとき。  
十九 当該第一種特別相統認定中小企業者が会社法第四百四十八条第一項の規定により準備金の額を減少したとき。  
二十 当該第一種特別相統認定中小企業者が組織変更をした場合にあっては、当該組織変更の際に当該第一種特別相統認定中小企業者の株式等以外の財産が交付されたこと。  
二十一 当該第一種特別相統認定中小企業者から第十八項の申請があつたこと。

4 第二項の規定は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第九号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「第二種特別相統認定中小企業者」という。）について準用する。この場合において、「第六条第一項第七号」とあるのは、「第六条第一項第九号」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは、「第二種経営承継受贈者」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは、「第二種贈与雇用判定期間」と、「贈与税申告期限の翌日（当該贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相統税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種経営承継相続に係る相統税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日））以下この号において同じ。）から当該認定の有効期限」とあるのは、「当該第二種特別相統認定中小企業者の株式等に係る第二種経営承継贈与の贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相統税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種経営承継相続に係る相統税申告期限の翌日（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いものの翌日））以下この号において同じ。）から当該認定の有効期限」と、「第二種臨時贈与雇用判定期間」とあるのは、「第二種臨時贈与雇用判定期間」と、「贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内」とあるのは、「当該第二種特別相統認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継贈与の贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特別相統認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継贈与の贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特別相統認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継贈与の有効期限までの期間内」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは、「第二種経営承継贈与者」と、「第十三条第二項」とあるのは、「第十三条第三項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「同条第一項」とあるのは、「同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「当該贈与税申告期限の翌日」とあるのは

、「第二種臨時贈与雇用判定期間」と、「贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内」とあるのは、「当該第二種特別相統認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継贈与の贈与税申告期限の翌日又は当該第二種特別相統認定中小企業者の株式等に係る第一種経営承継贈与の有効期限までの期間内」と、「第一種経営承継贈与者」とあるのは、「第二種経営承継贈与者」と、「第十三条第二項」とあるのは、「第十三条第三項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「同条第一項」とあるのは、「同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「当該贈与税申告期限の翌日」とあるのは









六 当該吸収合併存続会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

3 第一項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、第二種特別相統認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継相統人」とあるのは「第二種経営承継相統人」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定は、第一種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一種特別贈与承継受贈者」と読み替えるものとする。

6 第二項の規定は、第一種特別相統認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継相統人」とあるのは「第一種特別贈与承継相統人」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種特別贈与承継受贈者」と読み替えるものとする。

8 第二項の規定は、第二種特別相統認定中小企業者が合併により消滅したときについて準用する。この場合において「第一種経営承継相統人」とあるのは「第二種特別贈与承継相統人」と読み替えるものとする。

9 第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相統認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相統認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相統認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者又は第二種特別相統認定中小企業者が法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号から第十四号までの事由に係るものに限る。）を受けた後、その第一種経営承継受贈者、第一種経営承継相統人、第二種経営承継受贈者、第二種経営承継相統人、第一種特別贈与承継受贈者、第一種特別贈与承継相統人、第二種特別贈与承継受贈者又は第二種特別贈与承継相統人が前条第十項各号（前条第十一項から第十三項までの規定により準用される場合を含む。）のいずれかにか

該当していた場合であつて、その旨を証する書類を都道府県知事に提出したときは、当該第一種経営承継受贈者、当該第一種経営承継相統人、当該第二種経営承継受贈者、当該第二種経営承継相統人、当該第一種特別贈与承継受贈者、当該第二種特別贈与承継受贈者、当該第一種特別贈与承継相統人、当該第二種特別贈与承継相統人が吸収合併存続会社等の代表者でない場合（その代表権を制限されている者である場合を含む。）であつても、第一項第一号又は第二項第一号（第三項から前項までの規定により準用される場合を含む。）に該当するものとみなす。

10 吸収合併存続会社等が第一項ただし書の規定により第一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における前条第二項第三号の規定の適用については、「贈与の時における常時使用する従業員の数」とあるのは「贈与の時における常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては、当該第一種特別贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、合併前第一種特別贈与認定中小企業者（次条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特別贈与認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から第一種贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は第一種贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種贈与報告基準日の数を乗じてこれを第一種贈与雇用判定期間内又は第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数、新設合併の場合にあつては、新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、合併前第一種特別贈与認定中小企業者を除く。）の新設合併設立会社の成立の日における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から第一種贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は第一種贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種贈与報告基準日の数を乗じてこれを第一種贈与雇用判定期間内又は第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数、それぞれ加えた数」と読み替えるものとする。

11 吸収合併存続会社等が第二項ただし書の規定により第一種特別相統認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における前条第三項第三号の規定の適用については「相統の開始の時における常時使用する従業員の数」とあるのは「相統の開始の時における常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該第一種特別相統認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、合併前第一種特別相統認定中小企業者（次条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特別相統認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から第一種相統雇用判定期間の末日までの期間内に存する第一種相統報告基準日の数を乗じてこれを第一種相統

12 第十項の規定は、吸収合併存続会社等が第三項の規定により読み替えられた第一項ただし書の規定により第二種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合において準用する。この場合において、「前条第二項第三号の規定」とあるのは「前条第四項の規定により読み替えられた同条第二項第三号の規定」と、「贈与の時における常時使用する従業員の数」とあるのは「第一種経営承継受贈者の時又は第一種経営承継相統の開始の時における常時使用する従業員の数」と、「合併前第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「合併前第二種特別贈与認定中小企業者」と、「次条第一項ただし書の規定」とあるのは「次条第三項の規定」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第二種贈与雇用判定期間」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「当該認定に係る第一種贈与報告基準日又は第一種相統報告基準日」と読み替えるものとする。

13 第十一項の規定（第六条第六項及び前条第三項第三号に係る部分を除く。）は、吸収合併存続会社等が第四項の規定により読み替えられた第二項ただし書の規定により第二種特別相統認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合において準用する。この場合において、「前条第三項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第三項第三号」と、「合併前第一種特別相統認定中小企業者」とあるのは「合併前第二種特別相統認定中小企業者」と、「次条第二項ただし書の規定」とあるのは「次条第四項の規定により読み替え

られた同条第二項ただし書の規定」と、「第一種相続雇用判定期間」とあるのは「第二種相続雇用判定期間」と、「第一種相続報告基準日」とあるのは「当該認定に係る第一種贈与報告基準日又は第一種相続報告基準日」と読み替えるものとする。

（株式交換等があつた場合の認定の承認）

**第十一条** 第九条第二項第四号、第五号及び第八号の規定にかかわらず、第一種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合において、株式交換完全親会社等が、株式交換がその効力を生ずる日又は株式移転設立完全親会社の成立の日（以下「株式交換効力発生日等」という。）に次に掲げるいずれにも該当することについて次条第三十七項の確認を受けたときは、株式交換完全親会社等は、株式交換効力発生日等に、第一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。

一 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が当該株式交換完全親会社等及び当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者であること。

二 当該株式交換完全親会社等の株式等以外の財産（当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該第一種経営承継受贈者以外の株主であつて株式交換等に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

三 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が、当該第一種経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該株式交換完全親会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該第一種経営承継受贈者が有する当該株式交換完全親会社等の株式等に係る議決権の数が、いずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

四 当該株式交換完全親会社等が上場会社等、風俗営業会社又は資産保有型会社のいずれにも該当しないこと。

五 株式交換の場合にあつては、当該株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該株式交換完全親会社等が資産運用型会社に該当しないこと。

六 当該株式交換完全親会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

2 第九条第三項第四号、第五号及び第八号の規定にかかわらず、第一種特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合において、株式交換完全親会社等が、株式交換効力発生日等に次に掲げるいずれにも該当することについて次条第三十七項の確認を受けたときは、株式交換完全親会社等は、株式交換効力発生日等に、第一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなす。

一 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人が当該株式交換完全親会社等及び当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者であること。

二 当該株式交換完全親会社等の株式等以外の財産（当該第一種特別相続認定中小企業者の株主又は社員に対する剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産及び当該第一種経営承継相続人以外の株主であつて株式交換等に反対するものに対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されていないこと。

三 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人が、当該第一種経営承継相続人に係る同族関係者と合わせて当該株式交換完全親会社等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該第一種経営承継相続人が有する当該株式交換完全親会社等の株式等に係る議決権の数が、いずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

四 当該株式交換完全親会社等が上場会社等、風俗営業会社又は資産保有型会社のいずれにも該当しないこと。

五 株式交換の場合にあつては、当該株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該株式交換完全親会社等が資産運用型会社に該当しないこと。

六 当該株式交換完全親会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

3 第一項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合について準用する。この場合において「第九条第二項」とあるのは、「第九条第四項の規定により読み替えられた同

条第二項」と、「第一種経営承継受贈者」は「第二種経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、第二種特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合について準用する。この場合において「第九条第三項」とあるのは、「第九条第五項の規定により読み替えられた同条第三項」と、「第一種経営承継相続人」は「第二種経営承継相続人」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定は、第一種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合について準用する。この場合において「第九条第二項」とあるのは、「第九条第六項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第一種経営承継受贈者」は「第一種特別経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

6 第二項の規定は、第一種特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合について準用する。この場合において「第九条第三項」とあるのは、「第九条第七項の規定により読み替えられた同条第三項」と、「第一種経営承継相続人」は「第一種特別経営承継相続人」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合について準用する。この場合において「第九条第二項」とあるのは、「第九条第八項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「第一種経営承継受贈者」は「第二種特別経営承継受贈者」と読み替えるものとする。

8 第二項の規定は、第二種特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合について準用する。この場合において「第九条第三項」とあるのは、「第九条第九項の規定により読み替えられた同条第三項」と、「第一種経営承継相続人」は「第二種特別経営承継相続人」と読み替えるものとする。

9 第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定

定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者又は第二種特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の規定（第六条第一項第七号から第十四号までの事由に係るものに限る。）を受けた後、その第一種経営承継受贈者、第一種経営承継相続人、第二種経営承継受贈者、第二種経営承継相続人、第一種特別経営承継受贈者、第一種特別経営承継相続人、第二種特別経営承継受贈者又は第二種特別経営承継相続人が第九条第十項各号（前条第十一項から第十三項までの規定により準用される場合を含む。）のいずれかに該当していた場合であつて、その旨を証する書類を都道府県知事に提出したときは、当該第一種経営承継受贈者、当該第一種経営承継相続人、当該第二種経営承継受贈者、当該第二種経営承継相続人、当該第一種特別経営承継受贈者、当該第一種特別経営承継相続人、当該第二種特別経営承継受贈者若しくは当該第二種特別経営承継相続人が株式交換完全親会社等又は当該第一種特別贈与認定中小企業者、当該第一種特別相続認定中小企業者、当該第二種特別贈与認定中小企業者、当該第二種特別相続認定中小企業者若しくは当該第二種特別相続認定中小企業者の代表者でない場合（その代表権を制限されている者である場合を含む。）であつても、第一項第一号又は第二項第一号（第三項から前項までの規定により準用される場合を含む。）に該当するものとみなす。

10 株式交換完全親会社等が第一項の規定により第一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の上欄に掲げる字句は、これらの下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第九条第二項第二号	当該第一種特別贈与認定中小企業者又は株式交換完全子会社等（第十一条第一項の規定による地位の承継前の第一種特別贈与認定中小企業者に限る。以下この条及び第十二条において同じ。）の代表者を	当該第一種特別贈与認定中小企業者又は株式交換完全子会社等（第十一条第一項の規定による地位の承継前の第一種特別贈与認定中小企業者に限る。以下この条及び第十二条において同じ。）の代表者を
別贈与	認定中小企業者の代表者を	認定中小企業者の代表者を
退任	退任	退任

第九條第三項	常時使用する従業員の数	当該第一種特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数	当該第一種特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数	当該第一種特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数
第九條第二項	当該第一種特別贈与認定中小企業者又は株式交換完全子会社等の代表者	当該第一種特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の代表者	当該第一種特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の代表者	当該第一種特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の代表者
第九條第八項	全部又は一部を譲渡したものと	全部若しくは一部を譲渡し又は当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式交換完全子会社等の株式の全部若しくは一部を譲渡したこと	全部若しくは一部を譲渡し又は当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式交換完全子会社等の株式の全部若しくは一部を譲渡したこと	全部若しくは一部を譲渡し又は当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式交換完全子会社等の株式の全部若しくは一部を譲渡したこと
第九條第十項	当該第一種特別贈与認定中小企業者	当該第一種特別贈与認定中小企業者	当該第一種特別贈与認定中小企業者	当該第一種特別贈与認定中小企業者
第九條第十一項	当該第一種特別贈与認定中小企業者	当該第一種特別贈与認定中小企業者	当該第一種特別贈与認定中小企業者	当該第一種特別贈与認定中小企業者
第九條第十二項	当該第一種特別贈与認定中小企業者	当該第一種特別贈与認定中小企業者	当該第一種特別贈与認定中小企業者	当該第一種特別贈与認定中小企業者
第十項	当該第一種特別贈与認定中小企業者	当該第一種特別贈与認定中小企業者	当該第一種特別贈与認定中小企業者	当該第一種特別贈与認定中小企業者

<p>第十二条 第三項第 一號及び 第七項の 表の第七 二號の下 欄イ並び に同表の 第三號の 下欄イ及 びり</p>	<p>認定中 小企業 者の代 表者を 退任</p>	<p>交換完全子会社等の代表 者を退任</p>
<p>第十二条 第三項第 二號並び に第七項 の表の第 二號の下 欄イ並び に同表の 第三號の 下欄イ及 びり</p>	<p>常時使 用する 従業員 の数の</p>	<p>当該第一種特別相続認定 中小企業者及び株式交換 完全子会社等の常時使用 する従業員の数の合計数</p>
<p>第十二条 第三項第 一號及び 第七項の 表の第七 二號の下 欄イ並び に同表の 第三號の 下欄イ及 びり</p>	<p>当該第一種特別相続認定 中小企業者及び株式交換 完全子会社等</p>	<p>当該第一種特別相続認定 中小企業者及び株式交換 完全子会社等</p>

12 第十二条  
第四項第  
二號及び  
第八項第  
二號

登記事項  
書

当該第一種特別相続認定  
中小企業者及び株式交換  
完全子会社等の登記事項  
証明書

第十項の規定は、株式交換完全親会社等が第  
二種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継し  
たものとみなされた場合について準用する。こ  
の場合において、「第九條第二項第二號」とあ  
るの「第九條第四項の規定により読み替えら  
れた同条第二項第二號」と、「第九條第二項第  
三號」とあるのは「第九條第四項の規定により  
読み替えられた同条第二項第三號」と、「第一  
種贈与雇用判定期間」とあるのは「第二種贈与  
雇用判定期間」と、「第一種臨時贈与雇用判定期  
間」とあるのは「第二種臨時贈与雇用判定期  
間」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは  
「当該認定に係る第一種贈与報告基準日又は第  
一種相続報告基準日」と、「第九條第二項第八  
號」とあるのは「第九條第四項の規定により読  
み替えられた同条第二項第八號」と、「第九條  
第二項第二十一號」とあるのは「第九條第四項  
の規定により読み替えられた同条第二項第二十  
一號」と、「第九條第十項」とあるのは「第九  
條第十項の規定により読み替えられた同条第九  
十項」と、「第十二條第一項第一號、第五項の  
表の第二號の下欄イ並びに同表の第三號の下欄  
イ及びり並びに第十一項第一號」とあるのは  
「第十二條第十四項の規定により読み替えられ  
た同条第十四項の第一號、同条第十六項の規定に  
よって読み替えられた同条第五項の表の第二號の  
下欄イ並びに同表の第三號の下欄イ及びり並び  
に第十一項第一號」と、「第十二條第一項第二號、  
第五項の表の第二號の下欄イ及びり」とあるの  
は「第十二條第十四項の規定により読み替えられ  
た同条第十四項の第二號、同条第十六項の規定に  
よって読み替えられた同条第五項の表の第二號の  
下欄イ及びり並びに同表の第三號の下欄イ及び  
り」と、「第十二條第一項第三號、第二項第  
一號及び第三號から第五號まで、第五項の表  
の第二號の下欄ハ及びり同表の第三號の下欄ハ、  
第六項第一號及び第三號から第五號まで、第十  
一項第三號並びに第十二項第一號、第三號及び  
第五號」とあるのは「第十二條第十四項の規定  
により読み替えられた同条第一項第三號、第二

項第一號及び第三號から第五號まで、同条第十  
六項の規定により読み替えられた同条第五項の  
表の第二號の下欄ハ及びり同表の第三號の下欄  
ハ、第六項第一號及び第三號から第五號まで、  
第十一項第三號並びに第十二項第一號、第三號  
及び第五號」と、「第十二條第二項第二號、第  
六項第二號及び第十二項第二號」とあるのは  
「第十二條第十四項の規定により読み替えられ  
た同条第二項第二號、同条第十六項の規定によ  
り読み替えられた同条第六項第二號及び第十二  
項第二號」と読み替えるものとする。

13 第十項の規定は、株式交換完全親会社等が  
第四項において準用される第二項の規定により  
第二種特別相続認定中小企業者たる地位を承継  
したものとみなされた場合について準用する。  
この場合において、「第九條第三項第二號」と  
あるのは「第九條第五項の規定により読み替え  
られた同条第三項第二號」と、「第九條第三項  
第三號」とあるのは「第九條第五項の規定によ  
り読み替えられた同条第三項第三號」と、「第  
一種相続雇用判定期間」とあるのは「第二種相  
続雇用判定期間」と、「第一種相続報告基準日」  
とあるのは「当該認定に係る第一種贈与報告基  
準日又は第一種相続報告基準日」と、「第六條  
第三項の規定による読替え後の第九條第三項第  
三號」とあるのは「第六條第六項の規定により  
読み替えられた同条第三項の規定による読替え  
後の第九條第五項の規定により読み替えられた  
同条第三項第三號」と、「第九條第三項第八號」  
とあるのは「第九條第五項の規定により読み替  
えられた同条第三項第八號」と、「第九條第十  
項」とあるのは「第九條第十一項の規定により  
読み替えられた同条第十項」と、「第十二條第  
三項第一號並びに第七項の表の第二號の下欄イ  
並びに同表の第三號の下欄イ及びり」とあるの  
は「第十二條第十五項の規定により読み替えら  
れた同条第三項第一號並びに同条第十七項の規  
定により読み替えられた同条第七項の表の第二  
號の下欄イ並びに同表の第三號の下欄イ及びり  
」と、「第十二條第三項第二號並びに第七項  
の表の第二號の下欄ロ及びり同表の第三號の下  
欄ロ」とあるのは「第十二條第十五項の規定に  
よって読み替えられた同条第三項第二號並びに  
同条第十七項の規定により読み替えられた同条第  
七項の表の第二號の下欄ロ及びり同表の第三號の  
下欄ロ」と、「第十二條第三項第三號、第四項第  
一號及び第三號から第五號まで、第七項の表の

第二號の下欄ハ及びり同表の第三號の下欄ハ並び  
に第八項第一號及び第三號から第五號まで」と  
あるのは「第十二條第十五項の規定により読み  
替えられた同条第三項第三號、第四項第一號及  
び第三號から第五號まで、同条第十七項の規定  
により読み替えられた同条第七項の表の第二號  
の下欄ハ及びり同表の第三號の下欄ハ並びに第  
八項第一號及び第三號から第五號まで」と、「第  
十二條第四項第二號及び第八項第二號」とある  
のは「第十二條第十五項の規定により読み替え  
られた同条第四項第二號及び同条第八項第二號  
」と読み替えるものとする。

14 第十項の規定は、株式交換完全親会社等が第  
五項において準用される第一項の規定により第  
一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継し  
たものとみなされた場合について準用する。こ  
の場合において、「第九條第二項第二號」とあ  
るのは「第九條第六項の規定により読み替えら  
れた同条第二項第二號」と、「第九條第二項第  
八號」とあるのは「第九條第六項の規定により  
読み替えられた同条第二項第八號」と、「第九  
條第二項第二十一號」とあるのは「第九條第六  
項の規定により読み替えられた同条第二項第二  
十一號」と、「第九條第十項」とあるのは「第  
九條第十二項の規定により読み替えられた同条  
第十項」と、「第十二條第一項第一號、第五項  
の表の第二號の下欄イ並びに同表の第三號の下  
欄イ及びり並びに第十一項第一號」とあるのは  
「第十二條第十九項の規定により読み替えられ  
た同条第十九項の第一號、第五項の表の第二號の  
下欄イ並びに同表の第三號の下欄イ及びり並び  
に第十一項第一號」と、「第十二條第一項第二號、  
第五項の表の第二號の下欄ロ及びり」とあるの  
は「第十二條第十九項の規定により読み替えられ  
た同条第十九項の第二號、同条第十七項の規定に  
よって読み替えられた同条第五項の表の第二號  
の下欄ロ及びり同表の第三號の下欄ロ」と、「第  
十二條第一項第三號、第二項第一號及び第三號  
から第五號まで、第五項の表の第二號の下欄ハ  
及びり同表の第三號の下欄ハ、第六項第一號及  
び第三號から第五號まで、第十一項第三號並び  
に第十二項第一號、第三號及び第五號」とある  
のは「第十二條第十九項の規定により読み替えら  
れた同条第一項第三號、第二項第一號及び第三  
號から第五號まで、第五項の表の第二號の下欄  
ハ及びり同表の第三號の下欄ハ、第六項第一號

第一號及び第三號から第五號まで、第七項の表の

の表の第二號の下欄ロ及びり同表の第三號の下

欄ロ」と、「第十二條第三項第三號、第四項第

一號及び第三號から第五號まで、第七項の表の

の表の第二號の下欄ロ及びり同表の第三號の下

欄ロ」と、「第十二條第三項第三號、第四項第

び第三号から第五号まで、第十一項第三号並びに第十二項第一号、第三号及び第五号」と、「第十二条第二項第二号、第六項第二号及び第十二項第二号」とあるのは「第十二条第十九項の規定により読み替えられた同条第二項第二号、第六項第二号及び第十二項第二号」と読み替えるものとする。

15 第十一項の規定は、株式交換完全親会社等が第六項において準用される第二項の規定により第一種特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合について準用する。

この場合において、「第九条第三項第二号」とあるのは「第九条第七項の規定により読み替えられた同条第九項第二号」と、「第九条第三項第八号」とあるのは「第九条第七項の規定により読み替えられた同条第三項第八号」と、「第九条第十項」とあるのは「第九条第十二項の規定により読み替えられた同条第十項」と、「第十二条第三項第三号及び第七項の表の第二号の下欄ロ」とあるのは「第十二条第二十項の規定により読み替えられた同条第三項第二号並びに第七項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ」とあるのは「第十二条第二十項の規定により読み替えられた同条第三項第二号並びに第七項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ」と、「第十二条第三項第三号、第四項第一号及び第五号まで、第七項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ並びに第八項第一号及び第三号から第五号まで」とあるのは「第十二条第二十項の規定により読み替えられた同条第三項第三号、第四項第一号及び第三号から第五号まで、第七項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ並びに第八項第一号及び第三号から第五号まで」と、「第十二条第四項第二号及び第八項第一号」とあるのは「第十二条第二十項の規定により読み替えられた同条第二項第二号、第六項第二号及び第十二項第二号」と読み替えるものとする。

16 第十項の規定は、株式交換完全親会社等が第七項において準用される第一項の規定により第一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合について準用する。この場合において、「第九条第二項第二号」とあるのは「第九条第八項の規定により読み替えら

れた同条第二項第二号」と、「第九条第二項第八号」とあるのは「第九条第八項の規定により読み替えられた同条第二項第八号」と、「第九条第二項第二十一号」とあるのは「第九条第八項の規定により読み替えられた同条第二項第二十一号」と、「第九条第十項」とあるのは「第九条第十三項の規定により読み替えられた同条第十項」と、「第十二条第一項第一号、第五項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ並びに第十一項第一号」とあるのは「第十二条第二十二項、第二十四項又は第二十六項の規定により読み替えられた同条第一項第一号並びに同条第二十八項の規定により読み替えられた同条第二十八項の規定により読み替えられた同条第二十八項の規定により読み替えられた同条第二十八項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ」と、「第十二条第一項第二号、第五項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ並びに第十一項第二号」とあるのは「第十二条第二十二項、第二十四項又は第二十六項の規定により読み替えられた同条第二十八項の規定により読み替えられた同条第二十八項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ」と、「第十二条第一項第一号、第五項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ並びに第十一項第一号」とあるのは「第十二条第二十二項、第二十四項又は第二十六項の規定により読み替えられた同条第二十八項の規定により読み替えられた同条第二十八項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ」と読み替えるものとする。

17 第十一項の規定は、株式交換完全親会社等が第八項において準用される第二項の規定により第一種特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合について準用する。この場合において、「第九条第三項第二号」と

あるのは「第九条第九項の規定により読み替えられた同条第三項第二号」と、「第九条第三項第八号」とあるのは「第九条第九項の規定により読み替えられた同条第三項第八号」と、「第九条第十項」とあるのは「第九条第十三項の規定により読み替えられた同条第十項」と、「第十二条第三項第一号並びに第七項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ並びに第十一項第一号」とあるのは「第十二条第二十三項、第二十五項又は第二十七項の規定により読み替えられた同条第三項第一号並びに同条第二十九項の規定により読み替えられた同条第二十九項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ並びに第十一項第一号」と、「第十二条第二十三項、第二十五項又は第二十七項の規定により読み替えられた同条第三項第二号並びに同条第二十九項の規定により読み替えられた同条第二十九項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ」と、「第十二条第二十三項、第二十五項又は第二十七項の規定により読み替えられた同条第三項第三号、第四項第一号及び第三号から第五号まで、第七項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ並びに第八項第一号及び第三号から第五号まで」とあるのは「第十二条第二十三項、第二十五項又は第二十七項の規定により読み替えられた同条第三項第三号、第四項第一号及び第三号から第五号まで並びに同条第二十九項の規定により読み替えられた同条第七項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ並びに第八項第一号及び第三号から第五号まで」と、「第十二条第四項第二号及び第八項第一号」とあるのは「第十二条第二十三項、第二十五項又は第二十七項の規定により読み替えられた同条第二十二項第二号及び同条第八項第二号」と読み替えるものとする。

(報告)  
第十二条 第一種特別贈与認定中小企業者は、当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限(当該贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限(これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いもの)。以下この項において同じ。から五年間、当該贈与税申

告期限の翌日から起算して一年を経過することの日(以下「第一種贈与報告基準日」という。)の翌日から三月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。  
一 第一種贈与報告基準期間(当該第一種贈与報告基準日の属する年の前年の第一種贈与報告基準日(これに当たらないときは、第一種贈与認定申請基準日。以下同じ。))の翌日から当該第一種贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。における代表者の氏名  
二 当該第一種贈与報告基準日における常時使用する従業員の数  
三 第一種贈与報告基準期間における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数  
四 第一種贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。  
五 第一種贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。  
六 第一種贈与報告基準年度(当該第一種贈与報告基準日の属する年の前年の第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。))においていずれも当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。  
七 第一種贈与報告基準事業年度における当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入金額  
八 第一種贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社(風俗営業会社に該当しないこと)。

2 前項の報告をしようとする第一種特別贈与認定中小企業者は、様式第十一による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。  
一 第一種贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の定款の写し  
二 登記事項証明書(第一種贈与報告基準日以後に作成されたものに限り。)  
三 当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、第一種贈与報告



基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主名簿の写し

四 第一種贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の従業員数証明書

五 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六 第一種贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

七 第一種贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に關し参考となる書類

九 第一種特別相統認定中小企業者は、当該認定に係る相統に係る相統税申告期限(当該相統税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相統に係る相統税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種経営承継相統に係る相統税申告期限)が二以上あるときは当該期限のうち最も早いもの)以下この項において同じ)から五年間、当該相統税申告期限の翌日から起算して一年を経過することの日(以下「第一種相統報告基準日」という)の翌日から三月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

一 第一種相統報告基準期間(当該第一種相統報告基準日の属する年の前年の第一種相統報告基準日(これに当たる日がないときは、第一種相統認定申請基準日。以下同じ)の翌日から当該第一種相統報告基準日まで)の間をいう。以下同じ)における代表者の氏名

二 当該第一種相統報告基準日における常時使用する従業員の数

三 第一種相統報告基準期間における当該第一種特別相統認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数

四 第一種相統報告基準期間において、当該第一種特別相統認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

五 第一種相統報告基準期間において、当該第一種特別相統認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。

六 第一種相統報告基準事業年度(当該第一種相統報告基準日の属する年の前年の第一種相統報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種相統報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ)においていづれも当該第一種特別相統認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

七 第一種相統報告基準事業年度における当該第一種特別相統認定中小企業者の総収入金額

八 第一種相統報告基準期間において、当該第一種特別相統認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

九 前項の報告をしようとする第一種特別相統認定中小企業者は、様式第十一による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 第一種相統報告基準日における当該第一種特別相統認定中小企業者の定款の写し

二 登記事項証明書(第一種相統報告基準日以後に作成されたものに限る。)

三 当該第一種特別相統認定中小企業者が株式会社である場合にあつては、第一種相統報告基準日における当該第一種特別相統認定中小企業者の株主名簿の写し

四 第一種相統報告基準日における当該第一種特別相統認定中小企業者の従業員数証明書

五 当該第一種特別相統認定中小企業者の第一種相統報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六 第一種相統報告基準期間において、当該第一種特別相統認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

七 第一種相統報告基準期間において、当該第一種特別相統認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

種別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者が死亡した場合を除く)には、当該各号の中欄に掲げる日(以下「第一種随時贈与報告基準日」という)の翌日から一月(第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、四月)を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならない。

一 第九条第二項各号(第三号、第二十二号及び第二十三号を除く。以下この項において同じ)のいずれかにかたに該当したとき(第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合を除く。)

二 当該第一種経営承継受贈者が死亡したとき

第九条第二項各号のいずれかに該当した

当該第一種経営承継受贈者が死亡したとき(ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。)

一 第一種随時贈与報告基準期間(当該第一種随時贈与報告基準日の直前の第一種贈与報告基準日の翌日から当該第一種随時贈与報告基準日まで)の間をいう。以下同じ)における代表者の氏名

ロ 当該第一種随時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数

ハ 第一種随時贈与報告基準期間における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有

する株式等に係る議決権の数

ニ 第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと

ホ 第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと

ヘ 第一種随時贈与報告基準事業年度(当該第一種随時贈与報告基準日の直前の第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種随時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ)においていづれも当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと

三 当該第一種経営承継受贈者

当該

第一種特別贈与認定

株式再贈与が生じた

が当該第一種特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合（第九条第十項各号のいずれかに該当するに至つた場合に限る。）において、当該第一種経営承継受贈者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種認定贈与株式の全部又は一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「第一種特別贈与認定株式再贈与」という。）をしたとき

種 承 継 者 一 種 特 別 贈 与 認 定 中 小 企 業 者 の 代 表 者 退 任 日

こと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）  
 イ 第一種随時贈与報告基準期間における代表者の氏名  
 ロ 当該第一種随時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数  
 ハ 第一種随時贈与報告基準期間における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数  
 ニ 第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社等のいずれにも該当しないこと  
 ホ 第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと  
 ヘ 第一種随時贈与報告基準事業年度においていづれも当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと  
 ト 第一種随時贈与報告基準事業年度における当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入金額  
 チ 第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別

6 前項の表の第一号の報告をしようとする第一種特別贈与認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通を添付して、都道府県知事に提出するものとし、同表の第二号又は第三号の報告をしようとする第一種特別贈与認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類（同表の第三号の報告をする場合にあっては、第一種経営承継受贈者が第九条第十項のいづれかに該当するに至つた旨を証する書類を含む。）を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 第一種随時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の定款の写し  
 二 登記事項証明書（第一種随時贈与報告基準日以後に作成されたものに限る。）  
 三 当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、第一種随時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主名簿の写し  
 四 第一種随時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の従業員数証明書  
 五 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種随時贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百七十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類  
 六 第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書  
 七 第一種随時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類

<p>一 第九條第三項各号（第三号及び第二十一号を除く。以下この項において同じ。）のいづれかに該当したとき（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなる場合を除く。）</p>	<p>第九條第三項各号のいづれかに該当した</p>	<p>七 認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限内に当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種経営承継相続人が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「第一種随時相続報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合にあっては、四月）を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならない。</p>
<p>二 当該第一種経営承継相続人が死亡したとき</p>	<p>第一種随時相続報告基準日</p>	<p>当該第一種経営承継相続人が死亡したとき（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）        イ 第一種随時相続報告基準期間（当該第一種随時相続報告基準日の直前の第一種随時相続報告基準日から当該第一種随時相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名        ロ 当該第一種随時相続報告基準日における常時使用する従業員の数</p>

ハ 第一種随時相続報告基準期間における当該第一種特別相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数  
 ニ 第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社等のいずれにも該当しないこと  
 ホ 第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと  
 ヘ 第一種随時相続報告基準事業年度（当該第一種随時相続報告基準日の直前の第一種随時報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種随時相続報告基準日の翌日の属する事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていづれも当該第一種特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと  
 ト 第一種随時相続報告基準事業年度における当該第一種特別相続認定中小企業者の総収入金額  
 チ 第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別

<p>三 当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合（第九条第十項各号のいずれかに該当するに至つた場合に限る。）において、当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合（第九条第十項各号のいずれかに該当するに至つた場合に限る。）において、当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合（第九条第十項各号のいずれかに該当するに至つた場合に限る。）において、</p>	<p>三 当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合（第九条第十項各号のいずれかに該当するに至つた場合に限る。）において、当該第一種経営承継相続人が当該第一種特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合（第九条第十項各号のいずれかに該当するに至つた場合に限る。）において、</p>
<p>の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと</p>	<p>第一種特別相続認定株式贈与が生じたこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）</p> <p>イ 第一種随時相続報告基準期間における代表者の氏名</p> <p>ロ 当該第一種随時相続報告基準日における常時使用する従業員の数</p> <p>ハ 第一種随時相続報告基準期間における当該第一種特別相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数</p> <p>ニ 第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと</p> <p>ホ 第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと</p> <p>ヘ 第一種随時相続報告基準年度においていづれも当該第一種特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと</p> <p>ト 第一種随時相続報告基準年度における当該第一種特別相続認定中小企業者の総収入金額</p> <p>チ 第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと</p> <p>リ 当該第一種経営承継相続人が代表者を退任した日</p> <p>又 当該第一種経営承継相続人が第九條第十項各号のいずれかに該当する事実に至つたこと</p>
<p>8 前項の表の第一号の報告をしようとする第一種特別相続認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通を添付して、都道府県知事に提出するものとし、同表の第二号又は第三号の報告をしようとする第一種特別相続認定中小企業者は、様式第十二に掲げる報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類（同表の第三号の報告をする場合にあつては、第一種経営承継相続人が第九條第十項のいづれかに該当するに至つた旨を証する書類を含む。）を添付して、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>一 第一種随時相続報告基準日における当該第一種特別相続認定中小企業者の定款の写し</p> <p>二 登記事項証明書（第一種随時相続報告基準日以後に作成されたものに限る。）</p> <p>三 当該第一種特別相続認定中小企業者が株式会社である場合にあつては、第一種随時相続報告基準日における当該第一種特別相続認定中小企業者の株主名簿の写し</p> <p>四 第一種随時相続認定中小企業者の従業員数証明書</p> <p>五 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種随時相続報告基準年度の会社法第四百三十五條第二項又は第六百七十七條第二項に規定する書類その他これらに類する書類</p> <p>六 第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書</p>	<p>別相続認定中小企業者の総収入金額</p> <p>チ 第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと</p> <p>リ 当該第一種経営承継相続人が代表者を退任した日</p> <p>又 当該第一種経営承継相続人が第九條第十項各号のいずれかに該当する事実に至つたこと</p> <p>8 前項の表の第一号の報告をしようとする第一種特別相続認定中小企業者は、様式第十二による報告書に、当該報告書の写し一通を添付して、都道府県知事に提出するものとし、同表の第二号又は第三号の報告をしようとする第一種特別相続認定中小企業者は、様式第十二に掲げる報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類（同表の第三号の報告をする場合にあつては、第一種経営承継相続人が第九條第十項のいづれかに該当するに至つた旨を証する書類を含む。）を添付して、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>一 第一種随時相続報告基準日における当該第一種特別相続認定中小企業者の定款の写し</p> <p>二 登記事項証明書（第一種随時相続報告基準日以後に作成されたものに限る。）</p> <p>三 当該第一種特別相続認定中小企業者が株式会社である場合にあつては、第一種随時相続報告基準日における当該第一種特別相続認定中小企業者の株主名簿の写し</p> <p>四 第一種随時相続認定中小企業者の従業員数証明書</p> <p>五 当該第一種特別相続認定中小企業者の第一種随時相続報告基準年度の会社法第四百三十五條第二項又は第六百七十七條第二項に規定する書類その他これらに類する書類</p> <p>六 第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書</p>
<p>9 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に参考となる書類</p> <p>八 第一項又は第三項の規定にかかわらず、第十条第一項又は第二項の吸収合併存続会社等は、都道府県知事に対し、合併効力発生日等の後遅滞なく、同条第一項各号又は第二項各号に該当する旨を報告しなければならない。この場合において、当該吸収合併存続会社等は、様式第十三による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>一 吸収合併契約書又は新設合併契約書の写し</p> <p>二 当該合併効力発生日等における当該吸収合併存続会社等の定款の写し</p> <p>三 当該合併効力発生日等の後の当該吸収合併存続会社等の登記事項証明書</p> <p>四 当該合併効力発生日等の直前における当該吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九條第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいう。）（新設合併の場合にあつては、新設合併消滅会社（同法第七百五十三條第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。））の従業員数証明書（第十条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特別贈与認定中小企業者又は同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特別相続認定中小企業者のものを除く。）</p> <p>五 当該吸収合併存続会社等が株式会社である場合にあつては、当該合併効力発生日等における当該吸収合併存続会社等の株主名簿の写し</p> <p>六 当該吸収合併存続会社等の当該合併効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度の会社法第四百三十五條第二項又は第六百七十七條第二項に規定する書類その他これらに類する書類</p> <p>七 当該合併効力発生日等における当該吸収合併存続会社等の資産の帳簿価額の総額及びその内訳を記載した書面</p> <p>八 当該吸収合併存続会社等が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書</p> <p>九 当該吸収合併存続会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書</p>	<p>七 第一種随時相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に参考となる書類</p> <p>八 第一項又は第三項の規定にかかわらず、第十条第一項又は第二項の吸収合併存続会社等は、都道府県知事に対し、合併効力発生日等の後遅滞なく、同条第一項各号又は第二項各号に該当する旨を報告しなければならない。この場合において、当該吸収合併存続会社等は、様式第十三による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>一 吸収合併契約書又は新設合併契約書の写し</p> <p>二 当該合併効力発生日等における当該吸収合併存続会社等の定款の写し</p> <p>三 当該合併効力発生日等の後の当該吸収合併存続会社等の登記事項証明書</p> <p>四 当該合併効力発生日等の直前における当該吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九條第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいう。）（新設合併の場合にあつては、新設合併消滅会社（同法第七百五十三條第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。））の従業員数証明書（第十条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特別贈与認定中小企業者又は同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特別相続認定中小企業者のものを除く。）</p> <p>五 当該吸収合併存続会社等が株式会社である場合にあつては、当該合併効力発生日等における当該吸収合併存続会社等の株主名簿の写し</p> <p>六 当該吸収合併存続会社等の当該合併効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度の会社法第四百三十五條第二項又は第六百七十七條第二項に規定する書類その他これらに類する書類</p> <p>七 当該合併効力発生日等における当該吸収合併存続会社等の資産の帳簿価額の総額及びその内訳を記載した書面</p> <p>八 当該吸収合併存続会社等が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書</p> <p>九 当該吸収合併存続会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書</p>
<p>10 前各号に掲げるもののほか、第十条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項に参考となる書類</p> <p>十一 第一項又は第三項の規定にかかわらず、前条第一項又は第二項の株式交換完全親会社等は、都道府県知事に対し、株式交換効力発生日等の後、遅滞なく、同条第一項各号又は第二項各号に該当する旨を報告しなければならない。この場合において、当該株式交換完全親会社等は、様式第十四による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>一 株式交換契約書又は株式移転計画書の写し</p> <p>二 当該株式交換効力発生日等における当該株式交換完全親会社等の定款の写し</p> <p>三 当該株式交換効力発生日等の後の当該株式交換完全親会社等及び株式交換完全子会社等の登記事項証明書</p> <p>四 当該株式交換効力発生日等の直前における当該株式交換完全親会社等の従業員数証明書</p> <p>五 当該株式交換完全親会社等が株式会社である場合にあつては、当該株式交換効力発生日等における当該株式交換完全親会社等の株主名簿の写し</p> <p>六 当該株式交換完全親会社等の当該株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度の会社法第四百三十五條第二項又は第六百七十七條第二項に規定する書類その他これらに類する書類</p> <p>七 株式移転の場合にあつては、株式移転設立完全親会社の成立の日における当該株式移転設立完全親会社の資産の帳簿価額の総額及びその内訳を記載した書面</p> <p>八 当該株式交換完全親会社等が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書</p> <p>九 当該株式交換完全親会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、前条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項に参考となる書類</p> <p>十一 第一項の規定にかかわらず、第一種特別贈与認定中小企業者は、当該認定の有効期限までに当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継贈与者（当該第一種経営承継贈与者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者へ第一種認定贈与株式を法第十二條</p>	<p>十 前各号に掲げるもののほか、第十条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項に参考となる書類</p> <p>十一 第一項又は第三項の規定にかかわらず、前条第一項又は第二項の株式交換完全親会社等は、都道府県知事に対し、株式交換効力発生日等の後、遅滞なく、同条第一項各号又は第二項各号に該当する旨を報告しなければならない。この場合において、当該株式交換完全親会社等は、様式第十四による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>一 株式交換契約書又は株式移転計画書の写し</p> <p>二 当該株式交換効力発生日等における当該株式交換完全親会社等の定款の写し</p> <p>三 当該株式交換効力発生日等の後の当該株式交換完全親会社等及び株式交換完全子会社等の登記事項証明書</p> <p>四 当該株式交換効力発生日等の直前における当該株式交換完全親会社等の従業員数証明書</p> <p>五 当該株式交換完全親会社等が株式会社である場合にあつては、当該株式交換効力発生日等における当該株式交換完全親会社等の株主名簿の写し</p> <p>六 当該株式交換完全親会社等の当該株式交換効力発生日等の翌日の属する事業年度の直前の事業年度の会社法第四百三十五條第二項又は第六百七十七條第二項に規定する書類その他これらに類する書類</p> <p>七 株式移転の場合にあつては、株式移転設立完全親会社の成立の日における当該株式移転設立完全親会社の資産の帳簿価額の総額及びその内訳を記載した書面</p> <p>八 当該株式交換完全親会社等が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書</p> <p>九 当該株式交換完全親会社等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、前条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項に参考となる書類</p> <p>十一 第一項の規定にかかわらず、第一種特別贈与認定中小企業者は、当該認定の有効期限までに当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継贈与者（当該第一種経営承継贈与者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者へ第一種認定贈与株式を法第十二條</p>

第一項の規定に係る贈与をする前に、当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種認定贈与株式を法第十二条第一項の規定に係る受贈をして、中小企業者の第一種認定贈与株式を法第十二条第一項の規定に係る贈与をした第一種経営承継受贈者のうち最も古い時期に当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種認定贈与株式を法第十二条第一項の規定に係る受贈をした者に、贈与をした者とす。以下同じ。の相続が開始した場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前）当該第一種経営承継受贈者の相続が開始した場合及び当該第一種特別贈与認定中小企業者が第十三条第一項の承認を受ける場合を除く。）にあつては、当該第一種経営承継受贈者の相続の開始の日（以下「第一種臨時贈与報告基準日」という。）の翌日から八月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならぬ。

一 第一種臨時贈与報告基準期間（当該第一種臨時贈与報告基準日の直前の第一種贈与報告基準日）の翌日から当該第一種臨時贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名

二 第一種臨時贈与報告期間（当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に第一種経営承継受贈者の相続が開始した場合における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。）の末日において、当該第一種臨時贈与報告期間内に存する当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準日におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該第一種臨時贈与報告期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数

三 第一種臨時贈与報告基準期間における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数

四 第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

五 第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。

六 第一種臨時贈与報告基準事業年度（当該第一種臨時贈与報告基準日の直前の第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種臨時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

七 第一種臨時贈与報告基準事業年度における当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入金額

八 第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

九 前項の報告をしようとする第一種特別贈与認定中小企業者は、様式第十五による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 第一種臨時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の定款の写し

二 登記事項証明書（第一種臨時贈与報告基準日以後に作成されたものに限る。）

三 当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあつては、第一種臨時贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主名簿の写し

四 削除

五 当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種臨時贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百七十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六 第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

七 第一種臨時贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類

九 削除

十 第一項及び第二項の規定は第二種特別贈与認定中小企業者（当該認定に係る第一種経営承継受贈者があつた者に限る。）及び第二種特別相続認定中小企業者（当該認定に係る第一種経営承継受贈者があつた者に限る。）について準用する。

この場合において第一項中「当該認定に係る贈与」とあるのは「当該認定に係る第一種経営承継受贈者」と、「当該第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者又は当該第二種特別相続認定中小企業者」と、「第二項中「当該第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者又は当該第二種特別相続認定中小企業者」と読み替へるものとする。

三 第三項及び第四項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種経営承継受贈者があつた者に限る。）又は第二種特別相続認定中小企業者（当該認定に係る第一種経営承継受贈者があつた者に限る。）について準用する。この場合において、第三項中「当該認定に係る相続」とあるのは「当該認定に係る第一種経営承継受贈者」と、「当該第一種特別相続認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特別贈与認定中小企業者又は当該第二種特別相続認定中小企業者」と読み替へるものとする。

四 第五項、第六項、第十一項及び第十二項の規定は、第二種特別贈与認定中小企業者について準用する。この場合において、第五項中「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、「第一種臨時贈与報告基準日」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準日」と、「第九条第二項各号」とあるのは「第九条第四項の規定により読み替えられた同条第二項各号」と、「第一種臨時贈与報告基準期間」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準期間」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第二種贈与報告基準日」と、「当該認定に係る第一種贈与報告基準日」とあるのは「当該認定に係る第二種贈与報告基準日」と、「第一種臨時贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準事業年度」と、「第九条第十項各号」とあるのは「第九条第十一項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、「第一種認定贈与株式」とあるのは「第二種認定贈与株式」と、「第一種特別贈与認定株式再贈与」とあるのは「第二種特別贈与認定株式再贈与」と、「第六項中「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、「第一種臨時贈与報告基準日」とあるのは「第二種臨時贈与報告基準日」と、「第一種特別相続認定株式贈与」とあるのは「第二種特別相続認定株式贈与」と、「第九項中「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種経営承継相続人」と読み替へるものとする。

七 第七項及び第八項の規定は、第二種特別相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第七項中「第三項」とあるのは「第一項及び第三項」と、「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種経営承継相続人」と、「第一種臨時相続報告基準日」とあるのは「第二種臨時相続報告基準日」と、「第九条第三項各号」とあるのは「第九条第五項の規定により読み替えられた同条第三項各号」と、「第一種臨時相続報告基準期間」とあるのは「第二種臨時相続報告基準期間」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第二種贈与報告基準日」と、「当該認定に係る第一種贈与報告基準日」とあるのは「当該認定に係る第二種贈与報告基準日」と、「第一種臨時相続報告基準事業年度」とあるのは「第二種臨時相続報告基準事業年度」と、「第九条第十項各号」とあるのは「第九条第十一項の規定により読み替えられた同条第十項各号」と、「第一種認定相続株式」とあるのは「第二種認定相続株式」と、「第一種特別相続認定株式贈与」とあるのは「第二種特別相続認定株式贈与」と、「第八項中「第一種経営承継相続人」とあるのは「第二種経営承継相続人」と読み替へるものとする。

あるのは「第二種経営承継相続人」と、「第九  
 条第十項」とあるのは「第九條第十一項の規定  
 により読み替えられた同条第十項」と、「第一  
 種随時相続報告基準日」とあるのは「第二種随  
 時相続報告基準日」と、「第一種随時相続報告  
 基準事業年度」とあるのは「第二種随時相続報  
 告基準事業年度」と、「第一種随時相続報告基  
 準期間」とあるのは「第二種随時相続報告基  
 準期間」と読み替えるものとする。

18 第九項及び第十項の規定は第二種特別贈与認  
 定中小企業者及び第二種特別相続認定中小企業  
 者について準用する。この場合において、第九  
 項中「第十條第一項又は第二項」とあるのは  
 「第十條第一項又は第二項」とあり、同条第二  
 項中「第十條第一項又は第二項」とあるのは「第  
 二項各号」とあり、同条第三項の規定により  
 読み替えられた同条第一項各号又は同条第四  
 項の規定により読み替えられた同条第二項各  
 号」と、「第十條第一項ただし書の規定による」  
 とあるのは「第十條第三項の規定により読み替  
 えられた同条第一項ただし書の規定による」と  
 あり、「同条第四項ただし書の規定による」とあ  
 るのは「同条第四項の規定により読み替えられ  
 た同条第二項ただし書の規定による」と、第十  
 項中「前條第一項又は第二項」とあるのは「前  
 條第三項の規定により読み替えられた同条第一  
 項又は同条第四項の規定により読み替えられた  
 同条第二項」と、「同条第一項各号又は第二項  
 各号」とあるのは「同条第三項の規定により読  
 み替えられた同条第一項又は同条第四項の規定  
 により読み替えられた同条第二項各号」と読み  
 替えるものとする。

19 第一項、第二項、第五項、第六項、第十一項  
 及び第十二項の規定（第十一項第二号を除く）  
 は第一種特別贈与認定中小企業者について準用  
 する。この場合において第一項中「第二種経営  
 承継贈与」とあるのは「第二種特別経営承継贈  
 与」と、「第二種経営承継相続」とあるのは  
 「第二種特別経営承継相続」と、「第一種贈与報  
 告基準日」とあるのは「第一種特別贈与報告基  
 準日」と、「第一種贈与報告基準期間」とある  
 のは「第一種特別贈与報告基準期間」と、「第  
 一種贈与認定申請基準日」とあるのは「第一種  
 特別贈与認定申請基準日」と、「第一種贈与報  
 告基準事業年度」とあるのは「第一種特別贈与  
 報告基準事業年度」と、第二項中「第一種贈与

報告基準日」とあるのは「第一種特別贈与報告  
 基準日」と、「第一種贈与報告基準事業年度」  
 とあるのは「第一種特別贈与報告基準事業年  
 度」と、「第一種贈与報告基準期間」とあるの  
 は「第一種特別贈与報告基準期間」と、第五項  
 中「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一  
 種特別経営承継受贈者」と、「第一種随時贈与  
 報告基準日」とあるのは「第一種特別随時贈与  
 報告基準日」と、「第九條第二項各号」とある  
 のは「第九條第六項の規定により読み替えられ  
 た同条第二項各号」と、「第一種随時贈与報告  
 基準期間」とあるのは「第一種特別随時贈与報  
 告基準期間」と、「第一種贈与報告基準日」と  
 あるのは「第一種特別贈与報告基準日」と、「  
 第一種随時贈与報告基準事業年度」とあるの  
 は「第一種特別随時贈与報告基準事業年度」  
 と、「第九條第十項各号」とあるのは「第九條  
 第十二項の規定により読み替えられた同条第十  
 項各号」と、「第一種認定贈与株式」とあるの  
 は「第一種特別認定贈与株式」と、「第一種特  
 別贈与認定株式再贈与」とあるのは「第一種特  
 別贈与認定株式再贈与」と、第六項中「第一種  
 経営承継受贈者」とあるのは「第一種特別経営  
 承継受贈者」と、「第九條第十項」とあるのは  
 「第九條第十二項の規定により読み替えられた  
 同条第十項」と、「第一種随時贈与報告基準日」  
 とあるのは「第一種特別随時贈与報告基準日」  
 と、「第一種随時贈与報告基準事業年度」とあ  
 るのは「第一種特別随時贈与報告基準事業年  
 度」と、「第一種随時贈与報告基準期間」とあ  
 るのは「第一種特別随時贈与報告基準期間」  
 と、第十一項中「第一種経営承継贈与者」とあ  
 るのは「第一種特別経営承継贈与者」と、「第  
 一種経営承継受贈者」とあるのは「第一種特別  
 経営承継受贈者」と、「第一種認定贈与株式」  
 とあるのは「第一種特別認定贈与株式」と、「  
 第一種随時贈与報告基準日」とあるのは「第  
 一種特別随時贈与報告基準日」と、「第一種随  
 時贈与報告基準期間」とあるのは「第一種特別  
 随時贈与報告基準期間」と、「第一種贈与報告  
 基準日」とあるのは「第一種特別贈与報告基  
 準日」と、「第一種随時贈与報告基準事業年  
 度」とあるのは「第一種特別随時贈与報告基  
 準事業年度」と、「第一種随時贈与報告基準期  
 間」とあるのは「第一種特別随時贈与報告基  
 準期間」と、「第一種随時贈与報告基準事業年  
 度」とあるのは「第一種特別随時贈与報告基  
 準事業年度」と、第十二項中「第一種随時贈  
 与報告基準日」とあるのは「第一種特別随時  
 贈与報告基準日」と、「第一種随時贈与報告基  
 準事業年度」とあるのは「第一種特別随時贈  
 与報告基準事業年度」と、「第一種随時贈与報  
 告基準期間」とあるのは「第一種特別随時贈  
 与報告基準期間」と読み替えるものとする。

20 第三項、第四項、第七項及び第八項の規定  
 は、第一種特別相続認定中小企業者について準  
 用する。この場合において、第三項中「第二種  
 経営承継贈与」とあるのは「第二種特別経営承  
 継贈与」と、「第二種経営承継相続」とあるの  
 は「第二種特別経営承継相続」と、「第一種相  
 続報告基準日」とあるのは「第一種特別相続報  
 告基準日」と、「第一種相続報告基準期間」と  
 あるのは「第一種特別相続報告基準期間」と、  
 「第一種相続認定申請基準日」とあるのは「第  
 一種特別相続認定申請基準日」と、「第一種相  
 続報告基準事業年度」とあるのは「第一種特別  
 相続報告基準事業年度」と、第四項中「第一種  
 相続報告基準日」とあるのは「第一種特別相  
 続報告基準日」と、「第一種相続報告基準事業  
 年度」とあるのは「第一種特別相続報告基準事  
 業年度」と、「第一種相続報告基準期間」とあ  
 るのは「第一種特別相続報告基準期間」と、第  
 七項中「第一種経営承継相続人」とあるのは「第  
 一種特別経営承継相続人」と、「第一種随時相  
 続報告基準日」とあるのは「第一種特別随時相  
 続報告基準日」と、「第九條第三項各号」とあ  
 るのは「第九條第七項の規定により読み替えら  
 れた同条第三項各号」と、「第一種随時相続報  
 告基準期間」とあるのは「第一種特別随時相  
 続報告基準期間」と、「第一種随時相続報告基  
 準日」とあるのは「第一種特別随時相続報告  
 基準日」と、「第一種随時相続報告基準事業年  
 度」とあるのは「第一種特別随時相続報告基  
 準事業年度」と、「第一種随時相続報告基準期  
 間」とあるのは「第一種特別随時相続報告基  
 準期間」と、「第一種随時相続報告基準事業年  
 度」とあるのは「第一種特別随時相続報告基  
 準事業年度」と、「第一種随時相続報告基準期  
 間」とあるのは「第一種特別随時相続報告基  
 準期間」と読み替えるものとする。

21 第九項及び第十項の規定は第一種特別贈与認  
 定中小企業者及び第一種特別相続認定中小企業  
 者について準用する。この場合において、第九  
 項中「第十條第一項又は第二項」とあるのは  
 「第十條第一項又は第二項」とあり、同条第二  
 項中「第十條第一項又は第二項」とあるのは「第  
 二項各号」とあり、同条第三項の規定により  
 読み替えられた同条第一項各号又は同条第四  
 項の規定により読み替えられた同条第二項各  
 号」と、「第十條第一項ただし書の規定による」  
 とあるのは「第十條第五項の規定により読み替  
 えられた同条第一項ただし書の規定による」と  
 あり、「同条第六項の規定により読み替えられ  
 た同条第二項ただし書の規定による」とあ  
 るのは「同条第六項の規定により読み替えられ  
 た同条第二項ただし書の規定による」と、第十  
 項中「前條第一項又は第二項」とあるのは「前  
 條第五項の規定により読み替えられた同条第一  
 項又は同条第六項の規定により読み替えられた  
 同条第二項」と、「同条第一項各号又は第二項  
 各号」とあるのは「同条第五項の規定により読  
 み替えられた同条第一項又は同条第六項の規定  
 により読み替えられた同条第二項各号」と読み  
 替えるものとする。

22 第一項及び第二項の規定は、第二種特別贈与  
 認定中小企業者（当該認定に係る第二種特別贈  
 与承継受贈者が、当該中小企業者の株式等につ  
 き最初に受けた法第十二條第一項の認定（第六  
 條第一項第十一号から第十四号までの事由に係  
 るものに限る。）に係る事由が、同項第十一号  
 の贈与である者に限る。）又は第二種特別相  
 続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特別贈  
 与承継相続人が、当該中小企業者の株式等につ  
 き最初に受けた法第十二條第一項の認定（第六  
 條第一項第十一号から第十四号までの事由に係  
 るものに限る。）に係る事由が、同項第十一号  
 の贈与である者に限る。）について準用する。  
 この場合において、第一項中「当該認定に係る  
 贈与に係る贈与税申告期限（当該贈与税申告期  
 限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に  
 係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に  
 係る相続税申告期限の後に到来するときは、当  
 該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又  
 は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期  
 限（これらの期限が二以上あるときは当該期限  
 のうち最も早いもの）。以下この項において同  
 じ。）から五年間」とあるのは「当該認定の有

21 第九項及び第十項の規定は第一種特別贈与認  
 定中小企業者及び第一種特別相続認定中小企業  
 者について準用する。この場合において、第九  
 項中「第十條第一項又は第二項」とあるのは  
 「第十條第一項又は第二項」とあり、同条第二  
 項中「第十條第一項又は第二項」とあるのは「第  
 二項各号」とあり、同条第三項の規定により  
 読み替えられた同条第一項各号又は同条第四  
 項の規定により読み替えられた同条第二項各  
 号」と、「第十條第一項ただし書の規定による」  
 とあるのは「第十條第五項の規定により読み替  
 えられた同条第一項ただし書の規定による」と  
 あり、「同条第六項の規定により読み替えられ  
 た同条第二項ただし書の規定による」とあ  
 るのは「同条第六項の規定により読み替えられ  
 た同条第二項ただし書の規定による」と、第十  
 項中「前條第一項又は第二項」とあるのは「前  
 條第五項の規定により読み替えられた同条第一  
 項又は同条第六項の規定により読み替えられた  
 同条第二項」と、「同条第一項各号又は第二項  
 各号」とあるのは「同条第五項の規定により読  
 み替えられた同条第一項又は同条第六項の規定  
 により読み替えられた同条第二項各号」と読み  
 替えるものとする。

効期間中（当該認定に係る贈与税申告期限以前の期間及び相続税申告期限以前の期間を除く。）と、「当該贈与税申告期限の翌日から起算して一年を経過することの日（以下「第一種贈与報告基準日」という。）とあるのは「当該認定に係る第一種特例経営承継贈与に係る第一種特例贈与報告基準日」と、「第一種贈与報告基準期間（当該第一種贈与報告基準日の属する年の前年の第一種贈与報告基準日（これに当たる日がないときは、第一種贈与認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該第一種贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）とあるのは「第一種特例贈与報告基準期間」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第一種特例贈与報告基準日」と、「当該第一種特例贈与認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相統認定中小企業者」と、「第一種贈与報告基準事業年度（当該第一種贈与報告基準日の属する年の前年の第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度までの間の事業年度をいう。以下同じ。）とあるのは「第一種特例贈与報告基準事業年度」と、第二項中「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第一種特例贈与報告基準日」と、「当該第一種特例贈与認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相統認定中小企業者」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例贈与報告基準事業年度」と、「第一種贈与報告基準期間」とあるのは「第一種特例贈与報告基準期間」と読み替えるものとする。

23 第三項及び第四項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十二号の相統又は遺贈である者に限る。）又は第二種特例相統認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継相統人が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十二号の相統又は遺贈である者に限る。）について準用する。この場合において、第三項中

「当該認定に係る相統に係る相続税申告期限（当該相統税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相統に係る相統税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種経営承継相統に係る相統税申告期限（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いもの）。以下この項において同じ。）から五年間」とあるのは「当該認定の有効期間中（当該認定に係る贈与税申告期限以前の期間及び相続税申告期限の翌日から起算して一年を経過することの日（以下「第一種相統報告基準日」という。）とあるのは「当該認定に係る第一種特例経営承継相統に係る第一種特例相統報告基準日」と、「第一種相統報告基準期間（当該第一種相統報告基準日の属する年の前年の第一種相統報告基準日（これに当たる日がないときは、第一種相統認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該第一種相統報告基準日までの間をいう。以下同じ。）とあるのは「第一種特例相統報告基準期間」と、「第一種相統報告基準日」とあるのは「第一種特例相統報告基準日」と、「当該第一種特例相統認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相統認定中小企業者」と、「第一種相統報告基準日」とあるのは「第一種特例相統報告基準日」と、「第一種相統報告基準事業年度（当該第一種相統報告基準日の属する年の前年の第一種相統報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種相統報告基準日の翌日の属する事業年度までの間の事業年度をいう。以下同じ。）とあるのは「第一種特例相統報告基準事業年度」と、第四項中「第一種相統報告基準日」とあるのは「第一種特例相統報告基準日」と、「当該第一種特例相統認定中小企業者」とあるのは「当該第二種特例贈与認定中小企業者又は当該第二種特例相統認定中小企業者」と、「第一種相統報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例相統報告基準事業年度」と、「第一種相統報告基準期間」とあるのは「第一種特例相統報告基準期間」と読み替えるものとする。

24 第一項及び第二項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が受けた第二種特例経営承継贈与が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十

一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る贈与である者に限る。）について準用する。この場合において、第一項中「当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限（当該贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相統に係る相統税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種経営承継相統に係る相統税申告期限（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いもの）。以下この項において同じ。）とあるのは「当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限（当該贈与税申告期限が、同一の者が受けた他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種特例経営承継相統に係る相統税申告期限の後に到来するときは、当該他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種特例経営承継相統に係る相統税申告期限（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いもの）。以下この項において同じ。）とあるのは「第二種特例贈与報告基準日」と、「第二種特例贈与報告基準期間」とあるのは「第二種特例贈与報告基準期間」と、「第二種特例贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種特例贈与報告基準事業年度」と、「第二種特例贈与報告基準日」とあるのは「第二種特例贈与報告基準日」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例贈与報告基準事業年度」と、「第一種贈与報告基準期間」とあるのは「第一種特例贈与報告基準期間」と読み替えるものとする。

25 第三項及び第四項の規定は、第二種特例相統認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継相統人が受けた第二種特例経営承継相統が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る相統又は遺贈である者に限る。）について準用する。この場合において、第三項中

「当該認定に係る相統に係る相続税申告期限（当該相統税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相統に係る相統税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種経営承継相統に係る相統税申告期限（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いもの）。以下この項において同じ。）とあるのは「当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限（当該贈与税申告期限が、同一の者が受けた他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種特例経営承継相統に係る相統税申告期限の後に到来するときは、当該他の第二種特例経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種特例経営承継相統に係る相統税申告期限（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いもの）。以下この項において同じ。）とあるのは「第二種特例贈与報告基準日」と、「第二種特例贈与報告基準期間」とあるのは「第二種特例贈与報告基準期間」と、「第二種特例贈与報告基準事業年度」とあるのは「第二種特例贈与報告基準事業年度」と、「第二種特例贈与報告基準日」とあるのは「第二種特例贈与報告基準日」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「第一種特例贈与報告基準事業年度」と、「第一種贈与報告基準期間」とあるのは「第一種特例贈与報告基準期間」と読み替えるものとする。

26 第一項及び第二項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十三号の贈与である者（第二十四項に規定する者を除く。）に限る。）又は第二種特例相統認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継相統人が、当該中小企業者の株式等につき最初に受けた法第十二条第一項の認定（第六条第一項第十一号から第十四号までの事由に係るものに限る。）に係る事由が、同項第十三号の贈与である者（第二十四項に規定する者を除く。）に限る。）について準用する。この場合において、第一項中「当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限（当該贈与税申告期限が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種特例経営承継相統に係る相統税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種特例経営承継相統に係る相統税申告期限（これらの



<p>二 当該第一種贈与認定個人事業者が死亡したとき</p>	<p>一 第九条第十四項各号(第十四号を除く。次号において同じ。)のいずれかに該当したとき(次号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。)</p>	<p>当該第一種贈与認定個人事業者が死亡した日</p>	<p>第九条第十四項各号のいずれかに該当したとき</p>	<p>えられた同条第一項ただし書の規定による」と、「同条第二項ただし書の規定による」とあるのは「同条第四項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による」と、第十項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第三項の規定により読み替えられた同条第一項又は同条第四項の規定により読み替えられた同条第二項」と、「同条第一項各号又は第二項各号」とあるのは「同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項又は同条第四項の規定により読み替えられた同条第二項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>31 第一種贈与認定個人事業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合(当該認定に係る贈与と税申告期限前に当該第一種贈与認定個人事業者が死亡した場合を除く。)には、当該各号の中欄に掲げる日(以下「第一種贈与随時報告基準日」という。)の翌日から一月(第二号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあつては、四月)を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならぬ。</p>
--------------------------------	---	-----------------------------	------------------------------	---

<p>33</p> <p>一 贈与認定期間の各年における青色申告書及び所得税法第百四十九条の規定により青色申告書に添附する貸借対照表及び損益計算書その他の明細書の写し</p> <p>二 贈与認定期間において、当該特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しない旨の誓約書</p> <p>三 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類</p> <p>第一種相続認定個人事業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合(当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該第一種相続認定個人事業者が死亡した場合を除く。)には、当該各号の中欄に掲げる日(以下「第一種相続随時報告基準日」という。)</p>	<p>32</p> <p>前項の報告をしようとする第一種贈与認定個人事業者(当該第一種贈与認定個人事業者の相続(包括遺贈を含む。以下この条において同じ。)があつた場合には、当該第一種贈与認定個人事業者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)又は民法第九百五十一条の法人)は、様式第十二の二による報告書を添付して、都道府県知事に提出するものとする。</p>	<p>当該第一種贈与認定個人事業者が死亡した日</p>	<p>第九条第十五項各号のいずれかに該当したとき</p>	<p>う。)において、当該特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと</p> <p>ロ 贈与認定期間において、当該特定事業用資産に係る事業が資産保有型事業に該当しないこと</p> <p>ハ 贈与認定期間において、当該特定事業用資産に係る事業が資産運用型事業に該当しないこと</p> <p>ニ 贈与認定期間における当該特定事業用資産に係る事業の総収入金額</p> <p>ホ 贈与認定期間において、青色申告書を提出してしたこと</p>
---	--	-----------------------------	------------------------------	--

<p>34</p> <p>前項の報告をしようとする第一種相続認定個人事業者(当該第一種相続認定個人事業者の相続があつた場合には、当該第一種相続認定個人事業者の相続人又は民法第九百五十一条の法人)は、様式第十二の二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>一 相続認定期間の各年における青色申告書及び所得税法第百四十九条の規定により青色申告書に添附する貸借対照表及び損益計算書その他の明細書の写し</p> <p>二 相続認定期間において、当該特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しない旨の誓約書</p> <p>三 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類</p> <p>第三十一項及び第三十二項の規定は、第二種贈与認定個人事業者について準用する。この場合において、第三十一項及び第三十二項中「第一種贈与認定個人事業者」とあるのは「第二種贈与認定個人事業者」と、「第一種贈与随時報告基準日」とあるのは「第二種贈与随時報告基準日」と、「第九条第十四項各号」とあるのは「第九条第十六項の規定により読み替えられた同条第十四項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>第三十三項及び第三十四項の規定は、第二種相続認定個人事業者について準用する。この場合において、第三十三項及び第三十四項中「第一種相続認定個人事業者」とあるのは「第二種相続認定個人事業者」と、「第一種相続随時報告基準日」とあるのは「第二種相続随時報告基準日」と、「第九条第十五項各号」とあるのは「第九条第十七項の規定により読み替えられた同条第十五項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>都道府県知事は、第一項及び第三項(第十四項、第十五項、第十九項、第二十項及び第二十二項から第二十七項までの規定により準用される場合を含む。)の報告を受けた場合には第九條第二項各号又は第三項各号(同条第四項から第九項までの規定により準用される場合を含む。)に該当しないこと、第五項の表の第二号及び第七項の表の第二号(第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項及び第二十九項の規定により準用される場合を含む。)</p>	<p>35</p> <p>第三十一項及び第三十二項の規定は、第二種贈与認定個人事業者について準用する。この場合において、第三十一項及び第三十二項中「第一種贈与認定個人事業者」とあるのは「第二種贈与認定個人事業者」と、「第一種贈与随時報告基準日」とあるのは「第二種贈与随時報告基準日」と、「第九条第十四項各号」とあるのは「第九条第十六項の規定により読み替えられた同条第十四項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>第三十三項及び第三十四項の規定は、第二種相続認定個人事業者について準用する。この場合において、第三十三項及び第三十四項中「第一種相続認定個人事業者」とあるのは「第二種相続認定個人事業者」と、「第一種相続随時報告基準日」とあるのは「第二種相続随時報告基準日」と、「第九条第十五項各号」とあるのは「第九条第十七項の規定により読み替えられた同条第十五項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>都道府県知事は、第一項及び第三項(第十四項、第十五項、第十九項、第二十項及び第二十二項から第二十七項までの規定により準用される場合を含む。)の報告を受けた場合には第九條第二項各号又は第三項各号(同条第四項から第九項までの規定により準用される場合を含む。)に該当しないこと、第五項の表の第二号及び第七項の表の第二号(第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項及び第二十九項の規定により準用される場合を含む。)</p>	<p>当該第一種相続認定個人事業者が死亡した日</p>	<p>第九条第十五項各号のいずれかに該当したとき</p>	<p>う。)の翌日から一月(第二号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあつては、四月)を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を都道府県知事に報告しなければならぬ。</p>
--	--	-----------------------------	------------------------------	---

<p>36</p> <p>第三十一項及び第三十二項の規定は、第二種贈与認定個人事業者について準用する。この場合において、第三十一項及び第三十二項中「第一種贈与認定個人事業者」とあるのは「第二種贈与認定個人事業者」と、「第一種贈与随時報告基準日」とあるのは「第二種贈与随時報告基準日」と、「第九条第十四項各号」とあるのは「第九条第十六項の規定により読み替えられた同条第十四項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>第三十三項及び第三十四項の規定は、第二種相続認定個人事業者について準用する。この場合において、第三十三項及び第三十四項中「第一種相続認定個人事業者」とあるのは「第二種相続認定個人事業者」と、「第一種相続随時報告基準日」とあるのは「第二種相続随時報告基準日」と、「第九条第十五項各号」とあるのは「第九条第十七項の規定により読み替えられた同条第十五項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>都道府県知事は、第一項及び第三項(第十四項、第十五項、第十九項、第二十項及び第二十二項から第二十七項までの規定により準用される場合を含む。)の報告を受けた場合には第九條第二項各号又は第三項各号(同条第四項から第九項までの規定により準用される場合を含む。)に該当しないこと、第五項の表の第二号及び第七項の表の第二号(第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項及び第二十九項の規定により準用される場合を含む。)</p>	<p>37</p> <p>第三十一項及び第三十二項の規定は、第二種贈与認定個人事業者について準用する。この場合において、第三十一項及び第三十二項中「第一種贈与認定個人事業者」とあるのは「第二種贈与認定個人事業者」と、「第一種贈与随時報告基準日」とあるのは「第二種贈与随時報告基準日」と、「第九条第十四項各号」とあるのは「第九条第十六項の規定により読み替えられた同条第十四項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>第三十三項及び第三十四項の規定は、第二種相続認定個人事業者について準用する。この場合において、第三十三項及び第三十四項中「第一種相続認定個人事業者」とあるのは「第二種相続認定個人事業者」と、「第一種相続随時報告基準日」とあるのは「第二種相続随時報告基準日」と、「第九条第十五項各号」とあるのは「第九条第十七項の規定により読み替えられた同条第十五項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>都道府県知事は、第一項及び第三項(第十四項、第十五項、第十九項、第二十項及び第二十二項から第二十七項までの規定により準用される場合を含む。)の報告を受けた場合には第九條第二項各号又は第三項各号(同条第四項から第九項までの規定により準用される場合を含む。)に該当しないこと、第五項の表の第二号及び第七項の表の第二号(第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項及び第二十九項の規定により準用される場合を含む。)</p>	<p>当該第一種相続認定個人事業者が死亡した日</p>	<p>第九条第十五項各号のいずれかに該当したとき</p>	<p>ホ 相続認定期間において、青色申告書を提出してしたこと</p>
--	--	-----------------------------	------------------------------	------------------------------------



の報告を受けた場合には第九條第二項第二号から第二十二号まで又は第九條第三項第二号から第二十二号まで(同条第四項から第九項までの規定により準用される場合を含む。)に該当しないこと、第五項の表の第三号及び第七項の表の第三号(第十六項、第十七項、第十九項、第二十二項、第二十八項及び第二十九項の規定により準用される場合を含む。)の報告を受けた場合には第九條第十項各号(同条第十一項から第十三項までの規定により準用される場合を含む。)のいずれかに該当するに至っていないこと並びに第九條第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十二号まで又は第九條第三項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十二号まで(同条第四項から第九項までの規定により準用される場合を含む。)に該当しないこと、第九項(第十八項、第二十一項及び第三十項の規定により準用される場合を含む。)の報告を受けた場合には第十條第一項各号又は第二項各号(同条第三項から第八項までの規定により準用される場合を含む。)に該当すること、並びに第十一項(第十六項、第十九項及び第二十八項の規定により準用される場合を含む。)の報告を受けた場合には第九條第二項各号(第二十二号を除き、同条第四項、第六項及び第八項の規定により準用される場合を含む。)、第三十一項の表の第二号及び第三十三項の表の第二号(第三十五項及び第三十六項の規定により準用される場合を含む。)の報告を受けた場合には第九條第十四項第二号から第十三号まで又は第九條第十五項第二号から第十三号まで(同条第十六項又は第十七項の規定により準用される場合を含む。)に該当しないことをそれぞれ確認したときは、これらの報告をした第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相統認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相統認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相統認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者若しくは第二種特別相統認定中小企業者(第九項、第十八項、第二十一項及び第三十項の規定により準用される場合を含む。)の報告

を受けた場合にあっては、吸収合併存続会社等、第十項(第十八項、第二十一項及び第三十項の規定により準用される場合を含む。)の報告を受けた場合にあっては、株式交換完全親会社等)又は第一種贈与認定個人事業者、第一種相統認定個人事業者、第二種贈与認定個人事業者若しくは第二種相統認定個人事業者に対し、様式第十六による確認書を交付するものとする。

38

経済産業大臣は、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相統認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相統認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相統認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相統認定中小企業者、第一種特別贈与認定個人事業者、第一種相統認定個人事業者、第二種贈与認定個人事業者及び第二種相統認定個人事業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認書の交付を受けた第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相統認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相統認定中小企業者、第一種特別贈与認定個人事業者、第一種相統認定個人事業者、第二種贈与認定個人事業者及び第二種相統認定個人事業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

(第一種経営承継贈与者等の相統が開始した場合の都道府県知事の確認)

第十三条 第一種特別贈与認定中小企業者等(第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相統認定中小企業者、第一種特別贈与認定個人事業者、第一種相統認定個人事業者、第二種贈与認定個人事業者及び第二種相統認定個人事業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めること)

二項に規定する申請書を提出している中小企業者並びに第一種特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合における吸収合併存続会社等及び第一種特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合における株式交換完全親会社等(以下同じ。)は、当該第一種特別贈与認定中小企業者等(同項に規定する申請書を提出しようとしている中小企業者を含む。)に係る第

一種経営承継贈与者等の相統が開始した場合に、次の各号のいずれにも該当すること(第一種特別贈与認定中小企業者であった者の第一種経営承継贈与者等の相統が開始した場合には、第七号に掲げるものを除く。)について、都道府県知事の確認を受けることができる。

一 削除

二 当該相統の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等及び当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

三 当該相統の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等が資産保有型会社に該当しないこと。

四 当該相統の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該第一種特別贈与認定中小企業者等が資産運用型会社に該当しないこと。

五 当該相統の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の総収入金額が零を超えること。

六 当該相統の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の常時使用する従業員の数が一人以上(当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合(当該第一種特別贈与認定中小企業者等又は当該第一種特別贈与認定中小企業者等による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。))にあっては五人以上)であること。

七 当該相統の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等及び当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が上場会社等に該当しないこと。

八 当該第一種特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継受贈者が、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の代表者(代表権を制限されている者を除き、第九條第十項各号のいずれかに該当する者を含む。)であつて、当該相統の開始の時に、当該第一種経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該第一種特別贈与認定中小企業者等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該第一種特別贈与認定中小企業者等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当

該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

九 当該第一種特別贈与認定中小企業者等が会社法第八條第一項第八号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該相統の開始の時に、当該株式を当該第一種特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継受贈者以外の者が有していないこと。

2 前項の確認を受けようとする第一種特別贈与認定中小企業者等は、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の第一種経営承継贈与者の相統の開始の日の翌日から八月を経過する日までに、様式第十七による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類(第一種特別贈与認定中小企業者であった者の第一種経営承継贈与者の相統が開始した場合には、第七号ロに掲げるものを除く。)を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 当該相統の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の定款の写し

二 当該相統の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の株主名簿の写し

三 登記事項証明書(当該相統の開始の日以後に作成されたものに限る。)

四 当該相統の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の従業員数証明書

五 当該第一種特別贈与認定中小企業者等の当該相統の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度の会社法第四百三十五條第二項又は第六百十七條第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六 当該相統の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等及び当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

七 次に掲げる誓約書

イ 当該相統の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該第一種特別贈与認定中小企業者等又は当該第一種特別贈与認定中小企業者等による支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書

ロ 当該相統の開始の時に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等及び当該第一

種特別贈与認定中小企業者等の特定特別子  
会社が上場会社等に該当しない旨の誓約書  
八 当該相続の開始の時に当該第一種特  
別贈与者及びその親族（当該第一種特別  
贈与認定中小企業者等が第六条第二項に規定  
する中小企業者に該当する場合にあつては、  
当該第一種特別贈与認定中小企業者等の株式  
等を有する親族に限る。以下この号において  
同じ。）の戸籍謄本等並びに当該相続の開始  
の時における当該第一種特別贈与認定中小企  
業者等の第一種経営承継受贈者及びその親族  
の戸籍謄本等又は当該第一種経営承継受贈者  
の法定相続情報一覧図

九 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲  
げる事項に参考となる書類  
三 前二項の規定は、第二種特別贈与認定中小企  
業者等（第二種特別贈与認定中小企業者（第二  
種特別贈与認定中小企業者であつた者を含み、  
第九条第四項の規定により読み替えられた同条  
第二項の規定により当該認定が取り消された者  
を除く。以下この条において同じ。）及び第七  
条第四項の規定により読み替えられた同条第二  
項に規定する申請書を提出している中小企業者  
並びに第二種特別贈与認定中小企業者が合併に  
より消滅した場合における吸収合併存続会社等  
及び第二種特別贈与認定中小企業者が株式交換  
等により他の会社の株式交換完全子会社等とな  
った場合における株式交換完全親会社等を用  
う。以下同じ。）について準用する。この場合  
において、第一項中「第一種特別贈与認定中小  
企業者」とあるのは「第二種特別贈与認定中小  
企業者」と、「第九条第二項」とあるのは「第  
九条第四項の規定により読み替えられた同条第  
二項」と、「第七条第二項」とあるのは「第七  
条第四項の規定により読み替えられた同条第二  
項」と、「第一種経営承継受贈者」とあるのは  
「第二種経営承継受贈者」と、「第一種経営承継  
受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」  
と、「第九条第十項各号」とあるのは「第九  
条第十項各号」と、第二項中「第一種経営承継  
受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者  
と」とあるのは「第二種経営承継受贈者」と、  
「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは  
「第二種特別贈与認定中小企業者」と、「第一  
種経営承継受贈者」とあるのは「第二種経営承  
継受贈者」と、「第一種経営承継受贈者」とある  
のは「第二種経営承継受贈者」と読み替えるも  
のとする。

四 第一項及び第二項の規定は、第一種特別贈与  
認定中小企業者等（第一種特別贈与認定中小企  
業者（第一種特別贈与認定中小企業者であつた  
者を含み、第九条第六項の規定により読み替え  
られた同条第二項の規定により当該認定が取り  
消された者を除く。以下この条において同じ。）  
及び第七条第六項に規定する申請書を提出して  
いる中小企業者並びに第一種特別贈与認定中小  
企業者が合併により消滅した場合における吸収  
合併存続会社等及び第一種特別贈与認定中小企  
業者が株式交換等により他の会社の株式交換完  
全子会社等となった場合における株式交換完全  
親会社等をいう。以下同じ。）について準用す  
る。この場合において、第一項中「第一種特別  
贈与認定中小企業者」とあるのは「第一種特別  
贈与認定中小企業者」と、「第九条第二項」と  
あるのは「第九条第六項の規定により読み替え  
られた同条第二項」と、「第七条第二項」とあ  
るのは「第七条第六項」と、「第一種経営承継  
受贈者」とあるのは「第一種特別贈与認定中  
小企業者」と、「第一種経営承継受贈者」とある  
のは「第一種特別贈与認定中小企業者」と、  
「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは  
「第一種特別贈与認定中小企業者」と、「当  
該同族関係者」とあるのは「当該同族関係者  
（第一種特別贈与認定中小企業者）」と、「第  
二種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第  
二種特別贈与認定中小企業者（第一種特別贈  
与認定中小企業者を除く。）」と、「以外  
の者」とあるのは「以外の者（第一種特別贈  
与認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企  
業者及び第二種特別贈与認定中小企業者を除  
く。）」と、第二項中「第一種経営承継受贈者  
と」とあるのは「第一種特別贈与認定中小企  
業者と」と、「第一種特別贈与認定中小企業者  
と」とあるのは「第一種特別贈与認定中小企  
業者と」と、「第一種経営承継受贈者」とある  
のは「第一種特別贈与認定中小企業者」と、  
「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一  
種特別贈与認定中小企業者」と読み替えるも  
のとする。

五 第一項及び第二項の規定は、第二種特別贈与  
認定中小企業者等（第二種特別贈与認定中小企  
業者（第二種特別贈与認定中小企業者であつた  
者を含み、第九条第八項の規定により読み替え  
られた同条第二項の規定により当該認定が取り  
消された者を除く。以下この条において同じ。）  
及び第七条第八項の規定により読み替えられた  
同条第六項に規定する申請書を提出している中  
小企業者並びに第二種特別贈与認定中小企業者  
が合併により消滅した場合における吸収合併存  
続会社等及び第二種特別贈与認定中小企業者  
が株式交換等により他の会社の株式交換完全子  
会社等となった場合における株式交換完全親会  
社等をいう。以下同じ。）について準用する。こ  
の場合において、第一項中「第一種特別贈与認  
定中小企業者」とあるのは「第二種特別贈与認  
定中小企業者」と、「第九条第二項」とあるのは  
「第九条第八項の規定により読み替えられた同  
条第二項」と、「第七條第二項」とあるのは「第  
七条第八項の規定により読み替えられた同条第  
六項」と、「第一種経営承継受贈者」とある  
のは「第二種経営承継受贈者」と、「第一種特  
別贈与認定中小企業者」とあるのは「第二種特  
別贈与認定中小企業者」と、「第一種経営承継  
受贈者」とあるのは「第二種経営承継受贈者」  
と、「第九条第十項各号」とあるのは「第九  
条第十項各号」と、「第九条第十項各号」とあ  
るのは「第九条第十項各号」と、「第一種特別  
贈与認定中小企業者」とあるのは「第一種特  
別贈与認定中小企業者」と、「第一種経営承継  
受贈者」とあるのは「第一種特別贈与認定中  
小企業者」と、「第一種経営承継受贈者」とある  
のは「第一種特別贈与認定中小企業者」と、  
「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは  
「第一種特別贈与認定中小企業者」と、「当  
該同族関係者」とあるのは「当該同族関係者  
（第一種特別贈与認定中小企業者）」と、「第  
二種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第  
二種特別贈与認定中小企業者（第一種特別贈  
与認定中小企業者を除く。）」と、「以外  
の者」とあるのは「以外の者（第一種特別贈  
与認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企  
業者及び第二種特別贈与認定中小企業者を除  
く。）」と、第二項中「第一種経営承継受贈者  
と」とあるのは「第一種特別贈与認定中小企  
業者と」と、「第一種特別贈与認定中小企業者  
と」とあるのは「第一種特別贈与認定中小企  
業者と」と、「第一種経営承継受贈者」とある  
のは「第一種特別贈与認定中小企業者」と、  
「第一種経営承継受贈者」とあるのは「第一  
種特別贈与認定中小企業者」と読み替えるも  
のとする。

六 第一種贈与認定個人事業者等（第一種贈与認  
定個人事業者（第一種贈与認定個人事業者であ  
つた者を含み、第九条第十四項の規定により当  
該認定が取り消された者を除く。以下この条に  
おいて同じ。）及び第七条第十項に規定する申  
請書を提出している個人である中小企業者をい  
う。以下同じ。）は、当該第一種贈与認定個人  
事業者等（同項に規定する申請書を提出しよ  
うとしていた個人である中小企業者を含む。）が  
受けた法第十二条第一項の認定に係る贈与を行  
った他の個人である中小企業者の相続が開始し  
た場合には、次の各号のいずれにも該当するこ  
とについて、都道府県知事の確認を受けること  
ができる。  
一 当該相続の開始の時に、当該認定に  
係る贈与により取得した特定事業用資産に係  
る事業が資産保有型事業に該当しないこと。  
二 当該相続の開始の日の翌日の属する年の前  
年において、当該認定に係る贈与により取得  
した特定事業用資産に係る事業の総収入金額  
が零を超えること。  
五 当該相続の開始の時に、当該第一種  
贈与認定個人事業者等が青色申告の承認を受  
けていた又は受けようとする見込みであること。  
四 前項の確認を受けようとする第一種贈与認定  
個人事業者等は、当該他の個人である中小企業  
者の相続の開始の日の翌日から八月を経過す  
るまでに、様式第十七の二による申請書に、当  
該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付  
して、都道府県知事に提出するものとする。  
一 当該相続の開始の日の翌日の属する年の前  
年における青色申告書及び所得税法第四百四  
九条の規定により青色申告書に添付する貸借  
対照表及び損益計算書その他の明細書の写し  
二 当該相続の開始の時において、当該特定事  
業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に  
該当しない旨の誓約書  
三 当該相続の開始の時に、当該第一種贈  
与認定個人事業者等及び当該他の個人である  
中小企業者の住民票の写し  
四 前各号に掲げるもののほか、前項の確認の  
参考となる書類  
前二項の規定は、第二種贈与認定個人事業者  
等（第二種贈与認定個人事業者（第二種贈与認  
定個人事業者であつた者を含み、第九条第十六  
項の規定により当該認定が取り消された者を除  
く。以下この条において同じ。）及び第七條第  
十二項に規定する申請書を提出している個人で  
ある中小企業者をいう。以下同じ。）について  
準用する。この場合において、第六項中「第一  
種贈与認定個人事業者等」とあるのは「第二種  
贈与認定個人事業者等」と、「第七條第十項」  
とあるのは「第七條第十二項の規定により読み  
替えられた第十項」と、第七項中「第一種贈与  
認定個人事業者等」とあるのは「第二種贈与認  
定個人事業者等」と読み替えるものとする。  
九 第一種贈与認定個人事業者であつた者（第九  
条第十四項の規定により当該認定を取り消され

した特定事業用資産に係る事業が資産運用型  
事業に該当しないこと。  
三 当該相続の開始の時に、当該認定に  
係る贈与により取得した特定事業用資産に係  
る事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこ  
と。  
四 当該相続の開始の日の翌日の属する年の前  
年において、当該認定に係る贈与により取得  
した特定事業用資産に係る事業の総収入金額  
が零を超えること。  
五 当該相続の開始の時に、当該第一種  
贈与認定個人事業者等が青色申告の承認を受  
けていた又は受けようとする見込みであること。  
四 前項の確認を受けようとする第一種贈与認定  
個人事業者等は、当該他の個人である中小企業  
者の相続の開始の日の翌日から八月を経過す  
るまでに、様式第十七の二による申請書に、当  
該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付  
して、都道府県知事に提出するものとする。  
一 当該相続の開始の日の翌日の属する年の前  
年における青色申告書及び所得税法第四百四  
九条の規定により青色申告書に添付する貸借  
対照表及び損益計算書その他の明細書の写し  
二 当該相続の開始の時において、当該特定事  
業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に  
該当しない旨の誓約書  
三 当該相続の開始の時に、当該第一種贈  
与認定個人事業者等及び当該他の個人である  
中小企業者の住民票の写し  
四 前各号に掲げるもののほか、前項の確認の  
参考となる書類  
前二項の規定は、第二種贈与認定個人事業者  
等（第二種贈与認定個人事業者（第二種贈与認  
定個人事業者であつた者を含み、第九条第十六  
項の規定により当該認定が取り消された者を除  
く。以下この条において同じ。）及び第七條第  
十二項に規定する申請書を提出している個人で  
ある中小企業者をいう。以下同じ。）について  
準用する。この場合において、第六項中「第一  
種贈与認定個人事業者等」とあるのは「第二種  
贈与認定個人事業者等」と、「第七條第十項」  
とあるのは「第七條第十二項の規定により読み  
替えられた第十項」と、第七項中「第一種贈与  
認定個人事業者等」とあるのは「第二種贈与認  
定個人事業者等」と読み替えるものとする。  
九 第一種贈与認定個人事業者であつた者（第九  
条第十四項の規定により当該認定を取り消され

た者を除く。以下同じ。）が租税特別措置法第七十条の六の八第六項に規定する承認を受けた場合において、当該他の個人である中小企業者の相続が開始したときは、これらの規定により特例受贈事業用資産（同法第七十条の六の八第一項に規定する特例受贈事業用資産をいう。以下同じ。）とみなされた会社の株式若しくは持分に係る当該会社が、次の各号のいずれにも該当することについて、都道府県知事の承認を受けることができる。

- 一 当該相続の開始の時において、当該会社が風俗営業会社に該当しないこと。
- 二 当該相続の開始の時において、当該会社が資産保有型会社に該当しないこと。
- 三 当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該会社が資産運用型会社に該当しないこと。
- 四 当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、当該会社の総収入金額が零を超えること。

10 前項の承認を受けようとする第一種贈与認定個人事業者であった者は、当該他の個人である中小企業者の相続の開始の日から八月を経過する日までに、様式第十七の三による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

- 一 登記事項証明書（当該相続の開始の日以後に作成されたものに限る。）
- 二 当該会社の当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百七十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類
- 三 当該相続の開始の時において、当該会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書
- 四 租税特別措置法第七十条の六の八第六項又は第七十条の六の十第六項に規定する承認を受けたことを証する書類

11 前二項の規定は、第二種贈与認定個人事業者であった者（第九条第十六項の規定により当該認定を取り消された者を除く。以下同じ。）が租税特別措置法第七十条の六の八第六項の承認を受けた場合において、当該生計一親族等の相続が開始した場合について準用する。この場合において、第九項中「第一種贈与認定個人事業者であった者（第九条第十四項の規定により当該認定を取り消された者を除く。以下同じ。）」

とあるのは、「第二種贈与認定個人事業者であった者（第九条第十六項の規定により当該認定を取り消された者を除く。以下同じ。）」と、前項中「第一種贈与認定個人事業者であった者」とあるのは、「第二種贈与認定個人事業者であった者」と読み替えるものとする。

12 都道府県知事は、第二項（第三項から第五項までの規定により準用される場合を含む。）、第七項（第八項の規定により準用される場合を含む。）、又は第十項（第十一項の規定により準用される場合を含む。）の申請を受けた場合において、第一項（第三項から第五項までの規定により準用される場合を含む。）、第六項（第八項の規定により準用される場合を含む。）、又は第九項（第十一項の規定により準用される場合を含む。）の承認をしたときは、様式第十八による承認書を交付し、当該承認をしない旨の決定をしたときは、様式第十九により申請者である第一種特別贈与認定中小企業者等、第二種特別贈与認定中小企業者等、第一種特別贈与認定中小企業者等、第二種特別贈与認定中小企業者等、及び第二種贈与認定個人事業者等に対して通知しなければならぬ。

13 都道府県知事は、第一項（第三項から第五項までの規定により準用される場合を含む。）、第六項（第八項の規定により準用される場合を含む。）又は第九項（第十一項の規定により準用される場合を含む。）の承認を受けた第一種特別贈与認定中小企業者等、第二種特別贈与認定中小企業者等、第一種特別贈与認定中小企業者等、第二種特別贈与認定中小企業者等、及び第二種贈与認定個人事業者等について、偽りその他不正の手段により当該承認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

14 都道府県知事は、前項の規定により確認を取り消したときは、様式第十九の二により当該確認を受けていた中小企業者にその旨を通知しなければならぬ。

15 経済産業大臣は、第一種特別贈与認定中小企業者等、第二種特別贈与認定中小企業者等、第一種特別贈与認定中小企業者等、第二種特別贈与認定中小企業者等、第一種贈与認定個人事業者等及び第二種贈与認定個人事業者等に認められた承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第十二項の確

認書の交付を受けた及び同項の規定により通知された第一種特別贈与認定中小企業者等、第二種特別贈与認定中小企業者等、第一種特別贈与認定中小企業者等、第二種特別贈与認定中小企業者等、及び第二種贈与認定個人事業者等並びに前項の規定により通知された中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

第十三条の二 特定贈与認定中小企業者、特定相続認定中小企業者、贈与認定前中小企業者又は相続認定前中小企業者（以下「災害等特別中小企業者」と総称する。）は、次に掲げる事由のいずれかに該当することについて、都道府県知事の承認を受けることができる。

- 一 当該災害等特別中小企業者の災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時ににおける資産の帳簿価額の総額に対する当該災害等特別中小企業者の当該災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）をした資産（特定資産を除く。）の帳簿価額の合計額の割合が百分の三十以上であること。
- 二 当該災害等特別中小企業者の災害が発生した日の前日における常時使用する従業員の数に対する当該災害等特別中小企業者の当該災害が発生した日から同日以後六月を経過する日までの間継続して常時使用する従業員が当該災害等特別中小企業者の本来の業務に従事することができないと認められる事業所（常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものである。）が、当該災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限り。以下「被災事業所」という。）において、当該災害が発生した日の前日に使用していた常時使用する従業員の数の合計数の割合が百分の二十以上であること。

三 当該災害等特別中小企業者（第一種特別贈与認定中小企業者であった者、第一種特別相続認定中小企業者であった者、第二種特別贈与認定中小企業者であった者及び第二種特別相続認定中小企業者であった者を除く。）が、次のイ及びロのいずれにも該当すること（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保

法第二条第五項第一号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあつては、イに掲げるものを除く。）。

- (1) 当該災害等特別中小企業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。
- (1) 当該災害等特別中小企業者が、中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日の前日において同法第二条第五項第一号に定める経済産業大臣が指定したものの（以下イ及びロ項において「再生手続等申立事業者」という。）に対して五十万円以上の債権（同号に規定する債権をいう。）を有していること。
- (2) 当該災害等特別中小企業者の中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日以前一年間における取引の数量又は金額に対する当該期間における再生手続等申立事業者との取引の数量又は金額の割合が百分の二十以上であること。
- ロ 当該災害等特別中小企業者の次の(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。
- (1) 中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間ににおける売上金額
- (2) 中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間ににおける売上金額

四 当該災害等特別中小企業者（第一種特別贈与認定中小企業者であった者、第二種特別贈与認定中小企業者であった者及び第二種特別相続認定中小企業者であった者を除く。）が、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当すること（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあつては、イ及びロに掲げるものを除く。）。

- イ 当該災害等特別中小企業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。
- (1) 当該災害等特別中小企業者が、中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事由の発生した日の前日において同法第二条第五項第二号に定める経済産業大臣が指定したものの（以下イ及びロ項において「再生手続等申立事業者」という。）に対して五十万円以上の債権（同号に規定する債権をいう。）を有していること。
- (2) 当該災害等特別中小企業者の中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事由の発生した日以前一年間における取引の数量又は金額に対する当該期間における再生手続等申立事業者との取引の数量又は金額の割合が百分の二十以上であること。
- ロ 当該災害等特別中小企業者の次の(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。
- (1) 中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事由の発生した日の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間ににおける売上金額
- (2) 中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間ににおける売上金額

(1) 当該災害等特別中小企業者の中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産

業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日前一年間における取引の数量又は金額に対する当該期間における当該事業活動の制限を行った者（次項において「指定事業者」という。）に関する取引の数量又は金額の割合が百分の二十以上であること。

(2) 当該災害等特別中小企業者が、中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日の前日まで一年以上にわたり継続して、同号ハに定める経済産業大臣が指定する地域内において事業を行っていること。

ロ 当該災害等特別中小企業者のイ(1)の事業活動の制限に係る指定期間の開始の日から同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に対する割合が百分の九十未満であること。

ハ 当該災害等特別中小企業者の次の(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限に係る指定期間の開始の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

イ 当該災害等特別中小企業者が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

まで一年以上にわたり継続して、同号の経済産業大臣の指定を受けた地域において経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行っていること。

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から、同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に対する割合が百分の八十未満であること。

ロ 当該災害等特別中小企業者の次の(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の前一年の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第三号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

六 当該災害等特別中小企業者が、イ及びロのいずれにも該当すること(当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けた場合にあつては、イに掲げるものを除く。)

イ 当該災害等特別中小企業者が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の前日まで引き続き一年以上にわたり、同号の経済産業大臣の指定を受けた地域において事業を行っていること。

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後一月を経過する日までの間における売上高等の前年同期における売上高等に対する割合が百分の八十未満であること。

ロ 当該災害等特別中小企業者の次の(1)に掲げる金額に対する(2)に掲げる金額の割合が百分の七十以下であること。

(1) 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日の前一年の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

(2) 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由の発生した日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

2

前項の確認を受けようとする災害等特別中小企業者は、特定贈与認定中小企業者、特定相続認定中小企業者(法第十二条第一項の認定(第六条第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。))に係る相続の開始の日が災害等が発生した日より前であった中小企業者に限る。

イ及びロと同様、第一種経営承継贈与者又は第二種経営承継贈与者からの贈与(災害等が発生した日以前の贈与に限る。))の日が属する年において当該第一種経営承継贈与者又は当該第二種経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該贈与に係る第一種経営承継贈与者又は第二種経営承継贈与者が当該第一種経営承継贈与者又は当該第二種経営承継贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合における当該第一種経営承継贈与者又は第二種経営承継贈与者に係る中小企業者(当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある者を含む。)をいう。以下この項において同じ。

あつては、災害等が発生した日から同日以後八月を経過する日までの間に、特定相続認定中小企業者(当該認定に係る相続の開始の日が災害等が発生した日以後一年を経過する日までの間である中小企業者に限る。)、贈与認定前中小企業者及び相続認定前中小企業者(贈与同年相続中小企業者を除く。)にあつては、第七條第二項又は第三項(同条第四項及び第五項において準用される場合を含む。)に規定する提出期限までに、様式第二十から様式第二十の六

までによる申請書に、当該申請書の写し一通及び次の各号に掲げる確認の区分に応じ当該各号に定める書類(当該確認に係る事由のうち当該災害等特別中小企業者に生じているものを証するために必要なものに限る。)を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 前項第一号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類

イ 当該災害等特別中小企業者の貸借対照表その他の書類で災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時ににおける当該災害等特別中小企業者の資産の帳簿価額の総額及び当該災害により滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。)の帳簿価額の合計額を証するもの

ロ 当該災害により滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。)をした資産(特定資産を除く。)の所在地の市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該資産が災害により滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。)をした旨を証するもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、前項の確認(同項第一号に係るものに限る。)の参考となる書類

二 前項第二号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類

イ 当該災害等特別中小企業者の災害が発生した日の前日における従業員数証明書(被災事業所の常時使用する従業員の数)が当該従業員数証明書に記載された事項によつて明らかになることができるときは、当該従業員数証明書及び当該被災事業所の常時使用する従業員の数を明らかにする書類

ロ 前項第二号に規定する事業所の常時使用する従業員が災害が発生した日から六月の間継続して当該災害等特別中小企業者の本来の業務に従事することができなかったことを証する書類

ハ 前項第二号に規定する事業所の所在地の市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該事業所が災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した旨を証するもの

二 イからハまでに掲げるもののほか、前項の確認(同項第二号に係るものに限る。)の参考となる書類

三 前項第三号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類(当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第一号に該当することについて同項の確認を受けた場合には、ロ及びハに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。)

イ 当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第一号に該当することについて同項の確認を受けたことを証する書類

ロ 当該災害等特別中小企業者の災害等が発生した日の前日における再生手続等申立事業者に対して有する債権(前項第三号イ(一)に規定する債権をいう。)の額を証する書類(同号イ(一)の事由に該当する場合に限る。)

ハ 当該災害等特別中小企業者の前項第三号イ(二)に規定する期間における取引の数量又は金額及び当該期間における再生手続等申立事業者との取引の数量又は金額を証する書類(同号イ(二)の事由に該当する場合に限る。)

ニ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第三号ロに規定する期間における売上金額を証する書類

ホ イからニまでに掲げるもののほか、前項の確認(同項第三号に係るものに限る。)の参考となる書類

四 前項第四号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類(当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の確認を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。)

イ 当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の確認を受けたことを証する書類

類(同号イ(一)の事由に該当する場合に限る。)

ハ 当該災害等特別中小企業者の登記事項証明書(前項第四号イ(二)の事由に該当する場合に限る。)

ニ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第四号ロに規定する期間における売上高等を証する書類

ホ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第四号ハに規定する期間における売上高等を証する書類

イ 当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第三号に該当することについて同項の確認を受けたことを証する書類

ロ 当該災害等特別中小企業者の登記事項証明書

ハ 当該災害等特別中小企業者の定款の写しその他の書類で前項第五号イ(二)に規定する期間における売上高等を証する書類

ホ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第五号ロに規定する期間における売上金額を証する書類

ロ 当該災害等特別中小企業者の登記事項証明書

ハ 当該災害等特別中小企業者の定款の写しその他の書類で前項第六号イ(二)に規定する期間における売上高等を証する書類

ホ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第六号ロに規定する期間における売上金額を証する書類

イ 当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の確認を受けたことを証する書類

ロ 当該災害等特別中小企業者の登記事項証明書

ハ 当該災害等特別中小企業者の定款の写しその他の書類で前項第七号イ(二)に規定する期間における売上高等を証する書類

ホ 当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第七号ロに規定する期間における売上金額を証する書類

イ 当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の確認を受けたことを証する書類

の七による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十の八により申請者である災害等特別中小企業者及び災害等特別中小企業者に対して通知しなければならぬ。

5 都道府県知事は、第一項(第三項の規定により準用される場合を含む。)の確認を受けた災害等特別中小企業者及び災害等特別中小企業者について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

6 都道府県知事は、前項の規定により確認を取り消したときは、様式第二十の九により当該確認を受けた災害等特別中小企業者及び災害等特別中小企業者にその旨を通知しなければならない。

7 経済産業大臣は、災害等特別中小企業者及び災害等特別中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第四項の確認書の交付を受けた及び前項の規定により通知された災害等特別中小企業者及び災害等特別中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。(都道府県知事の認定の特例等)

第十三条の三 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第九条第二項第三号、第十二号及び第十三号の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 前条第一項の確認(同項第一号に係るものに限る。)を受けた特定贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第三号、第十二号又は第十三号に規定する事実により当該認定を受けた場合は、同項第十二号及び第十三号については、第一種特別贈与認定中小企業者に限る。であつても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実により当該認定しないものとみなす。

二 前条第一項の確認(同項第二号に係るものに限る。)を受けた特定贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第十二号若しくは第十三号に規定する事実により当該認定を受けた場合は、第一種特別贈与認定中小企業者に限る。又は当該特定贈与認定中小企業者の第一種贈与雇用判定期間(当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。)の末日若しくは

4 都道府県知事は、第二項(前項の規定により準用される場合を含む。)の確認の申請を受けた場合において、第一項各号(前項の規定により準用される場合を含む。)のいずれかに該当することについて確認をしたときは様式第二十

は第一種臨時贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日において、当該第一種贈与雇用判定期間内若しくは当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準日における被災事業所の常時使用する従業員の数（合計を当該第一種贈与雇用判定期間内若しくは当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、法第十二条第一項の規定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時に係る常時使用する従業員の数に百分之八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時に係る常時使用する従業員の数（一人のときは、一人とする。以下この号において同じ。）を下回る数となつたことにより当該特定贈与認定中小企業者が第九条第二項第三号に規定する事実）に該当することとなつた場合（当該特定贈与認定中小企業者の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあつては、当該第一種贈与雇用判定期間の末日又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の当該第一種贈与報告基準日における当該事業所の常時使用する従業員の数（合計を当該第一種贈与雇用判定期間内又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時に係る当該事業所の常時使用する従業員の数に百分之八十を乗じて計算した数を下回らない数である場合に限る。）であつても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実）に該当しないものとみなす。

三 前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第二項第三号に規定する事実）に該当することとなつた場合であつても、各売上事業年度（第一種贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）にお

ける売上割合（当該特定贈与認定中小企業者の災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数（これを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額）に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額の割合をいう。以下次号及び次項において同じ。）の合計を第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までに終了する各売上事業年度の数で除して計算した割合（最初の売上事業年度終了の日が第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合）に規定する割合又は同項第六号の確認を受けた場合）に規定する割合（以下この号において「売上割合の平均値」という。）の次に掲げる場合の区分に応じた各雇用基準日（当該売上事業年度の翌事業年度中における第一種贈与報告基準日をいう。以下この号及び次項において同じ。）における雇用割合（当該特定贈与認定中小企業者の法第十二条第一項の確認（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時に係る常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数）の割合をいう。以下次号及び次項において同じ。）の合計を第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後である場合には、当該認定に係る贈与の時に係る常時使用する従業員の数に対する第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日における常時使用する従業員の数（割合）が次に定める割合以上であるときは、当該特定贈与認定中小企業者は、第一種贈与雇用判定期間の末日又は第一種臨時贈与雇用判定期間の

末日において、当該事実）に該当しないものとみなす。  
 イ 売上割合の平均値が百分の百以上の場合  
 合 百分の八十  
 ロ 売上割合の平均値が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十  
 ハ 売上割合の平均値が百分の七十未満の場合 百分の二十  
 四 前条第一項の確認（同項第五号及び第六号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が、災害等が発生した日以後に第九条第二項第二号又は第十三号に規定する事実）に該当することとなつた場合（第一種特別贈与認定中小企業者に限る。）であつても、売上割合の次に掲げる場合の区分に応じた雇用割合が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、雇用基準日の直前の第一種贈与報告基準日（当該雇用基準日が、災害等が発生した日以後最初に到来する雇用基準日である場合）にあつては、災害等が発生した日。次項において同じ。）の翌日から売上割合が災害等の発生後最初に百分の百以上と期間又は売上事業年度にある雇用基準日までの期間は、これらの事実）に該当しないものとみなす。  
 イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十  
 ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十  
 ハ 売上割合が百分の七十未満の場合 百分の二十  
 二 前条第一項の確認（同項第三号から第六号までに係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者は、売上事業年度に係る雇用基準日の翌日から三月を経過した後（雇用基準日が第一種贈与雇用判定期間終了日である場合は第一種贈与雇用判定期間の末日の翌日以後三年）とに区分した各期間の末日から二月を経過する日）までに、売上割合及び雇用割合を、様式第二十の十による報告書に次に掲げる書類（当該売上割合及び当該雇用割合を計算するために必要なものに限る。）を添付して、都道府県知事に報告しなければならない。  
 一 売上事業年度における損益計算書  
 二 当該雇用基準日における当該特定贈与認定中小企業者の従業員数証明書  
 三 前二号に掲げるもののほか、当該報告の参考となる書類

3 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十条及び第十一条の規定の適用については、第十条第一項及び第十一条第一項中「次に掲げる」とあるのは「次（第五号に掲げる事由を除く。）に掲げる」と、「風俗営業会社又は資産保有型会社」とあるのは「又は風俗営業会社」とする。ただし、当該特定贈与認定中小企業者が、前条第一項の確認（同項第五号又は第六号に係るものに限る。）を受けていた場合であつて第一項第四号の規定の適用がないときは、この限りでない。  
 4 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十二条の適用については、同条第二項中「一通」とあるのは、「一通、第十三条の第二第三項の確認書の写し」とする。  
 5 前各項の規定は、前条第一項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第九条第二項」とあるのは「第九条第三項」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第一種特別相続認定中小企業者」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第一種相続雇用判定期間」と、「若しくは第一種臨時贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）の末日において」とあるのは「において」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第一種相続報告基準日」と、「若しくは当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日」とあるのは「において」と、「又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「第一種贈与報告基準事業年度」とあるのは「第一種相続報告基準事業年度」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までに」とあるのは「までに」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日」とあるのは「の翌日」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日における」とあるのは「において」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日において」とあるのは「において」と、「第二項中「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第一種相続雇用判定期間」と、第三項中「第十条第一項及び第十一条第一項」とあるのは「第十条

第二項及び第十一條第二項」と、第四項中「同條第二項」とあるのは「同條第四項」と読み替えるものとする。

6 贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認(同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。)を受けた場合における第六條第一項第七号の規定の適用については、同号ロ中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。」(災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度を除く。)と、同号又中「下回らないこと」とあるのは「下回らないこと(当該第一種贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。)」とする。

7 贈与認定前中小企業者が前条第一項の確認(同項第三号及び第四号に係るものに限る。)を受けた場合における第六條第一項第七号の規定の適用については、同号又中「下回らないこと」とあるのは「下回らないこと(当該第一種贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。)」とする。

8 相統認定前中小企業者(災害等が発生した日前の相統に係る法第十二條第一項の認定(第六條第一項第八号の事由に係るものに限る。))を受けようとする中小企業者に限る。)が前条第一項の確認(同項第一号、第二号、第五号及び第六号に係るものに限る。)を受けた場合における第六條第一項第八号の規定の適用については、同号ロ中「開始の日以後」とあるのは「開始の日から災害等が発生した日の前日までの間」と、同号ハ中「各事業年度をいう。以下同じ。」とあるのは「各事業年度をいう。以下同じ。」(災害等が発生した日の属する事業年度以後の事業年度を除く。))と、同号リ中「下回らないこと」とあるのは「下回らないこと(当該第一種相統認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。)」とする。

9 相統認定前中小企業者(災害等が発生した日前の相統に係る法第十二條第一項の認定(第六條第一項第八号の事由に係るものに限る。))を受けようとする中小企業者に限る。)が前条第一項の確認(同項第三号及び第四号に係るものに限る。)を受けた場合における第六條第一項第八号の規定の適用については、同号リ中「下回らないこと」とあるのは「下回らないこと(当該第一種相統認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。)」とする。

10 (当該第一種相統認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。))とする。相統認定前中小企業者(災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間の相統に係る法第十二條第一項の認定(第六條第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。))を受けようとする中小企業者に限る。)が前条第一項の確認(第一号、第二号、第五号及び第六号に該当する場合に限る。)を受けた場合における第六條第一項第八号又は第十号の規定の適用については、同号中「次に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次(ロ、ハ、ト、チ)及びリに掲げる事由を除く。」に掲げるいずれにも該当する場合」とする。

11 相統認定前中小企業者(災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間の相統に係る法第十二條第一項の認定(第六條第一項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。))を受けようとする中小企業者に限る。)が前条第一項の確認(第三号及び第四号に係るものに限る。)を受けた場合における第六條第一項第八号又は第十号の規定の適用については、同号中「次に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次(リ)に掲げる事由を除く。」に掲げるいずれにも該当する場合」とする。

12 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第十三條第一項(同条第三項の規定により準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号(災害等が発生した日の直前の第一種贈与報告基準日又は第二種贈与報告基準日(最初の第一種贈与報告基準日又は第二種贈与報告基準日)が当該災害等が発生した日以後に到来する場合にあつては、当該第一種贈与報告基準日又は当該第二種贈与報告基準日)の翌日以後十年を経過する日までの期間に限り、第三号及び第四号に掲げる事由を除く。))とする。ただし、当該第一種特別贈与認定中小企業者等又は第二種特別贈与認定中小企業者等が、前条第一項の確認(第五号又は第六号に係るものに限る。))を受けていた場合であつて第一項第四号の規定の適用がないときは、この限りでない。

13 第一項(第三号を除く。))から第四項まで、第六項及び第十二項の規定は、特定特別贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合において準用する。この場合において第一項中

「第九條第二項第三号、第十二号及び第十三号の規定(同条第四項の規定により準用される場合を含む。))とあるのは「第九條第六項又は第八項の規定により読み替えられた同条第二項第十二号及び第十三号」と、「前条第一項の確認」とあるのは「前条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「(同項第十二号及び第十三号については、第一種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別贈与認定中小企業者に限る。))とあるのは「(第一種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別贈与認定中小企業者に限る。))と、「第一種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別贈与認定中小企業者に限る。」とあるのは「第一種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別贈与認定中小企業者」と、「売上割合の次に掲げる場合の区分」とあるのは「売上割合(当該特定特別贈与認定中小企業者の災害等直前事業年度(災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号において同じ。))における売上金額に当該売上事業年度(第一種贈与報告基準事業年度又は第二種贈与報告基準事業年度のうち、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いたもの)をいう。以下この号及び次項において同じ。))の次に掲げる場合の区分」と、「雇用基準日(売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日をいう。以下この号及び次項において同じ。))の直前」と、第二項中「同項第三号から第六号まで」とあるのは「同項第五号及び第六号」と、第三項中「第十條第一項(同条第三項の規定により準用される場合を含む。))及び第十一條第一項(同条第三項の規定により準用される場合を含む。))とあるのは「第十條第五項又は第七項の規定により読み替えられた同条第一項及び第十一條第五項又は第七項の規定により読み替えられた同条第一項」と、第四項中「同条第二項」とあるのは「同条第十七項又は第二十項の規定により読み替えられた同条第二項」と、第六項中「贈与認定前中小企業者」とあるのは「特別贈与認定前中小企業者」と、「第六條第一項第七号及び第九号」とあるのは「第六條第一項第十一号及び

第十三号」と、「と、同号又中「下回らないこと」とあるのは「下回らないこと(当該贈与認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。))とする。」とあるのは「とすると、第十二項中「第十三條第一項の規定(同条第三項の規定により準用される場合を含む。))とあるのは「第十三條第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定」と読み替えるものとする。

14 第五項、第八項及び第十項の規定は、特定特別贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合において準用する。この場合において第五項中「前各項の規定」とあるのは「前各項の規定(第一項第三号を除く。))と、「第九條第三項」とあるのは「第九條第七項又は第九項の規定により読み替えられた同条第三項」と、第八項中「第六條第一項第八号又は第十号」とあるのは「第六條第一項第十二号及び第十四号」と、「と、同号リ中「下回らないこと」とあるのは「下回らないこと(当該相統認定申請基準日が災害等が発生した日以後である場合を除く。))とする」とあるのは「と」と、「第十項中「第六條第一項第八号又は第十号」とあるのは「第六條第一項第十二号又は第十四号」と、「次(ロ、ハ、ト(3)及びリ)に掲げる事由を除く。」に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次(ロ、ハ及びト(2))に掲げる事由を除く。」に掲げるいずれにも該当する場合」と読み替えるものとする。

15 前条の規定並びにこの条及び次条の規定は、租税特別措置法第七十條の六の八第六項の承認を受けた第一種贈与認定個人事業者であつた者若しくは第二種贈与認定個人事業者であつた者に係る特別受贈事業用資産とみなされた株式等に係る会社又は同法第七十條の六の十第六項の承認を受けた第一種相統認定個人事業者であつた者(第九條第十五項の規定により当該認定が取り消された者を除く。))若しくは第十二種相統認定個人事業者であつた者(第九條第十七項の規定により当該認定が取り消された者を除く。))に係る同法第七十條の六の十第六項の特例事業用資産とみなされた株式等に係る会社若しくは、前条第一項各号に掲げる事由に該当することとなつた場合について準用する。

(合併又は株式交換等があつた場合における常時使用する従業員の数及び売上金額)  
第十三條の四 第十三條の二第一項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者が合併により消滅し

前 条 第 一 項 第 二 号

<p>た場合において、吸収合併存続会社等が第十條第一項ただし書の規定により第一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>	<p>当該事業所の常時使用する従業員の数に、当該第一種贈与期間内又は当該第一種臨時贈与期間内に存する当該第一種贈与報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時における当該事業所の常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合においては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から第一種贈与期間又は第一種臨時贈与期間の末日までの期間内に存する第一種贈与報告基準日の数を乗じて計算した数を、新設合併の場合にあっては新設合併消滅会社の新設合併設立会社の成立の日直前における常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から第一種贈与期間又は第一種臨時贈与期間の末日までの期間内又は第一種臨時贈与期間の末日までの期間内に存する第一種贈与報告基準日の数を乗じてこれを第一種贈与期間内又は第一種臨時贈与期間内に存する第一種贈与報告基準日の数を乗じて計算した数を、それぞれ加えた数</p>
--	--

前 条 第 一 項 第 三 号

<p>災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額を、それぞれ加えた金額</p>	<p>災害等直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額を、それぞれ加えた金額</p>
---	---

2

<p>場合にあつては当該売上事業年度が新設合併消滅会社の新設合併設立会社の成立の日の属する事業年度又は当該事業年度の直前の事業年度であるときは当該特定贈与認定中小企業者及び新設合併消滅会社の当該売上事業年度における売上金額</p>	<p>贈与の際における常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から第一種贈与期間又は第一種臨時贈与期間の末日又は第一種臨時贈与期間の末日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数に對する当該特定贈与認定中小企業者の</p>
---	--

第十三条の二第一項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者が株式交換又は株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合において、株式交換完全親会社等が第十一條第一項の規定により第一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

前 条 第 一 項 第 二 号

<p>被災事業所の常時使用する従業員の数</p>	<p>被災事業所の当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数</p>
--------------------------	--

当該特定贈与認定中小企業者及び被災事業年度の直前事業年度（災害等が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の



<p>する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額</p>	<p>の月数を乗じてこれを当該災害等直前事業年度の月数で除して計算した金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該株式交換効力発生日等の属する事業年度の直前の事業年度における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該株式交換効力発生日等の属する事業年度の月数で除して計算した金額を加えた金額</p>
<p>当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の当該売上事業年度における売上金額</p>	<p>当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の当該売上事業年度における売上金額</p>
<p>当該特定贈与認定中小企業者の法定第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に對する当該特定贈与認定中小企業者の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数の</p>	<p>法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時における株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に對する当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に對する当該特定贈与認定中小企業者の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数の</p>

3 前二項の規定は、第十三条の二第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第一種特別相続認定中小企業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「第一種相続用判定期間」とあるのは「第一種相続用判定期間」と、「又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「第一種贈与報告基準日」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する」とあるのは「一に存する」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「一に存する」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日まで」とあるのは「一まで」と、前項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第二項」と、「第一種特別贈与認定中小企業者」とあるのは「第一種特別相続認定中小企業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第一種相続用判定期間」と、「又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「一に存する」と、「又は第一種臨時贈与報告基準日」とあるのは「第一種相続報告基準日」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する」とあるのは「一に存する」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「一に存する」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「第六条第一項第八号」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日まで」とあるのは「一まで」と読み替えるものとする。

(法第十三条第二項の経済産業省令で定める資金)

第十四条 法第十三条第二項の経済産業省令で定める資金は、認定中小企業者、第一種特別贈与

認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者及び第二種特別相続認定中小企業者（以下「認定中小企業者等」という。）の事業活動の継続に必要な資金であつて、次に掲げるものとする。

- 一 当該認定中小企業者等以外の者が有する株式等又は事業資産等を、当該認定中小企業者等の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金
- 二 当該認定中小企業者等の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡に起因する経営の承継に伴い、次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したことに伴い、経営を承継した代表者が負担した債務を支払うために必要な資金
- 三 当該認定中小企業者等の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡又は退任に起因して、当該経営を承継した代表者が、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該認定中小企業者等の株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付するための資金
- 四 前各号に掲げるもののほか、当該認定中小企業者等の事業活動の継続に特に必要な資金

(法第十四条の経済産業省令で定める資金)

第十五条 法第十四条第一項の経済産業省令で定める資金は、認定中小企業者等の事業活動の継続に必要な資金であつて、次に掲げるものとする。

- 一 当該認定中小企業者等の代表者が相続により承継した債務であつて当該認定中小企業者等の事業用資産等を担保とする借入れに係るものの弁済資金
- 二 当該認定中小企業者等以外の者が有する株式等又は事業用資産等を、当該認定中小企業者等の代表者（代表者であつた者を含む。）

の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金

- 三 当該認定中小企業者等の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡に起因する経営の承継に伴い、次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したことに伴い、経営を承継した代表者が負担した債務を支払うために必要な資金
- 四 当該認定中小企業者等の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡又は退任に起因して、当該経営を承継した代表者が、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該認定中小企業者等の株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付するための資金
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該認定中小企業者等の事業活動の継続に特に必要な資金

法第十四条第二項の経済産業省令で定める資金は、法第十二条第一項の認定を受けた事業を営んでいる個人が必要とする資金であつて、次に掲げるものとする。

- 一 他の中小企業者が有する事業用資産等を取引するために必要な資金
- 二 他の中小企業者（会社に限る。）の株式等（当該株式等を取引することにより、当該事業を営んでいない個人が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。）を取得するために必要な資金

(法第十五条第二項の経済産業省令で定める事項)

第十五条の二 法第十五条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第九十七条第一項の株式（以下この条において「特例対象株式」という。）の競売又は売却をする旨
- 二 特例対象株式の株主として株主名簿に記載又は記録がされた者の氏名又は名称及び住所

三 特例対象株式の数（種類株式発行会社にあつては、特例対象株式の種類及び種類ごとの数）

四 特例対象株式につき株券が発行されているときは、当該株券の番号

（法第十六条第一項の経済産業省令で定める要件）

第十六条 法第十六条第一項の経済産業省令で定める要件は、次に掲げる中小企業者の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一 当該中小企業者の経営を確実に承継するための具体的な計画（「特例承継計画」という。第二十条において同じ。）について、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた中小企業者であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 当該中小企業者が会社であること。

ロ 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「特例後継者」という。）がいること。

(1) 当該中小企業者の代表者（代表者であつた者を含む。）が死亡又は退任した場合における新たな代表者の候補者であつて、当該代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により当該代表者が有する当該中小企業者の株式等を取得することが見込まれるもの

(2) 当該中小企業者の代表者であつて、当該中小企業者の他の代表者（代表者であつた者を含む。）から相続若しくは遺贈又は贈与により当該中小企業者の株式等

を取得することが見込まれるもの  
ハ 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（以下「特例代表者」という。）がいること。

(1) 当該中小企業者の代表者（ロ（一）の代表者又は（二）の他の代表者に限り、代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）

(2) 当該中小企業者の代表者であつた者  
ニ 特例代表者が有する当該中小企業者の株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営に関する具体的な計画を有していること。

ホ 当該中小企業者の特例後継者が当該中小企業者の特例代表者から株式等を承継した後五年間の経営に関する具体的な計画を有していること。

二 第一号に掲げる中小企業者及び第三号に掲げる個人である中小企業者以外の中小企業者であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 当該中小企業者が会社であること。

ロ 当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

ハ 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「特定後継者」という。）がいること。

(1) 当該中小企業者の代表者（代表者であつた者を含む。）が死亡又は退任した場合における新たな代表者の候補者であつて、当該代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により当該代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等

を取得することが見込まれるもの

(2) 当該中小企業者の代表者であつて、当該中小企業者の他の代表者（代表者であつた者を含む。）から相続若しくは遺贈又は贈与により当該中小企業者の株式等及び事業用資産等

を取得することが見込まれるもの  
ニ 当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（以下「特定代表者」という。）がいること。

(1) 当該中小企業者の代表者（ハ（一）の代表者又はハ（二）の他の代表者に限り、代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げるいずれにも該当するもの

(i) 当該代表者が、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の特定後継者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(ii) 当該代表者が、代表者である時ににおいて、当該代表者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがあること。

(2) 当該中小企業者の代表者であつた者であつて、次に掲げるいずれにも該当するもの

(i) 当該代表者であつた者が、当該代表者であつた者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者であつた者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の特定後継者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。

(ii) 当該代表者であつた者が、代表者であつた時ににおいて、当該代表者であつた者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者であつた者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の特定後継者を除く。）が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがあること。

ホ 特定代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等について、特定後継者が支障なく取得するための具体的な計画を有していること。  
ヘ 当該中小企業者に、特定後継者の相続が開始した場合に、新たに特定後継者となることを見込まれる者（当該中小企業者が定めた一人に限る。以下同じ。）がいること。  
ト イからヘまでに掲げる要件のほか、中小企業者が都道府県知事の指導及び助言を必要としていること。

三 他の個人である中小企業者（以下「先代事業者」という。）の事業を確実に承継するた

めの具体的な計画（「個人事業承継計画」という。）について、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた個人である中小企業者（事業を営んでいない個人を含む。次条から第十九条までにおいて同じ。）であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 当該先代事業者が死亡等した場合に当該先代事業者が営んでいた事業を承継する候補者（以下「個人事業承継者」という。）であつて、当該先代事業者から相続若しくは遺贈又は贈与により当該先代事業者が有する特定事業用資産を取得することが見込まれる者

ロ 当該先代事業者が自己の事業を個人事業承継者が承継するまでの期間における経営に関する具体的な計画を有していること。

ハ 当該先代事業者の経営を個人事業承継者が承継した後の経営に関する具体的な計画を有していること。

（指導及び助言に係る都道府県知事の確認）  
第十七条 中小企業者は、次の各号に該当することができ、都道府県知事の確認を受けることができる。

一 前条第一号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

二 前条第二号イからホまでに掲げる要件（同号への新たに特定後継者となること）が見込まれる者がいる場合にあっては、同号イからホまでに掲げる要件のいずれにも該当すること。

三 前条第三号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

2 前項の確認（前項第一号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者は、令和八年三月三十一日までに、様式第二十一による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 登記事項証明書（確認申請日（前項の確認を申請する日）をいう。以下同じ。）の前三月以内に作成されたものに限り、特例代表者が確認申請日において当該中小企業者の代表者でない場合にあっては当該特例代表者が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、前項の確認の参考となる書類

3 第一項の確認(同項第二号の事由に係るものに限る。)を受けようとする中小企業者は、様式第二十一の二による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 確認申請日における当該中小企業者の定款の写し

二 確認申請日及び特定代表者が代表者であった時における当該中小企業者(当該特定代表者に係る同族関係者である会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この号において同じ。)の株主名簿の写し(当該中小企業者が持分会社である場合にあっては、当該特定代表者が代表者であった時における当該中小企業者の定款の写し)

三 登記事項証明書(確認申請日の前三月以内に作成されたもの)に限り、特定代表者が確認申請日において当該中小企業者の代表者でない場合にあつては当該特定代表者が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含まむ。

四 確認申請日において当該中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

五 特定代表者及びその親族(当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。)の戸籍謄本等又は特定代表者の法定相続権一覧図

六 特定後継者が、特定代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等を支障なく取得するための具体的な計画に関する書類

七 当該中小企業者が特定後継者(前条第二号への新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合にあっては、当該新たに特定後継者となることが見込まれる者を含む。)を定めたことを証する書類

八 前各号に掲げるもののほか、第一項の確認の参考となる書類

4 第一項の確認(同項第三号の事由に係るものに限る。)を受けようとする個人である中小企業者は、令和八年三月三十一日までに、様式第二十一の三による申請書に、当該申請書の写し一通、第十七条第一項第三号の確認を受ける日の属する年の前年における先代事業者の青色申告書、所得税法第四十九条の規定により青色申告書に添付する貸借対照表及び損益計算書その他の明細書の写し及び第一項の確認の参考となる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

5 都道府県知事は、前三項の申請を受けた場合において、第一項の確認をしたときは、様式第二十二による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは、様式第二十三により申請者である中小企業者(事業を営んでいない個人を含む。次項において同じ。)に対して通知しなければならない。

6 経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認書の交付を受けた中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

**第十八条 (変更の確認)**

前条第一項第一号の確認を受けた中小企業者は、特例後継者(第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者及び第二種特例経営承継相続人である特例後継者を除く。)を変更しようとするときは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け、かつ、都道府県知事の確認を受けなければならない。

2 前条第一項第一号の確認を受けた中小企業者は、第十六条第一号二又はホの具体的な計画を変更しようとする場合において、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けたときは、都道府県知事の確認を受けることができる。

3 前条第一項第二号の確認を受けた中小企業者は、特定後継者又は第十六条第二号への新たに特定後継者となることが見込まれる者を変更しようとするときは、都道府県知事の確認を受けなければならない。ただし、特定後継者を変更しようとする場合にあっては、当該特定後継者に係る特定代表者の相続の開始の日以後は当該確認を受けることができない。

4 前条第一項第二号の確認を受けた中小企業者は、第十六条第二号ホの具体的な計画を変更しようとするときは、都道府県知事の確認を受けることができる。

5 前条第二項の規定は、第一項及び第二項の申請について準用する。この場合において、前条第二項中「令和八年三月三十一日までに、様式第二十一による申請書に」とあるのは、「様式第二十四による申請書に」と読み替えるものとする。

6 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の申請について準用する。この場合において、前条

第三項中「様式第二十一の二」とあるのは、「様式第二十四の二」と読み替えるものとする。

7 前条第一項第三号の確認を受けた個人事業承継者(法第十二条第一項の認定(第六条第十六項第七号から第十号までの事由に係るものに限る。))を受けた個人事業承継者を除く。)を変更しようとするときは、新たに個人事業承継者となる個人である中小企業者が認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け、かつ、都道府県知事の確認を受けなければならない。

8 前条第一項第三号の確認を受けた個人である中小企業者は、第十六条第三号ロ又はハの具体的な計画を変更しようとする場合において、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けたときは、都道府県知事の確認を受けることができる。

9 前条第四項の規定は、第七項及び第八項の申請について準用する。この場合において、前条第四項中「令和八年三月三十一日までに、様式第二十一の三による申請書に」とあるのは「様式第二十四の三による申請書に」と読み替えるものとする。

10 都道府県知事は、第一項から第四項まで、第七項又は第八項の申請を受けた場合において、それぞれに定める確認をしたときは、様式第二十二による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは、様式第二十三により申請者である中小企業者(事業を営んでいない個人を含む。次項において同じ。)に対して通知しなければならない。

11 経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認書の交付を受けた中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

**(合併等があつた場合の確認の承継)**

第十八条の二 第十七条第一項第一号の確認を受けた中小企業者が、合併により消滅をした場合又は株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合には、当該確認は、その効力を失う。ただし、吸収合併存続会社等又は株式交換完全親会社等が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該吸収合併存続会社等又は当該株式交換完全親会社等が当該確認を受けた中小企業者であるものとみなす。

一 第十七条第一項第一号の確認を受けた中小企業者の特例代表者が当該吸収合併存続会社

等又は当該株式交換完全親会社等の特例代表者であること。

二 当該吸収合併存続会社等又は当該株式交換完全親会社等が中小企業者であること。

三 当該吸収合併存続会社等又は当該株式交換完全親会社等に、特例後継者がいること。

四 特例代表者が有する当該吸収合併存続会社等又は当該株式交換完全親会社等の株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営に関する具体的な計画を有していること。

五 当該吸収合併存続会社等又は当該株式交換完全親会社等の特例後継者が当該吸収合併存続会社等又は当該株式交換完全親会社等の特例代表者から株式等を承継した後五年間の経営に関する具体的な計画を有していること。

2 前項の吸収合併存続会社等又は株式交換完全親会社等は、都道府県知事に対し、合併効力発生日等又は株式交換効力発生日等の後、遅滞なく、同項に該当する旨を報告しなければならない。この場合において、当該吸収合併存続会社等又は当該株式交換完全親会社等は、様式第二十四の四による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一 吸収合併契約書若しくは新設合併契約書の写し又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し

二 当該合併効力発生日等の後の当該吸収合併存続会社等又は当該株式交換効力発生日等の後の当該株式交換完全親会社等の登記事項証明書

三 前二号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類

3 都道府県知事は、前項の報告を受けた場合において、第一項各号に該当することを確認したときは、様式第二十二による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは、様式第二十三により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

4 経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認書の交付を受けた中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

(確認の取消し等)

第十九条 都道府県知事は、第十七条第一項第一号又は第二号の確認(第十八条第一項から第四

項までの規定による変更の確認又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があった場合にあつては、変更又は報告後の確認。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。

一 第十七条第一項の確認を受けた中小企業者の当該確認に係る特例後継者又は特定後継者の相続が開始したとき（第十六条第二号への新たに特定後継者となることが見込まれる者がいることについて、第十七条第一項第二号の確認を受けた場合を除く。）。

二 偽りその他不正の手段により第十七条第一項の確認を受けたことが判明するに至つたとき。

三 第三項の申請があつたとき。

2 都道府県知事は、第十七条第一項第三号の確認（第十八条第七項又は第八項の変更があつた場合にあつては、変更後の確認。以下この条において同じ。）を受けた個人である中小企業者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。

一 第十七条第一項の確認を受けた個人事業承継者の相続が開始したとき。

二 偽りその他不正の手段により第十七条第一項の確認を受けたことが判明するに至つたとき。

三 次項の申請があつたとき。

3 第十七条第一項の確認の取消しを受けようとするときは、同項の確認を受けた中小企業者（事業を営んでいない個人を含む。次項及び第五項において同じ。）は、様式第二十五による申請書に、当該申請書の写し一通を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により確認を取り消したときは、様式第二十六により当該確認を受けた中小企業者にその旨を通知しなければならない。

5 経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により通知された中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

（特例承継計画に係る報告）

第二十条 第一種特例贈与認定中小企業者は、当該認定に係る有効期限内において、当該認定に係る有効期限内に存する当該第一種特例贈与認定中小企業者の第一種特例贈与報告基準日におけるそれぞれの常時使用する従業員の数（当該報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時に存する常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時に存する常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）を下回る数となつた場合は、その下回る数となつた理由について都道府県知事の確認を受けなければならない。）。

2 第一種特例相続認定中小企業者は、当該認定に係る有効期限内において、当該認定に係る有効期間内に存する当該第一種特例相続認定中小企業者の第一種特例相続報告基準日におけるそれぞれの常時使用する従業員の数（当該有効期間内に存する当該第一種特例相続報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る相続の開始の時に存する常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該相続の開始の時に存する常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）を下回る数となつた場合は、その下回る数となつた理由について都道府県知事の確認を受けなければならない。）。

2 第一種特例贈与認定中小企業者は、当該認定に係る有効期限内に存する当該第一種特例贈与認定中小企業者の第一種特例贈与報告基準日におけるそれぞれの常時使用する従業員の数（当該報告基準日の数で除して計算した数が、当該認定に係る贈与の時に存する常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時に存する常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）を下回る数となつた場合は、その下回る数となつた理由について都道府県知事の確認を受けなければならない。）。

3 前二項の確認を受けようとする第一種特例贈与認定中小企業者又は第一種特例相続認定中小企業者は、当該認定に係る有効期限の翌日から四月を経過する日までに、様式第二十七による報告書（前二項の下回る数となつた理由について認定経営革新等支援機関の所見の記載があり、当該理由が経営状況の悪化である場合又は当該認定経営革新等支援機関が正当なものと認められないと判断したものである場合には、当該認定経営革新等支援機関による経営力向上に係る指導及び助言を受けた旨が記載されているものに限る。）に、当該報告書の写し一通を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

4 吸収合併存続会社等が第十条第五項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定により第一種特例贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における第一項の規定の適用については、「贈与の時における常時使用する従業員の数」とあるのは、「贈与の時における常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあつては当該第一種特例贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、第一種合併前特例贈与認定中小企業者（第十条第五項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特例相続認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前に存する常時使用する従業員の数に当該第一種特例相続認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいい、第一種合併前特例相続認定中小企業者（第十条第六項の規定による読み替えられた同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特例相続認定中小企業者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の吸収合併がその効力を生ずる日の直前に存する常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から当該認定の有効期間内に存する第一種特例相続報告基準日の数を乗じてこれを当該認定の有効期間内に計算する第一種特例相続報告基準日の数で除して計算した

8 第一項、第三項、第四項及び第六項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が第一種特例経営承継贈与を受けた者に限る。以下この項において同じ。）及び第二種特例相続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が第一種特例経営承継贈与を受けた者に限る。以下この項において同じ。）について準用する。この場合において、第一項中「有効期限」とあるのは、「第一種特例経営承継贈与に係る認定の有効期限」と、「当該認定に係る有効期間」とあるのは、「当該第一種特例経営承継贈与に係る認定の有効期間」と、「当該第一種特例贈与認定中小企業者の第一種特例贈与報告基準日」とあるのは、「第一種特例贈与報告基準日」と、「贈与の時」とあるのは、「第一種特例経営承継贈与の時」と、第三項中「当該認定に係る有効期限」とあるのは、「前二項に規定する

数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、第一種合併前特例相続認定中小企業者を除く。）の新設合併設立会社の成立の日の直前に存する常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から当該認定の有効期間内に存する第一種特例相続報告基準日の数を乗じてこれを当該認定の有効期間内に存する第一種特例相続報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数」と読み替えるものとする。

6 株式交換完全親会社等が第十一条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により第一種特例贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における第一項の規定の適用については、「常時使用する従業員の数」とあるのは、「当該第一種特例贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数」と読み替えるものとする。

7 株式交換完全親会社等が第十一条第六項の規定により読み替えられた同条第二項の規定により第一種特例相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における第二項の規定の適用については、「常時使用する従業員の数」とあるのは、「当該第一種特例相続認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数」と読み替えるものとする。

8 第一項、第三項、第四項及び第六項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が第一種特例経営承継贈与を受けた者に限る。以下この項において同じ。）及び第二種特例相続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が第一種特例経営承継贈与を受けた者に限る。以下この項において同じ。）について準用する。この場合において、第一項中「有効期限」とあるのは、「第一種特例経営承継贈与に係る認定の有効期限」と、「当該認定に係る有効期間」とあるのは、「当該第一種特例経営承継贈与に係る認定の有効期間」と、「当該第一種特例贈与認定中小企業者の第一種特例贈与報告基準日」とあるのは、「第一種特例贈与報告基準日」と、「贈与の時」とあるのは、「第一種特例経営承継贈与の時」と、第三項中「当該認定に係る有効期限」とあるのは、「前二項に規定する

数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、第一種合併前特例相続認定中小企業者を除く。）の新設合併設立会社の成立の日の直前に存する常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から当該認定の有効期間内に存する第一種特例相続報告基準日の数を乗じてこれを当該認定の有効期間内に存する第一種特例相続報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数」と読み替えるものとする。

6 株式交換完全親会社等が第十一条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により第一種特例贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における第一項の規定の適用については、「常時使用する従業員の数」とあるのは、「当該第一種特例贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数」と読み替えるものとする。

7 株式交換完全親会社等が第十一条第六項の規定により読み替えられた同条第二項の規定により第一種特例相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における第二項の規定の適用については、「常時使用する従業員の数」とあるのは、「当該第一種特例相続認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数」と読み替えるものとする。

8 第一項、第三項、第四項及び第六項の規定は、第二種特例贈与認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が第一種特例経営承継贈与を受けた者に限る。以下この項において同じ。）及び第二種特例相続認定中小企業者（当該認定に係る第二種特例経営承継受贈者が第一種特例経営承継贈与を受けた者に限る。以下この項において同じ。）について準用する。この場合において、第一項中「有効期限」とあるのは、「第一種特例経営承継贈与に係る認定の有効期限」と、「当該認定に係る有効期間」とあるのは、「当該第一種特例経営承継贈与に係る認定の有効期間」と、「当該第一種特例贈与認定中小企業者の第一種特例贈与報告基準日」とあるのは、「第一種特例贈与報告基準日」と、「贈与の時」とあるのは、「第一種特例経営承継贈与の時」と、第三項中「当該認定に係る有効期限」とあるのは、「前二項に規定する

数を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいい、第一種合併前特例相続認定中小企業者を除く。）の新設合併設立会社の成立の日の直前に存する常時使用する従業員の数に当該新設合併設立会社の成立の日から当該認定の有効期間内に存する第一種特例相続報告基準日の数を乗じてこれを当該認定の有効期間内に存する第一種特例相続報告基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数」と読み替えるものとする。

6 株式交換完全親会社等が第十一条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により第一種特例贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされた場合における第一項の規定の適用については、「常時使用する従業員の数」とあるのは、「当該第一種特例贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数」と読み替えるものとする。



三項中「当該認定に係る」とあるのは「前二項に規定する最初の認定に係る」と、第五項中「第六項」とあるのは「第七項又は第八項」と、「相続の開始の時」とあるのは「当該最初の認定に係る第二種特例経営承継相続の開始の時」と、「第一種合併前特例相続認定中小企業者（第十条第六項の規定により読み替えられた同条第二項ただし書の規定による地位の承継前の第一種特例相続認定中小企業者」とあるのは「第二種合併前特例贈与認定中小企業者（第十条第七項の規定により読み替えられた同条第一項ただし書の規定による地位の承継前の第二種特例贈与認定中小企業者」と、**（一）**を除く」とあるのは、**（二）**及び**（三）**を除く」とある。以下この条において同じを「除く」とし、「当該認定の有効期間内」とあるのは、「当該最初の認定の有効期間内」と、「第一種特例相続報告基準日」とあるのは、「第二種特例相続報告基準日」と、「第一種合併前特例相続認定中小企業者を除く」とあるのは、「第二種合併前特例贈与認定中小企業者及び第二種合併前特例相続認定中小企業者を除く」と、「第七項中「第六項」とあるのは「第七項又は第八項」と読み替えるものとする。

14 都道府県知事は、第一項又は第二項（第八項から第十三項までの規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合において、第一項又は第二項の確認をしたときは、様式第二十八による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは、様式第二十九により申請者である第一種特例贈与認定中小企業者又は第一種特例相続認定中小企業者に対して通知しなければならない。

15 経済産業大臣は、第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認の交付を受けた又は前項の規定により通知された第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

（提出期限後の申請又は報告）

**第二十一条** 第七条第二項（同条第四項の規定により準用する場合を含む。）、第三項（同条第五項の規定により準用する場合を含む。）、第六項（同条第八項の規定により準用する場合を含む。）、第七項（同条第九項の規定により準用する場合を含む。）、第十項（同条第十二項の規定により準用する場合を含む。）、第十三項の規定により準用する場合を含む。）、第十三条第二項（同条第三項から第五項までの規定により準用する場合を含む。）、第七項（同条第八項の規定により準用する場合を含む。）、第十項（同条第十一項の規定により準用する場合を含む。）、第十三条の二第二項（同条第三項の規定により準用する場合を含む。）、第十七条第二項若しくは第四項に規定する申請書又は第十二条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項から第十一項（同条第十四項から第三十項までの規定により準用する場合を含む。）、第三十二項（同条第三十五項の規定により準用する場合を含む。）、第三十四項（同条第三十六項の規定により準用する場合を含む。）、若しくは第十三条の三第二項（同条第五項及び第十三項の規定により準用する場合を含む。）に規定する報告書が当該各所に規定する提出期限までに提出されなかった場合においても、都道府県知事が当該提出期限内に提出されなかったことについて提出者の責めに帰することができないやむを得ない事情があると認める場合において、当該事情がやんだ後遅滞なく当該申請書又は当該報告書及び当該事情の詳細を記載した書類が提出されたときは、当該申請書又は当該報告書が当該提出期限内に提出されたものとみなす。

14 都道府県知事は、第一項又は第二項（第八項から第十三項までの規定により準用される場合を含む。）の報告を受けた場合において、第一項又は第二項の確認をしたときは、様式第二十八による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは、様式第二十九により申請者である第一種特例贈与認定中小企業者又は第一種特例相続認定中小企業者に対して通知しなければならない。

15 経済産業大臣は、第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認の交付を受けた又は前項の規定により通知された第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

（に限る。）を受けようとするときは、当該中小企業者が次に掲げるいずれかに該当する旨を証する書類を経済産業大臣に提出したときに限り、当該中小企業者は新規規則第十五条第一号から第五号までに掲げる要件に該当することについて新規規則第十六条第一項の確認を受けた者として、当該代表者は当該中小企業者に係る特定後継者とみなす。

一 当該代表者が、その被相続人の相続の開始の日前に、当該中小企業者の役員に就任していたこと。

二 当該代表者が、その被相続人の相続の開始の日前に、当該被相続人から当該中小企業者の株式等又は事業用資産等の贈与を受けていたこと。

三 前二号に掲げるもののほか、当該被相続人の相続の開始の日前に当該中小企業者において、当該代表者に対して経営の承継に係る計画的な取組が行われていたと認められること。

2 前項の書類を提出する際に、併せて、前項の規定により特定後継者とみなされた代表者又はその被相続人の親族のうち一人が当該代表者又はその相続が開始した場合に新たに特定後継者となることが見込まれる者である旨の書類を提出したときは、当該中小企業者は新規規則第十五条第一号から第六号までに掲げる要件に該当することについて新規規則第十六条第一項の確認を受けた者と、当該親族は当該中小企業者に係る新たに特定後継者となることが見込まれる者とみなす。

**第三条** この省令の施行前にされたこの省令による改正前の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第六条第二項第一号から第六号までの事由に係る法第十二条第一項の認定及びその申請については、なお従前の例による。

2 この省令の施行前にされた旧規則第六条第一項第七号及び第八号並びに第三項各号の事由に係る法第十二条第一項の認定及びその申請については、この省令の施行後は、それぞれ新規規則第六条第一項第八号及び第九号並びに第六項各号の事由に係る法第十二条第一項の認定及びその申請とみなす。

**第四条** 平成二十一年三月三十一日までに中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を贈与により取得した場合であって、当該株式等が選択特定受贈同族会社株式等（所得税法第十三号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第六十四条第二項に規定する選択特定受贈同族会社株式等をいう。以下同じ。）又は選択特定同族株式等（同条第七項に規定する選択特定同族株式等をいう。以下同じ。）であるときにおける新規規則第六条第一項第八号の規定の適用については、当該株式等を当該代表者の被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等とみなす。

**第五条** 平成二十一年三月三十一日までに中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を贈与により取得した場合であって、当該株式等が選択特定受贈同族会社株式等又は選択特定同族株式等であるときにおける新規規則第六条第一項第八号の規定の適用については、同号ト（六）中「当該被相続人が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権」とあるのは、「当該被相続人が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権（当該被相続人がその相続の開始前に経営承継相続人となる者に対して贈与をした選択特定受贈同族会社株式等（所得税法第十三号）一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十四条第二項に規定する選択特定受贈同族会社株式等をいう。）又は選択特定同族株式等（同条第七項に規定する選択特定同族株式等をいう。）のうち当該経営承継相続人となる者が引き続き有しているものに係る議決権を含む。」と読み替えるものとする。

**第六条** 平成二十一年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、経営承継相続人の被相続人の相続が開始した場合にあつては、新規規則第七条第三項、第八条第三項並びに第十二条第三項及び第七項の相続税申告期限については、所得税法等改正法附則第六十五条第一項及び第二項の規定によるものとする。この場合において、新規規則第六条中「五月を経過する日」とあるのは「五月を経過する日又は平成二十一年九月一日のいずれか遅い日」と、同条及び第七条第三項中「八月を経過する日」とあるのは「八月を経過する日又は平成二十一年十二月一日のいずれか遅い日」と読み替えるものとする。

**第七条** この省令の施行前にされた旧規則第十五条の確認及び旧規則第十六条第一項又は第二項の変更の確認並びにこれらの申請については、この省令の施行後は、新規規則第十六条の確認及

び新規則第十七条第一項又は第二項の変更の確  
認並びにこれらの申請とみなす。

**第八条** 平成二十一年三月三十一日までに中小企  
業者の特定後継者が当該中小企業者の株式等を  
贈与により取得した場合であつて、当該株式等  
が選択特定受贈同族会社株式等又は選択特定同  
族株式等であるときにおける新規則第十五条第  
一項第四号の規定の適用については、同号イ  
(一)中「当該代表者が有する当該中小企業者  
の株式等に係る議決権」とあるのは「当該代表  
者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決  
権(当該代表者が当該中小企業者の特定後継者  
に対して贈与をした選択特定受贈同族会社株式  
等(所得税法等の一部を改正する法律(平成二  
十一年法律第十三号)附則第六十四条第二項に  
規定する選択特定受贈同族会社株式等をいう。  
以下同じ。))又は選択特定同族株式等(同条第  
七項に規定する選択特定同族株式等をいう。以  
下同じ。))のうち当該特定後継者が引き続き有  
しているものに係る議決権を含む。」と、同号  
ロ(一)中「当該代表者が有する当該中小企  
業者の株式等に係る議決権」とあるのは「当該  
代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る  
議決権(当該代表者が当該中小企業者の特定後  
継者に対して贈与をした選択特定受贈同族会社  
株式等又は選択特定同族株式等のうち当該特  
定後継者が引き続き有しているものに係る議決  
権を含む。)」と読み替へるものとする。

**附則(平成二十一年二月四日経済産  
業省令第六七号)**  
この省令は、農地法等の一部を改正する法律  
の施行の日(平成二十一年十二月十五日)から  
施行する。

**附則(平成二十二年三月三十一日経済産  
業省令第一七号)**  
この省令は、平成二十二年四月一日から  
施行する。

**附則(平成二十二年六月三〇日経済産  
業省令第三六号)**  
この省令は、公布の日から施行する。

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
(施行期日)  
(経過措置)

**第二条** この省令の施行前に次の各号に掲げる事  
由があつた場合であつてこの省令の施行後に当  
該事由に係る法第十二条第一項の認定(当該各  
号に定める事由に係るものに限る。)の申請が  
されたときにおける同項の認定については、な  
お従前の例による。

一 贈与 この省令による改正前の中小企業に  
おける経営の承継の円滑化に関する法律施行

規則(以下「旧規則」という。)第六条第一  
項第七号の事由

二 相続 旧規則第六号第一項第八号の事由  
2 この省令の施行前にされた法第十二条第一  
項の認定の申請であつてこの省令の施行の際認定  
をするかどうかの処分がされていないものに係  
る同項の認定については、なお従前の例によ  
る。

**第三条** この省令の施行前にされた法第十二条第  
一項の認定及び前条第一項又は第二項の規定に  
よりなお従前の例によりされた認定(以下「旧  
認定」と総称する。)に係る旧規則第八号第一  
項から第三項までの認定の有効期限、旧規則第  
九条第一項から第三項までの認定の取消し、旧  
規則第十條第一項及び第二項の合併があつた場  
合の認定の承継、旧規則第十一條第一項及び第  
二項の株式交換等があつた場合の認定の承継並  
びに旧規則第十二條第一項、第三項、第五項、  
第七項、第九項、第十項及び第十一項の報告に  
ついては、なお従前の例による。

2 この省令の施行前に旧認定に係る旧規則第十  
三条第一項に規定する経営承継贈与者の相続が  
開始した場合には、同項の経済産業大臣の確認  
及び同条第四項の確認の取消しについては、な  
お従前の例による。この場合において、同条第  
一項中「以下この条において同じ。」並びに「  
とあるのは「以下この条において同じ。」及び  
第七條第二項に規定する申請書を提出している  
中小企業者並びに」と、「当該特別贈与認定中  
小企業者等に係る経営承継贈与者の相続が開始  
した場合(当該認定に係る贈与に係る贈与税申  
告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始し  
た場合を除く。)」には「とあるのは「当該特別  
贈与認定中小企業者等(同項に規定する申請書  
を提出しようとしている中小企業者を含む。))  
に係る経営承継贈与者の相続が開始した場合に  
は」と、それぞれ読み替へるものとする。

3 旧認定に係るこの省令による改正後の中小企  
業における経営の承継の円滑化に関する法律施  
行規則(以下「新規則」という。)第十三条第  
一項の経済産業大臣の確認及び同条第四項の確  
認の取消しについては、同条第一項第六号中  
「五人以上」とあるのは、「二人以上」と読み替  
へるものとする。

**第四条** この省令の施行前にされた旧規則第十六  
条第一項の確認又は旧規則第十七条第一項若し  
くは第二項の変更の確認の申請であつてこの省

令の施行の際確認をするかどうかの処分がされ  
ていないものに係るこれらの確認については、  
なお従前の例による。

**第五条** この省令の施行前にされた旧規則第十六  
条第一項の確認若しくは旧規則第十七條第一  
項若しくは第二項の変更の確認又は前条の規定に  
よりなお従前の例によることとされた確認(以  
下「旧確認」と総称する。)であつて次の各号  
のいずれかに該当するものに係る旧規則第十八  
条第一項の確認の取消しについては、なお従前  
の例による。

一 旧認定に係る旧確認  
二 附則第二条第一項又は第二項の規定により  
なお従前の例によることとされた認定の申請  
をしようとしている又は申請をした場合にお  
ける当該認定に係る旧確認

**第六条** 旧確認(前条各号のいずれかに該当する  
ものを除く。この条において同じ。)は、新規  
則第十六条第一項の確認又は新規則第十七條第  
一項若しくは第二項の変更の確認(以下「新確  
認」と総称する。)とみなす。

2 前項の旧確認に係る次の各号に掲げる者は、  
同項の規定によりみなされた新確認に係る当該  
各号に定める者とみなす。  
一 旧規則第十五条第三号の特定後継者 新規  
則第十五条第三号の特定後継者  
二 旧規則第十五条第四号の特定代表者 新規  
則第十五条第四号の特定代表者  
三 旧規則第十五条第六号の新たに特定後継者  
となることが見込まれる者がいる場合におけ  
る当該見込まれる者 新規則第十五条第六号  
の新たに特定後継者となることが見込まれ  
る者

**第七条** 平成二十一年三月三十一日までに中小企  
業者の代表者が当該中小企業者の株式等を贈与  
により取得した場合であつて、当該株式等が選  
択特定受贈同族会社株式等(所得税法等の一部  
を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)  
附則第六十四条第二項に規定する選択特定受贈  
同族会社株式等をいう。以下同じ。))又は選択  
特定同族株式等(同条第七項に規定する選択特  
定同族株式等をいう。以下同じ。))であるとき  
における新規則第六條第一項第八号の規定の適  
用については、当該株式等を当該代表者の被相  
続人から相続又は遺贈により取得した株式等と  
みなす。この場合において、同号ト(6)中  
「議決権の数が」とあるのは、「議決権(当該被

相続人がその相続の開始前に経営承継相続人と  
なる者に対して贈与をした選択特定受贈同族会  
社株式等(所得税法等の一部を改正する法律  
(平成二十一年法律第十三号)附則第六十四  
条第二項に規定する選択特定受贈同族会社株式  
等をいう。))又は選択特定同族株式等(同条第  
七項に規定する選択特定同族株式等をいう。))の  
うち当該経営承継相続人となる者が引き続き有  
しているものに係る議決権を含む。)の数が」と  
する。

**第八条** 平成二十一年三月三十一日までに中小企  
業者の特定後継者が当該中小企業者の株式等を  
贈与により取得した場合であつて、当該株式等  
が選択特定受贈同族会社株式等又は選択特定同  
族株式等であるときにおける新規則第十五条第  
一項第四号の規定の適用については、同号イ  
(一)中「当該代表者が有する当該中小企業者  
の株式等に係る議決権」とあるのは「当該代表  
者が有する当該中小企業者の株式等に係る議決  
権(当該代表者が当該中小企業者の特定後継者  
に対して贈与をした選択特定受贈同族会社株式  
等(所得税法等の一部を改正する法律(平成二  
十一年法律第十三号)附則第六十四条第二項に  
規定する選択特定受贈同族会社株式等をいう。  
以下同じ。))又は選択特定同族株式等(同条第  
七項に規定する選択特定同族株式等をいう。以  
下同じ。))のうち当該特定後継者が引き続き有  
しているものに係る議決権を含む。」と、同号  
ロ(一)中「当該代表者が有する当該中小企  
業者の株式等に係る議決権」とあるのは「当該  
代表者が有する当該中小企業者の株式等に係る  
議決権(当該代表者が当該中小企業者の特定後  
継者に対して贈与をした選択特定受贈同族会社  
株式等又は選択特定同族株式等のうち当該特  
定後継者が引き続き有しているものに係る議決  
権を含む。)」と読み替へるものとする。

**附則(平成二十二年六月三〇日経済産  
業省令第三六号)**  
この省令は、公布の日から施行する。

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
(施行期日)  
(経過措置)

**第二条** この省令の施行前に次の各号に掲げる事  
由があつた場合であつてこの省令の施行後に当  
該事由に係る法第十二条第一項の認定(当該各  
号に定める事由に係るものに限る。)の申請が  
されたときにおける同項の認定については、こ

この省令による改正前の中小企業に  
おける経営の承継の円滑化に関する法律施行

の省令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二十条の規定を除き、なお従前の例による。

一 贈与 この省令による改正前の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第六条第一項第七号の事由

二 相続 旧規則第六条第一項第八号の事由  
2 この省令の施行前にされた法第十二条第一項の認定の申請であつてこの省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものに係る同項の認定については、新規則第二十條の規定を除き、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にされた法第十二条第一項の認定及び前条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によりされた認定（以下「旧認定」と総称する。）に係る旧規則第八條第一項から第三項までの認定の有効期限、旧規則第九條第一項から第三項までの認定の取消、旧規則第十條第一項及び第二項の合併があつた場合の認定の承継、旧規則第十一條第一項及び第二項の株式交換等があつた場合の認定の承継並びに旧規則第十二條第一項、第三項、第五項、第七項、第九項、第十項及び第十一項の報告並びにこの省令の施行前に旧認定に係る旧規則第十三條第一項に規定する経営承継贈与者の相続が開始した場合における同項の経済産業大臣の確認及び同条第四項の確認の取消しについては、新規則第二十條の規定を除き、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行前にされた旧規則第十六條第一項の確認又は旧規則第十七條第一項若しくは第二項の変更の確認の申請であつてこの省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものに係るこれらの確認については、なお従前の例による。

第五条 この省令の施行前にされた旧規則第十六條第一項の確認若しくは旧規則第十七條第一項若しくは第二項の変更の確認又は前条の規定によりなお従前の例によることとされた確認（以下「旧確認」と総称する。）であつて次の各号のいずれかに該当するものに係る旧規則第十八條第一項の確認の取消しについては、なお従前の例による。

- 一 旧認定に係る旧確認
- 二 附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた認定の申請

をしようとしている又は申請をした場合における当該認定に係る旧確認（前条各号のいずれかに該当するものを除く。この条において同じ。）は、新規則第十六條第一項の確認又は新規則第十七條第一項若しくは第二項の変更の確認（以下「新確認」と総称する。）とみなす。

2 前項の旧確認に係る次の各号に掲げる者は、同項の規定によりみなされた新確認に係る当該各号に定める者とみなす。  
一 旧規則第十五條第三号の特定後継者 新規則第十五條第三号の特定後継者  
二 旧規則第十五條第四号の特定代表者 新規則第十五條第四号の特定代表者  
三 旧規則第十五條第六号の新たに特定後継者となる者が見込まれる者がいる場合における当該見込まれる者 新規則第十五條第六号の新たに特定後継者となる者が見込まれる者

附則（平成二四年三月三〇日経済産業省令第三号）  
この省令は、平成二四年四月一日から施行する。  
附則（平成二四年二月二八日経済産業省令第九〇号）  
この省令は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二五年一月一日）から施行する。

2 この省令の規定による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第六條第一項第六号及び同条第六項第六号並びに第十四條第三号の規定の適用については、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三條の規定による廃止前の家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の規定による審判の確定又は調停の成立は、家事事件手続法の規定による審判の確定又は調停の成立とみなす。

附則（平成二五年三月三〇日経済産業省令第一八号）  
この省令は、所得税法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二五年四月一日）から施行する。

- 1 この省令は、所得税法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二五年四月一日）から施行する。
- 2 この省令の施行前にされた中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二條第一項の認定の申請であつてこの省令の施行の際認定

定をするかどうかの処分がされていないものに係る同項の認定については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現に中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第十六條第一項の確認若しくは第十七條第一項若しくは第二項の変更の確認を受けている中小企業者又はこの省令の施行前にされた第十六條第一項の確認若しくは第十七條第一項若しくは第二項の変更の確認の申請であつてこの省令の施行後に当該申請に係る確認若しくは変更の確認を受けた中小企業者に対するこの省令による改正後の法律施行規則第六條第一項第八号ト（3）（i）並びに第七條第二項第二号及び第三号並びに第三項第二号及び第三号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附則（平成二五年七月一日経済産業省令第三五号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第六條第三項の改正規定（同項の表第六條第一項第八号ト（5）の項を削る部分に限る。）及び第二條中東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令第三條第八項の改正規定 公布の日
- 二 附則第五條第三項及び第五項 平成二六年一月一日（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の各号に掲げる事由があつた場合であつてこの省令の施行後に当該事由に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号。以下「法」という。）第十二條第一項の認定（当該各号に掲げる事由に係るものに限る。）の申請がされたときにおける同項の認定については、なお従前の例による。

- 一 贈与 この省令による改正前の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第六條第一項第七号の事由

二 相続 旧規則第六條第一項第八号の事由  
2 この省令の施行前にされた法第十二條第一項の認定の申請であつてこの省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものに係る同項の認定については、なお従前の例による。

3 この省令の施行前にされた法第十二條第一項の認定並びに第一項及び前項の規定によりなお従前の例によりされた認定（以下「旧認定」という。）に係る旧規則の規定の適用については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にされた旧規則第十六條第一項の確認又は旧規則第十七條第一項若しくは第二項の変更の確認の申請であつてこの省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものに係るこれらの確認については、なお従前の例による。

第五条 附則第二条の規定に関わらず、旧認定を受けた中小企業者（以下「旧法認定会社」という。）は、その者の選択により、この省令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第六條第一項第七号又は第八号に掲げる事由があつたことにより法第十二條第一項の認定を受けた中小企業者とみなして、新規則の規定の適用を受けることができる。

2 前条の規定に関わらず、前項の規定により新規則の規定の適用を受けることができるとされた中小企業者（以下「新法認定会社」という。）が旧震災省令第二條第一項の確認を受けている場合には、この省令による改正後の東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（以下「新震災省令」という。）の規定の適用を受けることができる。

- 3 第一項及び前項の規定は、旧法認定会社が、平成二十七年一月一日以後最初に到来する新規則第十二條第一項又は第三項の規定に基づく報告の期限までに経済産業大臣に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出した場合に限り、適用する。
  - 一 旧法認定会社の名称
  - 二 当該旧法認定会社の主たる事業所の所在地
  - 三 当該旧法認定会社の経営承継受贈者又は経営承継相続人の氏名
  - 四 新規則の適用を希望する旨
  - 五 当該旧法認定会社の経営承継受贈者又は経営承継相続人が所得税法等の一部を改正する



法律（平成二十五年法律第五号）附則第八十  
六条第四項、第八項又は第十二項に規定する  
者である旨

4 前項に規定する書面の提出があつたときは、  
次に掲げる日のいずれか遅い日から新規則の規  
定の適用を受けているものとみなす。

一 当該旧法認定会社の経営承継受贈者又は経  
営承継相続人に係る新規則第八條第二項の贈  
与税申告期限の翌日又は同条第三項の相続税  
申告期限の翌日  
二 平成二十七年一月一日

5 経済産業大臣は、第三項に規定する書面の提  
出があつたときは、当該旧法認定会社に対して  
新規則の規定を適用する旨を通知するものとす  
る。

6 第三項に規定する書面が同項に規定する期限  
までに提出されなかった場合においても、経済  
産業大臣が当該期限内に提出されなかったこと  
について提出者の責めに帰することができない  
やむを得ない事情があると認める場合におい  
て、当該事情がやんだ後遅滞なく当該書面が提  
出されたときは、当該書面が当該期限内に提出  
されたものとみなす。

第六條 新法認定会社に対する新規則第九條第二  
項第三号又は第三項第三号の規定の適用につ  
いては、同条第二項第三号中「贈与報告基準日  
（）」とあるのは「平成二十七年一月一日以後に  
到来する贈与報告基準日（）」と、同条第三項第  
三号中「相続報告基準日（）」とあるのは「平成  
二十七年一月一日以後に到来する相続報告基準  
日（）」とする。

（権限の委任）  
第八條 附則第五條第三項及び第五項の規定によ  
る経済産業大臣の権限は、当該旧法認定会社  
の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局長  
に委任するものとする。ただし、経済産業大臣  
が自らその権限を行うことを妨げない。

附則（平成二十七年三月三十一日経済産業  
省令第三二号）  
1 この省令は、所得税法等の一部を改正する法  
律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施  
行する。  
2 この省令の施行前にされた法第十二條第五項  
ただし書又は第七項ただし書の報告であつてこ  
の省令の施行の際確認をすかどうかの処分が  
されていぬものに係る同項の確認については、  
なお従前の例による。

附則（平成二十八年三月二五日経済産業  
省令第三七号）  
この省令は、中小企業における経営の承継の  
円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の  
施行の日（平成二十八年四月一日）から施行す  
る。

附則（平成二十九年三月三十一日経済産業  
省令第三八号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から  
施行する。

（経過措置）  
第二条 この省令による改正前の中小企業におけ  
る経営の承継の円滑化に関する法律施行規則  
（以下「旧規則」という。）第十二條の規定によ  
り経済産業大臣に対してされた報告又は経済産  
業大臣がした確認は、それぞれこの省令による  
改正後の中小企業における経営の承継の円滑化  
に関する法律施行規則（以下「新規則」とい  
う。）第十二條の規定により都道府県知事に対  
してされた報告又は都道府県知事がした確認とみ  
なす。

2 旧規則第十三條第三項若しくは第十六條第三  
項（第十七條第四項の規定により準用する場合  
を含む。）の規定により経済産業大臣がした確  
認又はこの省令の施行の際現に第十三條第一  
項、第十六條第一項、第十七條第一項若しくは  
第二項の規定により経済産業大臣に対してされ  
ている確認の申請は、それぞれ新規則第十三條  
第三項若しくは第十六條第三項（第十七條第四  
項の規定により準用する場合を含む。）の規定  
により都道府県知事がした確認又は新規則第十  
三條第一項、第十六條第一項、第十七條第一項  
若しくは第二項の規定により都道府県知事に対  
してされている確認の申請とみなす。

3 旧規則第九條第一項から第三項まで、第十三  
條第四項及び第十八條第一項の規定により経済  
産業大臣がした認定の取消し又はこの省令施行  
の際現に第九條第五項及び第十八條第二項の規  
定により経済産業大臣に対してされている取消  
しの申請は、それぞれ新規則第九條第一項から  
第三項まで、第十三條第四項及び第十八條第一  
項の規定により都道府県知事がした認定の取消  
し又は新規則第九條第五項及び第十八條第二項  
の規定により都道府県知事に対してされている  
取消しの申請とみなす。

第三条 次に掲げる者は、新規則第九條第三項に  
規定する特別相続認定中小企業者若しくは特別  
相続認定中小企業者であつた者（同項の規定に  
より当該認定が取り消された者を除く。）又は  
第十三條第一項に規定する特別贈与認定中小企  
業者等（以下、総称して「特別認定中小企業者  
等」という。）とみなして、新規則第一条第六  
項及び第十五項から第十九項まで、第九條第二  
項第三号及び第三項第三号、第十條第四項及び  
第五項、第十一条第四項の表第九條第三項第三  
号の項、同条第五項の表第九條第三項第三号の  
項及び同条第五項の表第六條第三項の規定によ  
る読替え後の第九條第三項第三号の項、第十二  
條第十一項第二号、第十三條第一項及び第二十  
二條の四（第十三條の二、第十三條の三、及び  
第十三條の四の規定については、平成二十八年  
四月一日以後に発生した新規則第一条第十五項  
に規定する災害等により新規則第十三條の第二  
項各号に掲げる事由に該当することとなつた  
場合に限る。）の規定を適用する。

一 中小企業における経営の承継の円滑化に関  
する法律施行規則の一部を改正する省令（平  
成二十二年三月三十一日経済産業省令第十七  
号）附則第三条の規定によりなお従前の例に  
よることとされた者  
二 中小企業における経営の承継の円滑化に関  
する法律施行規則の一部を改正する省令（平  
成二十三年六月三〇日経済産業省令第三六  
号）附則第三条の規定によりなお従前の例に  
よることとされた者  
三 中小企業における経営の承継の円滑化に関  
する法律施行規則の一部を改正する省令（平  
成二十五年七月一日経済産業省令第三五号）  
附則第二条の規定によりなお従前の例による  
こととされた者

2 新規則第十三條第一項及び第二項の規定は、  
平成二十九年一月一日以後に特別贈与認定中小  
企業者等に係る経営承継受贈者（新規則第六條  
第一項第八号ト（七）に規定する者をいう。）  
の相続が開始した場合に適用する。

第四條 前条に掲げる者に対する次の表の上欄に  
掲げる規定の適用については、これらの規定中  
同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げ  
る字句と読み替えるものとする。

新規則	贈与雇用判定期間（当 該特別贈与認定中小企 業者の経営承継受贈者	贈与報告基準 日（第十二條 第一項の贈与

第九條第二項三  
日（第十二條  
第一項の贈与  
と）

の贈与税申告期限の翌  
日から当該認定の有効  
期限までの期間をいう。  
以下この号並びに第十  
三條の三第一項及び第  
二項において同じ。）の  
末日又は臨時贈与雇用  
判定期間（当該特別贈  
与認定中小企業者の経  
営承継受贈者の贈与税  
申告期限の翌日から当  
該認定の有効期限まで  
の期間内に当該特別贈  
与認定中小企業者の経  
営承継受贈者又は経営  
承継受贈者の相続が開  
始した場合（経営承継  
受贈者の相続が開始し  
た場合にあつては、当  
該相続の開始の日の翌  
日から八月を経過する  
日まで）に第十三條第二  
項に規定する申請書を  
都道府県知事に提出し、  
かつ、同条第一項の確  
認を受けた場合を除く  
。）における当該贈与税  
申告期限の翌日から当  
該相続の開始の日の前  
日までの期間をいう。  
以下この号及び第十三  
條の三第一項において  
同じ。）の末日におい  
て、当該贈与雇用判定  
期間内又は当該臨時贈  
与雇用判定期間内に存  
する当該特別贈与認定  
中小企業者の贈与報告  
基準日（第十二條第一  
項の贈与報告基準日を  
いう。以下この号にお  
いて同じ。）におけるそ  
れぞれの常時使用する  
従業員の数合計を当  
該贈与雇用判定期間内  
又は当該臨時贈与雇用  
判定期間内に存する当

報告基準日を  
いう。）又は臨  
時贈与報告基  
準日（同条第  
十一項の臨時  
贈与報告基準  
日をいう。）に  
おいて、当該  
特別贈与認定  
中小企業者の  
常時使用する  
従業員の数が

新規則第九項第三号		新規則第十條第四項	
<p>該贈与報告基準日の数 で除して計算した数が、 相続雇用判定期間(当 該特別相続認定中小企 業者の経営承継相続人 の相続税申告期限の翌 日から当該認定の有効 期限までの期間をいう。 以下この号及び第十三 条の三第五項において 同じ。)の末日におい て、当該相続雇用判定 期間内に存する当該特 別相続認定中小企業者 の相続報告基準日(第 十二条第三項の相続報 告基準日をいう。以下 この号において同じ。) におけるそれぞれの常 時使用する従業員の数 の合計を当該相続雇用 判定期間内に存する当 該相続報告基準日の数 で除して計算した数が、</p>	<p>従業員の数に当該吸収 合併がその効力を生ず る日から贈与雇用判定 期間の末日までの期間 内又は臨時贈与雇用判 定期間の末日までの期 間内に存する贈与報告 基準日の数を乗じてこ れを贈与雇用判定期間 内又は臨時贈与雇用判 定期間内に存する贈与 報告基準日の数で除し て計算した数を、</p>	<p>従業員の数に当該新設 合併設立会社の成立の 日から贈与雇用判定期 間の末日までの期間内 又は臨時贈与雇用判定 期間の末日までの期間 内に存する贈与報告基 準日の数を乗じてこれ を贈与雇用判定期間内 又は臨時贈与雇用判定 期間内に存する従業員 の数を、</p>	<p>従業員の数に当該新設 合併設立会社の成立の 日から相続雇用判定期 間の末日までの期間内 に存する相続報告基準 日の数を乗じてこれを 相続雇用判定期間内に 存する相続報告基準日 の数で除して計算した 数を、</p>

新規則第十條第五項		新規則第十條第五項	
<p>期間内に存する贈与報 告基準日の数で除して 計算した数を、</p>	<p>従業員の数に当該吸収 合併がその効力を生ず る日から相続雇用判定 期間の末日までの期間 内に存する相続報告基 準日の数を乗じてこれ を相続雇用判定期間内 に存する相続報告基準 日の数で除して計算し た数を、</p>	<p>従業員の数に当該新設 合併設立会社の成立の 日から相続雇用判定期 間の末日までの期間内 に存する相続報告基準 日の数を乗じてこれを 相続雇用判定期間内に 存する相続報告基準日 の数で除して計算した 数を、</p>	<p>従業員の数に当該新設 合併設立会社の成立の 日から相続雇用判定期 間の末日までの期間内 に存する相続報告基準 日の数を乗じてこれを 相続雇用判定期間内に 存する相続報告基準日 の数で除して計算した 数を、</p>

第十條第四項の表第九項第三号の項

<p>当該認定に係る贈与の 時における常時使用す る従業員の数</p>	<p>当該特別贈与認定中小 企業者及び株式交換完 全子会社等の常時使用 する従業員の数の合計</p>	<p>当該特別贈与認定中小 企業者及び株式交換 完全子会社 等の常時使用 する従業員の 数の合計数が、</p>	<p>当該特別贈与 認定中小企業 者及び株式交 換完全子会社 等の常時使用 する従業員の 数の合計数が、</p>
---	--	---	--

新規則第十條第五項の表第九項第三号の項

<p>常時使用する従業員の 数の合計</p>	<p>当該認定に係る相続の 開始の時ににおける常時 使用する従業員の数</p>	<p>当該特別相続認定中小 企業者及び株式交換完 全子会社等の常時使用 する従業員の数の合計</p>	<p>当該特別相続 認定中小企業 者及び株式交 換完全子会社 等の常時使用 する従業員の 数の合計数が、</p>
----------------------------	---	--	--

新規則第十一條第五項の表第六條第三項の号の項の

<p>当該特別相続認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数</p>	<p>当該特別相続認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数</p>	<p>常時使用する従業員数の合計 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人の被相続人からの贈与の時に於ける常時使用する従業員の数</p>
--	--	---

<p>第五條 第三條第一号及び第二号に掲げる者に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>	<p>新規則第二十条第一項第二号 人の被相続人からの贈与の時に於ける株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該特別相続認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前に於ける常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数を加えた数</p> <p>当該特別相続認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に経営承継贈与者の相続が開始した場合における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。の末日において、当該臨時贈与雇用報告期間内に存する当該特別贈与認定中小企業者の贈与報告基準日に於けるそれぞれの日における当該臨時贈与雇用報告期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数</p>
---	--

<p>第七條 第三條に掲げる者に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>	<p>新規則第十三條第一項及び第二項 特定特別子会社 特別子会社</p> <p>第六條 第三條に掲げる者に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p> <p>新規則第三十条第一項第八号 当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者が、次に掲げるいずれにも該当する者であること。</p> <p>当該特別贈与認定中小企業者等の代表者（代表権を制限されている者を除き、第九條第四項各号のいずれか）に該当する者を含む。であつて、当該相続の開始の時に於いて、当該経営承継受贈者と係る同族関係者と合せて当該特別贈与認定中小企業者等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該特別贈与認定中小企業者等の株式等に係る議決権の数が、当該同族関係者が有する当該株式等に係る議決権の数も下回らない者であること。</p> <p>当該相続の開始の直前に於いて、当該経営承継贈与者の親族であつたこと。</p>
---	---

<p>新規則第三十条第二項第二号 又は当該特定贈与認定中小企業者の贈与雇用判定期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この条において同じ。）の末日において、当該贈与雇用判定期間内に存する当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数が、</p>	<p>新規則第三十条第二項第二号 生じた日 にあつては災害等が発生した日（当該日が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の施行の日以前である場合には、当該施行の日。）</p> <p>又は当該特定贈与認定中小企業者の贈与報告基準日若しくは臨時贈与報告基準日における被災事業所の常時使用する従業員の数</p>
---	---



<p>新規則第三十の条第四の項第一の表第三の条第一</p>	<p>「一項第七号」とあるのは「第六号第一項第八号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は当該臨時贈与雇用判定期間の末日において」とあるのは「において」と、「贈与報告基準事業年度」とあるのは「相続報告基準事業年度」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日までに」とあるのは「までに」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日」とあるのは「の翌日」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日における」とあるのは「において」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日において」とあるのは「において」と、</p> <p>従業員の数に当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該臨時贈与雇用判定期間の末日の数を除いて計算した数が、当該認定に係る贈与の時に係る当該事業所の</p> <p>従業員の数に当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該臨時贈与雇用判定期間の末日の数を除いて計算した数が、当該認定に係る贈与の時に係る当該事業所の</p>
-------------------------------	---

第二項の号

<p>当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該臨時贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該臨時贈与報告基準日の数を除いて計算した数が、当該認定に係る贈与の時に係る当該事業所の</p> <p>当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該臨時贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該臨時贈与報告基準日の数を除いて計算した数が、当該認定に係る贈与の時に係る当該事業所の</p>	<p>当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該臨時贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該臨時贈与報告基準日の数を除いて計算した数が、当該認定に係る贈与の時に係る当該事業所の</p> <p>当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該臨時贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該臨時贈与報告基準日の数を除いて計算した数が、当該認定に係る贈与の時に係る当該事業所の</p>
---	---

<p>新規則第三十の条第四の項第一の表第三の条第一</p>	<p>贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数を除いて計算した数を、それぞれ加えた数</p> <p>当該売上事業年度における売上金額</p> <p>売上事業年度（贈与報告基準事業年度のうちに、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額</p>
-------------------------------	--

<p>新規則第三十の条第四の項第一の表第三の条第一の号三</p> <p>贈与の時における常時使用する従業員の数の合計を当該臨時贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該臨時贈与報告基準日の数を除いて計算した数が、当該認定に係る贈与の時に係る当該事業所の</p>	<p>新規則第三十の条第四の項第一の表第三の条第一の号三</p> <p>贈与の時における常時使用する従業員の数の合計を当該臨時贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該臨時贈与報告基準日の数を除いて計算した数が、当該認定に係る贈与の時に係る当該事業所の</p>
---	---

新規則第十	新規則第三十條第四項第二號の項第三第一項第二號の中項	項下欄
合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基	当該事業所の常時使用する従業員の数に当該認定に係る贈与の時に於ける当該事業所の常時使用する従業員の数	定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数を、それぞれ加えた数に對する当該特定贈与認定中小企業者の
合計数	当該事業所の常時使用する従業員の数に当該認定に係る贈与の時に於ける常時使用する従業員の数	
新規則第三十條	第三十條第三項第二號の項下欄	
当該特定贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額	直前における常時使用する従業員の数に当該認定に係る贈与の時に於ける当該事業所の常時使用する従業員の数	準日の数で除して計算した数
当該特定贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額（贈与報告基準事業年度のうちに、災害等が発生した日の属する事業年度以前	直前における常時使用する従業員の数	の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項における売上金額
新規則第三十條第三項第一	第四項第三號の中項	
当該特定贈与認定中小企業者及び株式会社等の子会社等における売上金額	当該特定贈与認定中小企業者及び株式会社等の子会社等の売上事業年度（贈与報告基準事業年度のうちに、災害等が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額	
新規則第三十條第四	第三十條第四項第三號の項下欄	項下欄の号
「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、	常時使用する従業員の数に当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用基準日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数	常時使用する従業員の数
「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度」とあるのは「第十二条第三項第六号に規定する相続報告基		

項三	準事業年度」と、
	「相続報告基準日」と、「第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度」とあるのは「第十二条題三項第六号に規定する相続報告基準事業年度」と、

**附則（平成二十九年一月二五日経済産業省令第七九号）**

この省令は、中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十六号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

**附則（平成三〇年三月三一日経済産業省令第二二号）**

**第一条** この省令は、所得税法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

**第二条** この省令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成三十年一月一日以後に中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を贈与により取得した場合に適用し、同日前に中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を贈与により取得をした場合は、なお従前の例による。

**2** 新規則の規定は、平成三十年一月一日以後に中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得した場合に適用し、同日前に中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得をした場合は、なお従前の例による。

**3** この省令による改正前の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（旧規則）という。）第一条第十八項に規定する贈与認定前中小企業者、同条第十九項に規定する相続認定前中小企業者、第九条第二項に規定する特別贈与認定前中小企業者及び同条第三項に規

定する特別相続認定中小企業者については、それぞれ新規則第一条第二十項に規定する贈与認定前中小企業者、同条第二十二項に規定する相続認定前中小企業者、第九条第二項に規定する第一種特別贈与認定中小企業者及び第九条第三項に規定する第一種特別相続認定中小企業者となし、新規則の規定を適用する。

**附則（平成三〇年七月六日経済産業省令第四〇号）**

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

**附則（平成三一年三月二九日経済産業省令第四〇号）**

**第一条** この省令は、所得税法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三一年四月一日）から施行する。

**第二条** この省令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成三十一年一月一日以後に他の個人である中小企業者の特定事業用資産を贈与により取得した場合に適用する。

**2** 新規則の規定は、平成三十一年一月一日以後に他の個人である中小企業者の特定事業用資産を相続又は遺贈により取得した場合に適用する。

**3** 新規則第一条第十二項ただし書及び第十三項ただし書の規定は、この省令の施行の日以後にこれらの規定に規定する事由が生ずる場合に適用する。

**4** この省令の施行の日から平成三十四年三月三十一日までの間における新規則第六条第十六項第七号二の規定の適用については、この規定中「十八歳」とあるのは「二十歳」とする。

**附則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）**

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附則（令和元年七月二日経済産業省令第二〇号）**

この省令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

**附則（令和元年九月二日経済産業省令第三六号）**

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

**附則（令和二年三月三一日経済産業省令第三〇号）**

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

**附則（令和二年九月一六日経済産業省令第七五号）抄**

**第一条** この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

**附則（令和二年二月二八日経済産業省令第九二号）**

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**附則（令和三年三月三一日経済産業省令第三〇号）**

**第一条** この省令は、令和三年四月一日から施行する。

**附則（令和三年三月三一日経済産業省令第三〇号）**

**第二条** この省令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第六条第一項第八号、第十号、第十二号（ト）（五）を除く。）及び第十四号（ト）（五）を除く。）第三項（同項の表第二十條第二項、第五項、第九項、第十一項及び第十三項の項を除く。）第九項並びに第十二項の規定は、この省令の施行の日以後に中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得した場合に適用し、同日前に中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得をした場合は、なお従前の例による。

**附則（令和三年七月三〇日経済産業省令第六五号）抄**

**1** この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

**附則（令和四年四月一日経済産業省令第四一號）**

**1** この省令は、令和四年四月一日から施行する。

く。）第九項並びに第十二項の規定は、この省令の施行の日以後に中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得した場合に適用し、同日前に中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を相続又は遺贈により取得をした場合は、なお従前の例による。

**附則（令和三年七月三〇日経済産業省令第六五号）抄**

**1** この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

**附則（令和四年四月一日経済産業省令第四一號）**

**1** この省令は、令和四年四月一日から施行する。

**2** 第六条第一項の改正規定（同項第七号ト（三）、同項第九号ト（二）、同項第十一号ト（二）及び同項第十三号ト（二）中「二十歳」を「十八歳」に改める部分に限る。）は、令和四年四月一日以降に中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を贈与により取得した場合に適用し、同日前に中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を贈与により取得した場合は、なお従前の例による。

**附則（令和四年八月三一日経済産業省令第六八号）**

**1** この省令は、公布の日から施行する。

**附則（令和四年九月一日経済産業省令第七一號）**

**1** この省令は、令和四年九月一日から施行する。

**2** この省令の施行前にされた中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項の規定の申請であつてこの省令の施行の際認定をするかどつかの処分がされていないものに係る同項の規定については、なお従前の例による。

**3** この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附則（令和四年九月一日経済産業省令第七一號）**

**1** この省令は、令和四年九月一日から施行する。

**2** この省令の施行前にされた法第十二条第一項の認定については、改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第十







様式第10の2 (学校種別等別・学年・年度別) (申請書等別) (申請書)  
 認定教育申請書  
 年 月 日  
 申請者(個人) 氏 名  
 住所(〒) 番 号  
 町 丁目 番 号  
 電話番号( )  
 郵便番号( )  
 申請書の提出  
 年 月 日付の中小企業に対する認定申請書の提出に際しては申請  
 書1通(申請書1部)を提出し、併せて、認定申請書1通(申請書1部)を提出し、認定申請書の提出に  
 よって認定の取扱いを申請します。

認定年月日及び番号  
 (備考)  
 ① 申請書の提出は、日本郵政特例法4.4.1による。  
 ② 申請書1部を提出する。  
 (認定書別紙)  
 申請者が個人である場合は、認定書に住所及び氏名を記載する。

様式第10の3 (学校種別等別・学年・年度別) (申請書等別) (申請書)  
 認定教育申請書  
 年 月 日  
 会社所在地  
 番 号  
 町 丁目 番 号  
 電話番号( )  
 郵便番号( )  
 申請書の提出  
 年 月 日付の中小企業に対する認定申請書の提出に際しては申請  
 書1通(申請書1部)を提出し、併せて、認定申請書1通(申請書1部)を提出し、認定申請書の提出に  
 よって認定の取扱いを申請します。

認定年月日及び番号  
 (備考)  
 ① 申請書の提出は、日本郵政特例法4.4.1による。  
 (認定書別紙)  
 ① 申請者が個人である場合は、認定書に住所及び氏名を記載する。  
 ② 中小企業に対する認定申請書の提出に際しては申請書1部  
 (申請書1部)を提出し、併せて、認定申請書1通(申請書1部)を提出し、認定申請書の提出に  
 よって認定の取扱いを申請する。

- 様式第11 (略)
- 様式第12 (略)
- 様式第12の2 (略)
- 様式第13 (略)
- 様式第14 (略)
- 様式第15 (略)
- 様式第16 (略)
- 様式第17 (略)
- 様式第17の2 (略)
- 様式第17の3 (略)
- 様式第18 (略)
- 様式第19 (略)
- 様式第19の2 (略)
- 様式第20 (略)
- 様式第20の2 (略)
- 様式第20の3 (略)
- 様式第20の4 (略)
- 様式第20の5 (略)
- 様式第20の6 (略)
- 様式第20の7 (略)
- 様式第20の8 (略)
- 様式第20の9 (略)
- 様式第20の10 (略)
- 様式第21 (略)

- 様式第21の2 (略)
- 様式第21の3 (略)
- 様式第22 (略)
- 様式第23 (略)
- 様式第24 (略)
- 様式第24の2 (略)
- 様式第24の3 (略)
- 様式第24の4 (略)
- 様式第25 (略)
- 様式第26 (略)
- 様式第27 (略)
- 様式第28 (略)
- 様式第29 (略)